かるべきを保障せり實にや此新政策は土人君主國の國權を保存し之れに愼重なる節制を加へたるものと云ふべく彼の所謂附屬的孤立の觀念は茲に一變して附屬的合同の狀態となり關所の法は別に之れを廢止したるにあらざるも彼の暴動以來は之れを實地に適用したることなく殆むど凡ての印度君主に對し却て彼等が英國女皇に忠誠なるの故を以て特に養子相續の權利を認むるの勅詔を與へたり之れを以て印度諸國は其主權幷に職分に對し何等の直接若くば公然の干涉を受くることなきに到り充分安堵の念を嵩むる事を得たり於茲乎彼等君主は印度政廳の駐劄官を目して經驗に富み且つ信任すべき有用の助言者となし駐劄官も亦た彼等の尊嚴を害せざるべき方法を擇びたり是れ一國民を支配するの要訣を得たるものと云ふべく若し夫れ國民の性情を看取するなくむば巧妙なる手段も遂には之れを施すの餘地なきに到るべし

今土人國に對する制限を摘要すれば左の如し

(一) 自國の利害の爲め戰爭其他の敵對行爲をなすことを得ざるは勿論土人國相互間又は外國と政治的關係を維持することを得ず

(二) 駐劄官の同意を得ずして外國人又は英國臣民と借款交涉を開くことを得ず

(三) 關稅及び租稅は適度を失すべからず

(四) 宗教の自由は印度諸國を通じて完全に維持せられざるべからず

(五) 大失政非人道的行爲又は公德蹂躙は直ちに印度政廳干涉の原因たるべし

ハリス卿は一千八百九十年カンベーのナワブに與へたる書中に於て印度政廳の地位を說明して曰く英國政府は恰かも暴虐を恣にせむが爲めに存在するが如き國權に對する服從を强制するの非難を甘受するに忍びずと然れども彼の暴動以來失政に對する干涉は土着君主の廢立を以て限度となし之れを沒收して印度政廳直接の支配下に置くか如きは策の得たるものにあらずとせられ從つて一千八百五十年以後土人國の面積は毫も減縮せられざるのみならず却つて一千八百三十一年以來印度政廳の直接配下に沒收せられしマイソール國の再興を見たり統治の實權は一千八百八十一年に至つて還付せら

る）而して其交付證書は印度政廳と該國との一切の關係を包含せる頗る重要の書類なり一千八百五十八年以來干渉の必要を見たるはバロダ及びマニプールの兩國にしてバロダ王は大失政の故を以て一千八百七十五年廢せられ同家の王族を以て之れに代へ其未成年中は駐劄官サー、リチャード、ミード將軍をして英國式に則り以て行政全部の改革を見るに至りぬ而して英國駐劄官の一時的直接施政によりマイソール及びバロダ兩國に於ける行政の進歩は印度諸國中之れに比すべきものなくマニプールに對する干渉は內亂の爲め再び現王朝を して國權を保有せしめたり

印度諸王の獨立して軍を起すことは元より禁止せられ各國內に於ける兵數も亦た印度政廳の命令を以て之を限定するあれども彼等の軍事的精神は或る程度まで之れを訓育し以て帝國防衞の任を分たしむることゝせり卽ち西北境上戰亂の將に起らんとせる一千八百八十五年及び其の後一千八百八十七年に於て多數の印度國王は印度政廳に建議して各自の軍隊を召集し帝國防衞の爲め聯合軍の一部たらむことを要求せり此建議遂に納れられ現今に於ては二十の

印度國王は合計一萬八千の軍隊を英國印度軍援助の目的を以て養成せらる而して之等の軍隊は各其國王の配下に屬し邦家有事の際に於てのみ印度英國軍司令官の指揮の下に置かるゝものとす而して印度政廳は其洋式訓練を補助する爲め常に一定の將校を供給しつゝあり

土人諸國に對して漸次英國法權を擴張するに關しては又た幾多の至難なる問題あり已に述べたるが如く此等諸國は國際公法上獨立主體たるの資格は之を失へりと雖も司法權の管轄上より之れを論ずれば尙ほ充分其前狀を維持するものと云わざるべからず之等諸國の印度政廳に對し及び印度政廳を通じて英國政府に對する關係は單に人的關係に止まり英國議院幷に印度立法府の法律は原則として其領土內に適用せらるゝことなし最も土人國の行政は印度政廳の特別命令によりて行動する駐劄官の手によりて一定の程度迄は之れを指揮することを得べきも更らに印度若くば英國立法が土人國の行政に透徹し得べき一層直接なる方法の有無を研究するは最も重要なり

吾人は此直接の影響に三箇の淵源あるを認む曰く第一治外法權第二印度委員

會法の規定第三印度總督が帝權の代表者として締結せる特別の條約幷に協定之れなり治外領事裁判權は後章論ずるが如く常に民族法を殖民地方殊に保護地域内に輸入するの目的に應用せられ保護地域に於ける本國臣民幷に交親國臣民に對する裁判管轄權及び土人に對する任意裁判權は其廣さに於ても亦た深さに於ても漸次增大して其地の舊制度に代らむとせり此點に關する一千八百九十年の英國々外裁判令は歐洲文明に屬せざる諸外國幷に英國の保護地域に適用せらるゝ者にして英國裁判所の此等の地方に於ける特別管轄權の範圍は通常次ぎの如し卽ち英國臣民幷に其財產任意に裁判を求むる外國人(保護地域内に於ける土人をも含む)及び條約を以て其管轄の下に置かれたる外國人之れなり而して新たに保護地域の設定せらるゝ場合に於ては諸外國從來の領事裁判權は條約によりて加護國裁判所の管轄に移さるべし多くの場合に於て司法上の干涉は只だ在留英國臣民及び外國人に對する單純なる領事裁判權に止まるとあるも元來斯かる制度は直ちに土人の任意控訴を承認し且つ土人の裁判所幷に法律に對し强大なる摸範的勢力を有す而して土人國に對する直接立

法行爲を否認する條約も此準領事裁判權の行使は之れを妨ぐるものにあらず」一千八百六十一年の印度委員會法により印度立法委員會は印度諸君主の領土幷に同盟國内に於ける凡ての印度政廳の官吏に對して法律を制定するの權能を與へたるが後年に至り其權限大に擴張せられ固有の印度臣民幷に土人國内に於ける凡ての英國臣民に對する法律設定の權限を認められたり然れども固有の印度臣民なる語は直接配下の印度臣民のみを指し保護地域の臣民を包含せざるを以て印度立法委員會は此等の地域に對しては何等直接の領土的立法權を有せす又た英國印度裁判所の管轄權を直領以外に擴張せしむるの權能なし而して此種の立法的勢力に對し一千八百六十三年ボーバル君主は英國法權はボーバル國内に輸入せらるゝことなしとの條約を引きて抗議をなしたるが其答辯は英領印度の普通司法制度は勿論土人國内に延長せらるゝことなしと雖も英國の官吏幷に臣民に對する主權の直領以外に行使せらるゝは敢て妨げざる所なりと云ふに在りしなり

委員會を率ひたる印度總督は英國皇帝の主權の代表者たる資格に於て强大な

る權力を有し各土人國と協定して一定の事項を具する裁判管轄權を英國裁判所に移轉せしむることを得例へば土人國内に於ける鐵道幷に電信に關する事件の控訴は斯くの如くして凡て英國法權の下に置かれたり或る場合に於ては鐵道用地の全然印度政廳へ割讓せられたることあるもこは只だ裁判管轄のみを移轉するを以て寧ろ得策なりと信ぜらる更らに各王國に於ける官廳幷に軍隊屯營の敷地も亦た均しく直接英國法權の下に置かることゝしたり夫れ斯くの如く條約上の義務に違反することなく而かも直接支配によるにあらずして尚ほ能く英國法權の保護地域に侵入し得べき方法を講ずることを得たるのみならず而かも諸國に於ける固有の法律幷に慣習は依然として存續せしめたり是れ蓋し全然之れを排斥するは策の得たるものにあらざるに因らん而して英國の法庭及び法律の勢力は交通の利益に大關係を及ぼす場合幷に土人の任意に裁判を求むる場合の裁判權によりて漸次強大となり宛かも中世の英蘭土に於て國王裁判所の普通法が種々の牴觸せる地方慣習を排して之れに代わるが如く印度に於ても亦た英國の原則を基礎とし而かも地力の必要と

調和せられたる一の普通法は各保護地域を通じて發達しつゝあり

印度の土人國は宛然島嶼の如く英國直領間に點々散在せるが故に英國直接行政の單調を破り以て各種の經驗を得るに便ならしむると同時に頻繁なる土人の蜂起に對して恰かも渠砦の如き形を成し曾だに其經費及び責任の點に於て英國雙肩の重荷を除斥するの便利あるのみならず土着諸王をして素養深く且つ經驗に豐かなる英國官吏との不斷の接觸により善政の一般を領得するの機會を得せしむ加之此制度は更らに土人をして英國の敢て他意なきに信賴し其固有の慣習及び文明の安全を自覺せしめ延ひて直接牧民の上に少なからざる便宜を與ふるものなり斯くの如き種々の理由により保護地域の制度は實に印度に於て殆んど永久的制度たらむとするに至れり

土人國を遇する此方法はサー、アンドリユー、クラーク之れを馬來半島諸國に施して甚だ好成蹟を收め得たり一千八百七十三年氏の海峽殖民地知事として新嘉坡に赴任するや附近の諸國は土人と移住支那人との確執殆んど其極に達し生命財産の安全は得て望むべからず凡て革命無政府の狀態に陷れり當時ペラ

クの會長等は其弊に耐へずして英國の保護を仰がむことを思ひ一千八百七十四年バンコールの條約によりて英國の駐劄官を迎へ以て其言に從はんことを聲言するに至り其後他の馬來諸國も亦た相次で同樣の條約を締結せりクラーク氏は一千八百八十九年倫敦商業會議所に於て演說を試み斯かる好果を收め得たる所以の理を說明して曰く「余が施政の原則は頗る單純なりペラク會長の如き種類の土人に對しては個人的勢力の效果常に最も大なるを以て余は專ら此勢力を應用せんことを努め苟くも能ふべくむば則ち常に彼等と會見を求め彼等失政慘禍の及ぶ所を一々指摘せり卽ち彼等の眞の利益は平和、商業及び開國に在れば無政府の狀態と不規則の歲入に代ふるに余は平和と富裕の獲らるべきを以てし布衣の彼等に云へり若し彼等にして常に余に信賴せば余は必らず彼等に纏わしむるに絹布を以てせんと余は彼等の主權を減縮することなくして國內の秩序を回復すべき助言を提供しぬ而して彼等は喜んで之れを傾聽したり蓋しシルクハットを戴くものと頭巾を被るものとに論なく是れ一般の人情なればなり云々」と一千八百九十年七月ペラク、サランゴール、ネグリ、センビラン及びペーアンの諸國は一の聯邦條約を結び爾來馬來聯邦として知らるゝ而して此等各邦に配置せらるゝ英國の駐劄官は駐劄總長の指揮監督に屬し駐劄總長は英國高等委員としての海峽殖民地知事に對して責任を負ふものとせり又馬來國防軍の一個聯隊は印度に於ける帝國勤務軍(Indian Imperial Service Troops)に則り之を組織す

上述の印度內部に於ける保護地域の外之れと多少其趣きを異にする保護地域の印度政廳保護の下に屬するもの亦た少なからず蓋し此等は凡て國境若くば其通路に衝たるが故に之れを境上保護地域又は通路保護地域と云ふを得べし亞細亞に於ける所謂境上保護地域とは宛かも歐洲の永久中立國と同一の效力を有し只だ其異なる點は後者は國際協定を以て聲明せられ歐洲小弱國の任意に撰ぶ所なるに反し亞細亞に於ては弱小國の中立維持に全然信賴すること能わずして關係國自からが常に監視を嚴にせざるを得ざるの點にあり

抑も境上保護地帶の適例は亞富汗にして其君主は英國の勢力に掩護せられ露國の壓迫及び內部の謀反に對して其地位を維持し印度政廳より年々百八十萬

ルピーの補助金幷に軍器彈藥を補給せらる而して印度政廳は亞富汗の國權と獨立とを掩護保障するの報酬としてカブールに外交官を派遣駐劄せしむるの特權を有し以て亞富汗をして二心なからしめむことを期せり而かも其獨立君主たるの觀念を破らざらんが爲め努めて內政の干涉を避けつゝあり前王アブダル、ラーマンが印度政廳との外交に代へ直接倫敦政府との外交々通を開かんことを以て畢生の目的としたるは獨立國王たるの確認幷に印度諸國王との區別を得むことを欲したるに在り然れども英國政府は印度統治の安全を期せんが爲めには比隣との關係上、亞富汗を印度政廳の手に置かざるべからざるを認め斷然前王の要求を斥けたり其他ベルヂスタンに於ても亦た幾多の細小なる境上保護地帶あり蓋し之等の保護地帶はサー、ロバート、サンデマンが得意の懷柔策を以て酋長等の權力を保障し友誼的助言を與へ漸次彼等の行動を左右し監督するの實を得たるなり

印度政廳に屬する通路保護地帶はオーマン、ンコトラ亞丁幷に波斯灣政廳なり斯くの如くにして英國の政治的勢力は印度に達する交通線上の各要所に扶殖

せられ波斯のブシーアに於ける波斯灣政廳(Persian Gulf Political Agency)は他と少しく選を異にし正確に其性質を定義すること難しと雖も其目的とする所は南部波斯幷に波斯灣沿岸に於ける英國の利益を保護するに在れば是れ又た保護地帶の幼芽にして只だ其發端の聊か例外に屬するに在るのみ其如何に重要なるかは該地方に於ける英佛露の目的の衝突を察するも直ちに之れを知り得べし而して此等の保護地帶に於ては英國の駐劄官は國內衞生上の改良を助言幷に英國の利益を保護するの外か其內政上に何等の干涉を行ふことなし

埃及も亦た少なくも其英國占領の紀元及び經過を考ふるときは之れを通路保護地帶の一に算入することを妨げず埃及は元より印度政廳の配下に屬するものにあらずと雖も其行政に從事する英國官吏の多數は印度行政の薰陶を受けたるものなれば埃及は自然印度政廳の勢力下に置かるゝものと云ふを得べし然れども何等の保護條約によるにあらざれば英國公然の保護權は決して明確なりと云ふことを得ず左れば英國に於ても敢て公然之れを主張することをなさず其占領の繼續によりて事實上の支配の成熟し以て慣習法上の權利の發生

するを待つものゝごとし何ぞや是れ英國の勢力以外更らに一二の國際的制度の存する在ればなり彼の列國委員の公債整理幷に國際混合裁判所(埃及人以外の外人の權利に關渉する事件は凡て其管轄に屬す)は埃及に於ける重要なる爲政機關にして埃及に利益を有する諸國中佛國は殊に其關係深く其移住者は一萬四千の上に出で諸種の官職に在る者亦た尠なからず而かも埃及裁判所は佛語を以て其用語となし其法律はナポレオン法典に則り而して一般に佛國の文明幷に文學は上流社會に於て頗る顯著なるものあり故に埃及に於ける英國の地位は甚だ困難なるもの丶一にして茲に直接の利益を有する列强との關係上且つは埃及政府に對して最も微妙の措置を必要とし而して此困難なる事實は依然埃及固有の官憲廢黜することなく只だ助言の形式によりて駐劄官の勢力を强大ならしむるのみ彼のクロマー卿が總領事を以て英國を代表し能く偉大の勢力を發展することを得たるは巧みに人を支配するの術を覺り以て埃及行政の要求する所を看取し且つ之れに應ずるの手段を解せしに因る而して其行政改革の成效を期せんには一定の英國官吏を配置して監督幷に助言の任に當

らしむること最も必要なり斯くてキチネル將軍はサーダール卽ち總指揮官としてスーダンに大勝を博しサー、ウヰリアム、ガースチンは作業次長として灌漑及び排水の大事業を監督しサー、ジョン、スコットは司法省に顧問たりしなり斯くの如くにして英國の施政は漸次偉大の效果を收め得たりと雖も利益の關係を有する他の列國は敢て英國の永久的占領を默許するを欲せず一旦機の熟するあらば互に之れを爭わんことを覺悟して朝暮其爪牙を磨くに吸々たり抑も埃及の國際法上に於ける地位は嚴格に之を定義せんこと甚だ困難なり埃及は法律上土耳古の屬國にして條約上列國は只だ其行政に付き一種の權能を有し其實際上の主權は英國政府之を行使するが故に埃及人は其眞の首長の誰なるかを知るに苦しむの奇觀を呈せり

爪哇に於ける和蘭人は土地固有の制度機關を殖民政治の目的に利用する上に於て好模範を示せり抑も爪哇に於ける保護地帶てふものは全然國際的性質の痕跡を留めず其行政は純然たる內部行政の一方法にして固有の慣習幷に制度に對する非干涉政略は常に之れを嚴守し苟くも舊社會の圓滿を沮害するの恐

あるものは盡く之れを避け以て酋長等の地位を確保せるのみならず土人の自から歐人と同化せんとするの擧と雖も寧ろ之れを排斥したり由來同島に於ける和蘭政府の措置は治者と被治者との間に嚴然たる障壁を設け普通人民は蘭語の教育を受くるを許されず其洋服を着し洋風に倣ふことをすら禁ぜられたり而して政府は又た努めて彼等の固々教持續を奬勵し凡そ宗教的儀式及び慣習は社會聯結の帶條として之れを保全し上國君より下邑長に至る迄凡て其官職の世襲は尚ほ之れを尊重し而かも之等の土人官吏に對しては和蘭政府より俸給を與へ以て駐在官の指揮監督の下に立たしむ

爪哇は二十二の駐在管區即ち州に分たれ各州は更らに幾個の代官區に分たる各代官(土人)は駐在官補の直接監督を受け下級の行政殊に國の各種經濟的利益(珈琲官田の如き)は特別監督の下に置かる而して此行政組織は大體に於て頗る圓滿に進行し和蘭人をして歐洲の思想制度の輸入により舊社會を攪亂することなくして治蹟を擧ぐることを得せしめぬ馬來群島中他の蘭領島嶼に於ても亦た此駐在官制度を採用し土着君主の權力をして強大ならしむると共に實際

上内政の獨立を維持せしめつゝあり

獨逸が殖民的活動の當初に於て其政治的鋒鋩を現わすや先づ之れを保護地帶の形式に於てし而かも其地帶國土を保護すと云わんよりは寧ろ獨逸の商工業的企業それ自身を保護するの目的に出でたり蓋し獨逸人が當初如何に殖民事業に冷淡なりしかは近く一千八百八十年に於てすら尚ほサモアに於ける獨逸海商會社を保護せんとするの案が脆くも議會に於て否決せられ一千八百八十四年に至り漸く南亞アングラ、ペクェナに於けるリューデリッツ工場が初めて獨逸政府保護の下に置かれたるを見るも明なり而して翌年に至り此保護を擴張して東亞弗利加會社及びニューギニア會社に及びぬ當時に於ける獨逸政府は最も保守の策に出で敢て自から殖民經營に從事するが如きことなきのみならず殖民的私設會社を保護するに於ても亦た兎角吝かなりしなり一千八百八十四年ナハチガル博士に與へたる第一の訓令に於て帝國大宰相は大要下の如きの言をなせり曰く多數の吏員を要する行政設備をなし以て守備兵を永屯せしめ或は大海軍國と開戰の場合にも尚ほ會社の保護を繼續するの責任を負ふ

が如きは敢て我が政府の目的とする所にあらずと又た同年六月二十四日ビスマルク公は議會に於て有名なる演說を試み彼の佛國が其屬領地に守備隊を置き行政設備を施す殖民方法を非難し只だ吾人の目的とする所は商業的企業を保護するに在り敢て我が一州一縣を設けむと欲するの意にあらずと云へり然かるに獨逸政府も亦た久しからずして殖民地に直接行政を敷くの止むべからざるを認むるに至りぬ卽ちトーゴー及びカメランに於ては何等私設會社の經營なきに當り最初より政府自から直接行政を施くの必要を見南西亞弗利加會社は殖民地の完成に必要なる財力を得ること能はず東海岸に於ては一千八百八十八年アラビア人の反亂に因りて直接干涉の必要を生じ東亞弗利加會社は一千八百九十年其行政權を奉還せり獨逸當初の殖民政策は實際的必要に驅られ直ちに之を放棄せりと雖も尙は其紀念として認むべきものあり曰く獨逸に於ては殖民地を稱してシユッゲビート卽ち保護地域(Schutzgebiete)と稱すること及び其殖民地に關する立法の全然領事裁判若くば治外法權の發達したる事實之なり獨逸殖民地は其本國との關係に於て外國の領土と認められ帝國保護

權の下に在りて而かも憲法の規定に從わざるものとす

比較的進步せる文明を有せる邦國に對する保護權は旣に前に述べたるが如く屢々財政上の困難の結果たることあり チユニス王サドックは一千八百六十九年其國帑殆むど窮乏を告げ英佛伊三國の干涉整理に從わざるを得ざるに至り整理少時の後ち彼れの徒消濫費甚だしかりし結果遂に救濟すべからざる破產に陷り茲に主たる債主國たる佛蘭西は一千八百八十一年斷然其國土を占領せり埃及に於ても亦た均しくケーディヴの負債山積して殆むど如何ともすべからざるに至り歐洲列國の干涉となり次で埃及の救濟に最も堪能なる權力の下に屬しぬ露國の波斯に對して保護權を掌握せむとするの政策は一千九百年卽ち波斯が二千二百萬ルーブルの借款に對し北部波斯の關稅を擔保とし露國以外の列國と借款を結ぶことなかるべきを約諾せしめ茲に一大發展を見るに至たれり而して露國は素より低利の外債を以て之れに應ずることを得たりと雖も弱國の政務に融入する此政策の最も能く表明せらるゝは歐洲列國の淸國をして漸次彼れに對する負債を增大せしめつゝある事是なり淸國は今にして覺

醒し鋭意財政の整理に努むるあるにあらずむば遂には彼等の奴隷たるに至らん然るに之れに反して我が日本國は常に大に警戒を加へて彼等に干渉の機會を與ふることを避けたり蓋し日本の公債は其額甚だ大ならず且つや一千八百九十九年の外債と近時の戰時外國債を除きては凡て內國債によれり日露戰爭の開始せらるゝに及んで我國は英米兩國に於て五千萬磅の外債を募集せしは世人の記憶の新たなる所にして之れに對して種々の議論を試むものありと雖も吾人は我國力の程度より打算し來り這箇の外債を目して決して之れを過當なりとするの者にあらず云ふ迄もなく國力過當の外債には債主國の爲めに財政權を獲得せられ彼の埃及の如く亡國を致てするに至るが故に國民は常に此點に注意警戒するを要す

歷史上の關係は暫く措て之を論ぜず我國と朝鮮とは其事情に於て英國と埃及との關係に相類似せるものあり明治卅七年二月日韓議定書の協商によりて朝鮮は純然たる日本の保護國となれり同年夏財務外務の兩顧問を置き次で又警務學務の兩顧問を置けり斯くの如く顧問制度を採用して韓國の行政を監督指

導せんとするは英國の對埃及政策と其揆を一にするものにして埃及に於ては英國の特派大使カイロ府に駐在し以て對埃及政策の樞機を掌握せり然るに我國は特派大使を駐劄せしめず單に全權公使をして中央の訓令を傳達せしむるのみに止まるは何んぞや由來韓國人の事大主義なる極端に人物を崇拜し勳位の高き衣冠の美を渴仰するあるを懷へば人物位階共に堂々たる全權大使を特派するは至大の便法たるのみならず我が對韓政策の統一を期する上に於て亦た極めて巧妙なる手段なりとす

現在の方針によれば朝鮮の顧問なるものゝ埃及に於ける英國の顧問に比較し其權力遙かに薄弱なるものありと云はざるべからず英國の顧問官卽ち各省の次官は當に助言者の地位に立つのみならず又た實に政務を實行せり然るに朝鮮の顧問官は單に助言者たるに止まりて施政者にあらず(明治卅七年八月廿二日の協約を見るに財務外交に關する事項は凡て其意見を諮ひ施行すべしとあり是に因て之を觀れば韓國顧問の埃及顧問に及ばざること遠く而かも現在の協商に於ての實權を顧問官の手裡に收めむとするは到底不可能の事に屬す然

れども其軍事に至りては我が駐韓軍の埃及に於ける英國占領軍よりも一層宏大なる規模によりて組織せられつゝあるは大に吾人の意を得たるものと云ふべし

殖民的保護國若くば保護地帶てふ制度は實に微小なる發端より漸次其歩を進め以て勢力を遞張し遂に全然之れを直接行政の下に置くことを得べきものとす而して或る程度までは他國の反抗を融和し或は試驗的施設を行ひ容易に之れを廢止變更するに便あり由來保護地帶は遂には直接行政に終るを例とすと雖も其呼稱の穩當なるは無遠慮なる占領よりも確かに競爭國の眼に快感を與ふべきものなり

前に說述したるが如く元來殖民は國家の保護を必要とするものにして而かも其事業の永久的性質を有するものなれば國家を離れて決して存在し得べきものにあらず若しまた之れを個人に放任せんか個人は只だ自己の利益を計算するのみに止まり殖民將來の目的を謬まるは殆むど言を俟たざる所にして其個人的殖民方法の旺盛を極めし特許會社時代に在つても其個人的施設經營の裏面には常に國家の潛在するあるを知る殖民事業の國家經營に俟たざるべからざるは素より其處なり

參考書

Dianoux, P. de, Notes de législation tunisienne.
Money, J. W. B, Java, or How to manage a Colony.
Tupper, C. L, Our Indian protectorates.
Strachery, Sir J., India.
Forbes, F. R, The Federated Malay States.
Milner, Sir Alfred, England in Egypt.
Worsfold, W. B, The Redemption of Egypt.
Worsfold, W. B, A visit to Java.

第十章　殖民地に於ける直接行政

吾人は前章に於て屬領統治に關する種々の間接方法を觀察したれば今や更らに一歩を進めて純然なる殖民地に於ける各種の統治方法を研究すべし

抑も統治の方法に從ふ殖民地の分類中最も有名なるものは彼の英國殖民省の採用せる分類にして實に左の三種となす

第一　所謂王冠殖民地なるものにして其方法は全然皇帝の掌裡に存し其行政は本國政府に隷屬する官吏之れを司る

第二　代表機關を具ふるも未だ責任内容を有せざる殖民地にして皇帝は只だ立法上否認權を有するに過ぎずと雖も其有司は凡て本國政府の指揮監督の下に屬す

第三　代表機關を具へ且つ責任内閣を有する殖民地にして皇帝は立法上否認權を有すること前者と異ならざるも本國政府は知事以外の有司に對して指揮監督權を有することなく行政委員は只だ單に代表政治の原則に從ひ知事之れを任命し其他の有司は行政會の意見に從ひて之れを任命す而して其何れの場合に於ても其任命は凡て本國政府の參與を必要とせず故に各部の政務は實際上殆むど代議立法機關の信任を保有するもの丶左右する所なり

此分類の採用せられたる當初に於ては方今責任内閣を有する殖民地も其多くは尙ほ第二種に屬し第二種の殖民地は當時重要なる地位を保ちたり而して現

今温帶地方に於ける重なる英國殖民地は最早悉く責任内閣を認められ其の第三種に屬するものは僅かに熱帶地方の二三殖民地に遺留する稀有の例外的制度に過ぎずして實際上獨立の存在を失ひ寧ろ王冠殖民地の一區別たるに過ぎず而して此階段たる自治殖民地の嘗て一度は必らず經過せざるを得ざりし所なるを以て歷史上重要なる關係を有するや勿論なりとす

現在に於ては英國殖民地は只だ二種あるのみ一は皇帝に直隷する官吏の直接行政に屬し他は自治の制度によりて立つもの之れなり前者に在りては其政務は各種委員會の補佐により知事の執行する所にして其委員或は全然任命に出づるあり或は一部選擧に依るありと雖も而かも委員會の組織に選擧の原素を加味するて丶單純の事實は未だ以て殖民地の性質に根本的變動を與ふるに至らずと雖も其選擧にして多數にして且つ常に增加しつ丶ある白色人を基礎とするものならんには速かに責任内閣を組織するに至るべし後者に屬するものは濠洲加奈太及び南亞の自治共和政團にして其内政上敢て母國の干渉を受くることなく殆むど獨立國家たるの狀態を具へ其母國との關係は隷屬と謂わん

よりは寧ろ聯邦關係に酷似すと云ふの適當なるを見る

斯くの如く殖民地を分つて王冠殖民地及び自治殖民地の二種となすは單に制度の異同に從ふ區別なるのみならずして物質的殊に風土的根據を有するものなり卽ち熱帶殖民地に於ては移住白人は土人に比して其數非常に尠なく其統治は皇帝の直接統治に屬し其內政も亦た自然本國政府の統轄にかゝるもの多く之れに反して溫帶地方に位置し主として白人子孫の居住する殖民地に於ては政治的自然進化の順序として本國に於けると殆むど類似の自治制度を見るに至れるなり

此區別は近世殖民政策を論ずる者の常に採用する所にしてサー、ジョージ、コーンウォール、リューイスは屬領の住民を代表する集合體が行政權の上に支配力を有するや否やを以て標準となしサー、チャールス、ダブリュー、ヂルクは殖民地の三分法に則り更らに進んで英國の屬領には制度の形式よりは寧ろ物質的差違による只だ二種の區別あるをのみと說けり

今や眼を轉じて他の諸國の殖民地制度を觀察するに其多くは彼の所謂王冠殖

民地にして本國政府の直接行爲の下に屬し一として責任內閣の域に達したるものなし古き佛國殖民地に於ては偶然の事情によりて民撰議會の制度を輸入し第二帝國政時代も亦た此制度を再興して立法上強大なる權限を與へ第三共和政府は普通選擧の原則を輸入したりと雖も是れ決して帝國又は共和政府の政治思想と調和融合せるものにあらず何となれば後者は更らに完全なる同化を欲し前者は公衆の選擧權を悅ばざるべければなり元より佛國は比較的重要ならざる殖民地に向つて斯かる極端なる民選議會の制度を輸入したりとは云へ責任內閣の原則は斷じて之れを避けたり責任內閣の點に關しては獨逸及び和蘭の殖民地も同樣にして均しく所謂王冠殖民地と見るべきものなり茲に大に注意せざるべからざるは英國以外の各國殖民地は殆むど全く赤道附近に橫わり本國民の移住に不適當にして從つて責任內閣の如き制度を輸入するに適應せざりしこと之れなり

一殖民地にして殖民地發達の各階段を經過し來れるもの決して尠しとせずナタルの歷史の如きは蓋し此の一例ならむか抑も該地方に於ては其當初二三會

長との間に保護條約の締結せられ諸所に英國々旗の散見せし一勢力範圍たるに過ぎざりしがブール人の來つて此土に殖民地を拓き漸次一獨立國家を形成せんとするの野心を打破りたるの後は一時喜望峯政廳の屬領として其統治をなさしめ次で一千八百四十五年之れを特立の行政區となし一の行政會を附して知事をして其衝に當らしめ一千八百四十八年更らに立法會を設け一千八百五十六年喜望峯殖民地より全然分離獨立せしむると同時に立法會の組織に選擧の原素を加へ次で一千八百九十年之れに責任內閣を許し以て完全なる自治の發達を遂げしめたるは實に政治的發展の各階梯を經たるものと云ふべし

直接行政の行わるゝ殖民地に於て最も主要なる地位を占むる者は知事にして統治の權能幷に責任の集中する所たり而して知事は一方に於ては母國の主權を代表し他方に在りて其殖民地の利益を代表す抑も英國の殖民政策に於て殊に著しき特質は當局者其人に信賴するの厚きに在り卽ち之れに附する强大なる權能を以てし一に其施政に信賴するの點は彼の西班牙の殖民政策に於ける が如く煩瑣の訓令干涉を以て其活動を遲滯せしむることなし故に其當局者は

益々經驗に富み職責を重んじ國家忠良の臣たると同時に又た强大なる權能と威望とを荷ひて宛然王者の觀をなせり

英國王冠殖民地に於ける知事の主要なる職權を摘記すれば次の如し

殖民地立法會の設けある場合に於ては立法の手續上允許若くば否認の權を有し其立法會の設けなき時に在りては自己の單獨命令を以て立法を行ふことを得而して殖民地官吏の任免が特に皇帝に留保せられざる限りは知事之れを行ひ只だ時に文官分限令の制限を受くることあるのみ凡て殖民地の行政は知事が指揮監督の下に行われ各部の長は直接彼れに對して責任を負ふものにして知事は又た殖民地內に限り軍隊を動かし得るの權能を有するのみならず更らに一種の赦免權をも有す

佛國殖民地に於ける知事の職權は一千八百二十七年二月九日の勅令を以て定められたるものなるが其後一千八百五十四年の元老院令を以て多少の改定を見たり而して知事は殖民地內の法律幷に秩序を維持するの責に任じ從つて軍隊を動かし得るの權を有すと雖も其直接の指揮權は將校に屬す知事は命令を

發して各部の行政に必要の法規を制定し其樞密院若くば一般會に於て編制せらるゝ地力豫算に執行力を附し一切の收支に承認を與へ殖民地の財政に對し一般的監督權を行ひ殖民地に適用せらるべき本國政府の法律幷に命令を公布す知事は裁判所の判決に對して干渉するの權ありと雖も判決の執行をなし更らに又た殖民地の外交的代表者として隣邦と商業其他の協商を締結するの權限を附與せらるゝことあり

直接行政の殖民地に在りては通常知事の補佐機關として行政會の設けあるを例とす而して其性質に至つては地方の狀況により差等あるを免れず或は單に行政各部長の協議會に止まり合議體の實なく只だ知事をして各部の行政を知了せしむるの機關たるに過ぎざることあり或は其職司知事よりも永久的なる官吏を以て組織せられ一個の合議體を形成して行政上有力なる一要素たることあり多數の殖民地に於ては知事の提出する法案を議せしむる爲め更らに立法會を設くるを例とす面して立法會は時に民會の性質を具へ提案權を有し民意を標榜して行政權に對抗せんとすることあり

蘭領印度に於ける議政會は最も重要にして勢力あるものゝ一なり議政會は國王任命の副議長及び四議員より成り本印度に於ける和蘭政治の慣行知識幷に經驗の貯藏せらるゝ所にして廣く行政各般の問題に付き知事に助言を與ふるの權限を有し凡そ一般的命令は總て其議決を經ざるべからず而して知事は其議決に服從すべく若し之れに服從すること能はざる時は本國政府に對する特別報告書に於て明かに其理由を說明することを要す議政會は又た行政の如何なる部局に對しても其詳細の報告を求むることを得

獨逸の殖民地に於て合議體の設けあるは尙ほ甚だ少數なりと雖も就中最も趣味あるものは一千八百九十九年の創設にかゝる膠州灣行政委員會にして其權能は單に助言を與ふるに過ぎざるも之れを組織するものは行政各部の長及び三人の社會代表者あり其一人は知事の指名する所他の一人は支那商店以外の商舘の選出によるもの而して殘る一人は一ヶ年銀貨五十弗以上の租稅を納むる不動產所有者の選擧する所にかゝる

英國の王冠殖民地は之れを分つて三となす其一は全然會議體なきものにして

其二は議員の全部が凡て任命によるもの而して其三は一部若くば全部の選擧に出づるものとす第一種に屬するものはジブラルタル、又はセント、ヘレナの如き單に海軍根據地に過ぎざが故に本論に於ては敢て重大の關係を有するものにあらず第二種のものに至つては其重要なること敢て前者の比にあらず彼の印度海峽殖民地、錫蘭、香港、ヲキージー、トリニダット、ウヰンドワード群島、リワード群島及び西亞弗利加に於ける凡ての殖民地は即ち之れに屬す

印度帝國は公文上之れを殖民地と稱せざるも其實際上英國皇帝の代表者によりて直接に統治せらるゝ一屬領に外かならず印度總督幷に各州知事は即ち屬領住民に對して宛然皇帝を代表し一般普通の殖民知事よりは一層強大の權力を有し凡て立法會によりて補佐せらるる而かも或州に於ては別に行政會の設置ありて其委員は凡て皇帝若くば知事の任命にかゝるものなり

印度總督に所屬する行政會は總督を議長として皇帝任命の六議員より成り等しく行政各部を代表せり卽ち總督は外務を代表し他の六議員は內務、財務、軍務、作業收入及び農務幷に立法の各部を代表す印度帝國の立法會は一千八百九十

二年の印度委員會法の規定する所にして行政各部の長官幷に總督の任命にかゝる十名以上十六名以下の委員を以て之れを組織し總督の任命するものゝ中之れを官吏に採るは六名を以て限度とし其他は凡て左記團體の推薦によりて之れを任命する者とす(一)マドラス、孟買、ベンガル、北西諸州、パンジョーブ及び緬甸の立法會に於ける官吏にあらざる委員(二)カルカッタ商業會議所是れなり而し此等六州の立法會も亦た等しく州行政會の議員及び知事の任命する十二乃至二十名の議員を以てせり今其模範州たるベンガルに付て之れを見るに知事の發する命令によりて細則を設け其任命する二十名の議員中官吏は十名以內とし其他は左記團體の推薦によりて之れを任命するものとす(一)カルカッタ市(二)知事の指定する地方團體若くば其結社(三)知事の指定する地方公會若くば其結社(四)知事の指定する工業家商人の協會若くば其結社(五)知事の指定する地主協會若くば其結社(六)カルカッタ大學の評議員會等にして自餘の議席は知事之れを利用して各社會の利益を公平に代表せしめんことを期す

錫蘭に於ては五名の行政官を以て成る行政會の外か別に一の立法議會あり十七名を以て之れを組織し內九名を在官議員とす不在官議員は異種の人種幷に各階級の代表者として或種地方的團體の推薦により知事之れを任命す香港及び海峽殖民地に於ける立法議會の組織も亦同じ卽ち前者の不在官議員六名中四名は皇帝之れを任命し(內二名は必らず支那人とす)他の一名は商業會議所に於てし更らに他の一名は治安裁判所に於て之れを推薦す後者に於ては九名の不在官議員中七名は皇帝之れを任命し他の二名はペナン及び新嘉坡の兩商業會議所に於て各一名を推薦す然れ共フヰージー及び西亞弗利加の諸殖民地に於ては全然皇帝の任命する所なり

英領西印度に於ては選擧議員廢れて却つて任命議員のみならむとするの傾向ありトリニダツトに於ける行政及び立法の兩會は凡て任命議員より成りウヰンドワード群島に於ても亦た然りリワード群島に在りても實際上然りと云ふことを得べし何となれば其連合立法會の十六議員中八名は選擧によるものとし連合各島の地方立法會の非官吏議員をして之れを推薦せしめたるもアンチグア及びドミニカの立法會に於ける代表要素は立法會自身の要求に從つて一千八百九十八年之れを排除したるが故に連合立法會に於ける選擧の要素は任命立法會を以て殆むど其基礎となすに至れり

以上擧ぐる所の殖民地立法會の機能は所謂助言的なるものにして彼等は發案權を有せず只だ知事の提出案に付き討論議決するに止まり其最終の權能は知事に屬す斯くの如く立法會は最終の權能を有せずと雖も亦た或る場合に於ては頗る强大なる勢力を示すことあり其地方團體又は商業會議所の利益を代表する場合に於て特に然りとす

第三種に屬するもの卽ち一部若くば全部の選擧によりて組織せらるゝ會議體を有する殖民地に付て觀察せむに彼のサイプラス島(聊か此種の例外に屬す)は行政委員長の下に三員を以て成る行政會と十八員を以て成る立法會とあり立法委員中六名を在官員とし他の十二名を選出委員とす而して十二名の委員中三名は回々敎徒の投票にかゝり他の九名は非回々敎徒をして選出せしむ玆に最も珍とすべきは選擧の原則と各宗派の代表とを連結したるの點に在り勿論

他の殖民地に於ても亦た宗教團體の代表を見ることなきにあらずと雖も是れ皆な知事の任命に出づるものにして選擧によるが如き他に類例を見ざる斬新も

西印度殖民地に於ては方今尚ほ殖民當初の代議組織を繼續するもの多し英領ギヤナに於ける代議組織は征服當時の保障に從ひ和蘭紀元の制度を承繼したるものにして立法上知事の補佐機關として政務會(Court of policy)なるものあり七名の官吏及び八名の選出議員より成る財務立法に關しては更らに六名の選出議員を加へて所謂連合會を開くことを要し租稅の賦課は必らず此連合會に於てせざるべからずと雖も一般の立法及び行政上の規矩に至つては元より政務會の權限に屬す而して議員の選擧權は財產資格を基礎とし二十七萬八千の住民中投票權を認められるものは僅かに二千八百十五人に過ぎずバヘーマバルバドース等の諸殖民地に於ても亦た殖民の當初設置されたるトリニダス、バルバドース議會は三十六名の選擧委員を以て成り三十一萬六千の人口中選擧權を有するものゝ數は千百十二名なりバヘーマ議會は二

十九名の民選議員を以て組織せられバルバドース議會は二十四名の代議士より成り有權者は財產資格の制限ありて十九萬二千の人口中僅かに二千〇四十四票を算するのみ

ダービー卿の殖民大臣たりし一千八百八十二年より一千八百八十五年の間に於て本國政府は殖民地に於ける代議制度を擴張するの方針を採れり卽ち前述せるが如くサイプラスの立法會に選擧の元素を加へたるも其一例なり加之一千八百八十五年モーリチユスに代議政度の要素を輸入し二十七名を以て立法會を組織し其中八名は官吏を以て之れに當て九名は知事之れを任命し殘る十名は之れを民選とせり選擧權には財產資格の制限あるも是れ寧ろ妥當なる所置なりとす何となれば四十萬の人口中約六千の有權者あればなり一般の信ずる所によればモーリチユス在住の印度人にして若し政治的趣味を解するに至るあれば必らず同殖民地の牛耳を執るに至るべしと云ふ若し夫れ等の組織を改良して全然民選議會となし且つ財產資格を輕減することあらんか該殖民地は事實に於て印度殖民地となり趣味ある一新經驗を得べきや必せり蓋し印度

人は契約勞働者としてモーリチユスに移住し而かも其多數は期限滿了の後ち農民又は小商人として其他に永住し其勤勉と節約の美德は速かに彼等をして財產を收得せしむるあればなり

ジヤメイカに於ても亦た他の英領西印度諸島に於けると均しく當初一の民選議會を存置せしが一千八百六十六年の難局に際し議會自から其權限を放棄し本國政府に向つて直接行政を要求したり然るに事治まれるの後ち又た舊制度の再興を望むこと切なりしかば一千八百八十三年に至りダービー卿は十四名を超へざる代議士を立法會に向つて選出することを認めたり

民選議會の設けある王冠殖民地に於ては皇帝は最早樞密院に於ける命令を以て立法を行ふの權なり此原則はマンスフキールド卿がカムベル對ホール事件に於て決定せし所にして該事件に含まれたる問題は皇帝の一旦布告を發してグレナダ殖民地に代表議會を設け其協贊を經て法律規則を制定するの權能を知事に附與したるの後に於ても尙ほ且つ大權により立法を行ふことを得るや否やと云ふに在り而して該裁判の判決は茲に左の原則を設定したり

(一)、征服若くは割讓によりて得たる殖民地に於ては皇帝專ら其立法を行ふ

(二)、皇帝の此特權は帝國議會の立法權に讓歩せざるべからず

(三)、皇帝の特權による立法は其地に關する根本法の原則に牴觸することを得ず

(四)、降服若くば割讓せられたる殖民地にありては其降服若くは平和條約の規定は之れを破棄することを得ず

(五)、移住殖民地に在りては代表議會を設けて立法に參與せしめざるべからず

(六)、征服若くば割讓によりて得たる殖民地と雖も一度之れに許すに代表立法議會を以てしたるときは最早皇帝の特權を以て隨意に立法を行ふことを得ず卽ち帝國議會の殖民地に對する優長權は尙ほ依然たるべきも皇帝は其一旦與へたる代表議會の許可を取消すことを得ざるものとす

此判決の重要なる所以は其帝國議會、皇帝及び殖民地立法會の權能を明確に劃定したるに在り而して移住殖民地に付ては當然代議立法府を開設すべき便否

を考ふるの餘地なく征服若くば割讓による殖民地に付ては皇帝自から立法を行ふと地方議會を設くるとは一に皇帝の意志にあり然れども一度び殖民地議會の立法權を認めたる以上は最早隨意に之れを取消すことを得ず其特に樞密院に於ける勅令を以て立法を行ふの權を留保したる場合にあらずんば其直接法權は既に消滅したるものと見做さるる現に英領ギアナの場合に於て此種の留保あり其他モーリチユス及びジヤメイカに於ては一種の代表制度の輸入されたるに拘らず皇帝は選擧の制度を變更し或は全然之れを廢止するの全權を留保したり

佛領西印度諸島に於ける政治的制度に付ては互ひに相ひ反せる二個の政策あり一は共和政府の絕對的同化政策にして他は王國幷に第二帝國の採用せし特別の法律を存續せしむるの政策なり同化政策は殖民地を以て完全なる本國領土の一部と見做し其行政をして他府縣の行政と同化し佛國議會に向つて代議士選出權を認定せり之れに反して王國幷に帝國は殖民地を以て特別の法律若くは命令を以て支配せらるべき特種の地域となし從つて佛國議會に代議士の

選出をなし得べきものにあらずとなし主として行政的性質を有する著大の權力を殖民地會議體に與へたり該殖民地に於ける一千八百七十年以降の統治制度は實に以上二政策の產物として兩者は互ひに調和せられたるにあらず又た全然一方政策の廢たれて他方政策の專ら行わるゝにもあらず人若し之等の制度の歷史を一考せば其紀元の寧ろ樂天的にして相互不調和の結果たる困難の甚だ大なるものあるを認めむ

マルチニツク、グアデループ、グキアナ及びレユニオン等の佛國古殖民地は其革命以前に於ては恰かも現今の英國王冠殖民地の如く行政會及び隨時召集の殖民地議會の補佐により知事之れが行政を司り一千七百八十七年の勅令を以て議會の組織を定め選擧資格を制限して少くとも奴隸十二人以上の所有者となしたり而して大革命と共に佛國議會に代議士を選出することを得るに至れり蓋し當時西印度產佛人の本國社會に最も人氣あり又た勢力ありしの故を以て佛國議會に代議士を選出せんとする彼等の要求は直ちに其贊同を得援助の建議書十七通に及び殊にヴエルセイユの國民議會の如きは實に殖民地の完全な

る同化をさへ主張せり

殖民地をして議會に代表者を出すを得せしむる事に付ては革命以前の佛國公法學者の未だ直接に之れを唱道したるものなく(假令彼等の學問の性質上然るべかりしと雖も)其具體的に所謂羅典同化の極端なる政策を提唱したるものは實にベンデヤミン、フランクリン及びアダム、スミス氏なりとす而して當時佛國々民が二氏の方策を採用するに至れるは西印度出生佛人の居住せる者の盡力及び勢力によるや疑なし是れルイ十三世が此等諸島に住居する佛人の子孫は凡ての權能と名譽とを享有することを得べき生來の佛人と見做さるべしと云へる勅語に賴れるなり

一千七百九十五年の憲法は殖民地を以て純然たる佛國々民的領土に編入し他の府縣と同一の待遇をなしたるが其實際上の結果如何を見るの暇なく一千七百九十九年の執政々府の憲法により廢止せられ殖民地は茲に再び本國議會に代表を失ひ以て特別法の下に置かるゝに至りぬ爾後王政復古の末葉に至るまで殖民地の行政は何等確立するあるなく一千八百二十七年二月九日の勅令

により各殖民地に任命組織の一般議會を設けたるも其性質は只だ單純なる一諮問會たるに過ぎず一千八百三十三年に至り所謂七月王國は右の會議を選舉組織に改めたりしも其選舉資格は大に之れを制限し三萬法以上の動產を所有し若くば年額三百法以上の直接稅を納むるものとせり去れど殖民地は一人の代議士若くば元老院議員を選出すること能はざるを以て內閣は之れに代つて其利益を上下兩院に主張し兩院議員は少からざる報酬を得て其利益を國會場裡に擁護するに至れり

次で一千八百四十八年の革命政府は茲に再び絕對的同化の政策を襲踏するに至り彼の特別立法主義を棄て一般會議を廢せりと雖も其報償として國會に向つて代議士を選出せしむることゝし其選舉は普通選舉法により新たに解放されたる黑人種をも之れに與ることを得せしめたり超へて一千八百五十二年に至り殖民地の利益と必要とは大に本國の其れと異なるものありとの理由に基き再び同化政策に代ふるに特別立法の制度を採用せり當時本國政府は聲言して曰はく此制度改革の目的たるや敢て中央立法より殖民地の原素を排斥せむ

とするにあらずして寧ろ選擧より生ずる殖民地の動搖を防止するに在りと、斯くて殖民地は國會に代表を失ひ元老院は同年の憲法に從ひ一千八百五十四年三月三日院令を發し各殖民地をして府縣會と略々同樣の權能を有する任命組織の一般議會を設けしめぬ斯れ現行殖民地議會制度の基礎にして殖民地に對する普通の立法は元老院之れを行政權に委任し行政命令若くば閣令を以てすることを得せしめたり稱して之れを命令主義と云ふ

一千八百六十六年七月四日の元老院令によりて殖民地會の權限大に擴張せられ府縣會と全然其趣き異にするに至れり卽ち公有財產の收得、讓渡及び管理、公設事業及び其委托、道路法並に租稅其の他の課徵、海關稅入港稅等の議決權を得たり然れども會の組織は依然として任命の方法を採用し其一半は知事之れを任命し他の一半は任命組織の地方參事會之れを指定す而して前記の權限の外か更らに豫算及び行政上に關し重要なる討議の權を有し以て其重きを加へたり然れども其性質は尙ほ立法府と謂わんよりは寧ろ行政上の機關にして普通の民法並に刑法は一指だも之れに加ふることを得ずして尙ほ本國の法律を執

行せり革命後の政府は殖民地會の權限を變更することなかりしと雖も普通選擧の輸入されたるを以て殖民地は中央政府に對して殆ど獨立的地位を有するに至りぬ然るに本國政府は尙ほ依然として行政命令若くは閣令により殖民地の立法を行ふの權能を保有せるを以て衞來殖民地は、特に非常の痛苦を感じるに至れり

共和政府は一千八百五十四年に於て未だ一般會議を許されざる殆むど凡ての殖民地に向つて之れを許しアルゼリアの三州アルヂール、オーラン及びコンスタンチンに於ては一千八百七十一年選擧組織の一般會議開設せられ其議員は居住白人の選出する代表者と知事の指名する六人の土人委員とより成り更らに全アルゼリヤの爲めに上級會議を設け(其紀元は一千八百四十年にあり)豫算幷に本國議會に提出せらるべき法案を討議す其組織は元首の指名する高官と前記三會議より選出されし各六名の代表者より成りしものにして其性質は單

純なる諮問會に過ぎざるが如きも、アルゼリヤに於ける移住佛人を代表せるの故を以て一般施政上に大なる勢力を有せり

一千八百七十八年佛領ギヤナに於ても亦た一般會議設けらる此會議はアンチールの制度に則り同樣の立法幷に討議の權限を有し普通選擧による十六名の議員より成る一千八百七十九年創設されたるセネガールの一般會議は郡民の選出する代表者廿名を以て成り租稅其他の賦課を討議するの權限(但關稅及び入港稅は本國政府の專決にかゝる)を有すと雖も其他の關係に於ては單に助言的なりとす佛領印度も亦た同年一般會議の創設あり其權限及び特權はギヤナの其れに類するあるも其組織に至つては大に趣きを異にし選擧人を分つて歐洲人及び土人の兩者となし均しく各選擧區より選出すべき定員の一半を選出せしむ土人の選擧權に關しては其當初選擧人として傳來の身分及び慣習を放棄し全然佛國の法律の下に投じたる土人を區別したるも斯の如きは實際上甚だ重きを置くに足らざるを以て一千八百九十九年以降は此區別を廢止したり」

一千八百八十年の創設にかゝる交趾支那の殖民地等は特別の注意を値すべきものあり委員の總數十六名にして佛人及び安南人は各六名を選出し他の二名は知事之れを任命し殘る二名は柴棍商業會議所の代表者とす斯くの如く其大多數は選擧によるものなりと雖も官吏が全然選擧を支配するの勢力を有するの故を以て土人は其代表權により益する所頗る尠し土人議員は地方團體の代表者の會合に於て選擧せられ一千八百九十八年以來實施されたる法律により佛語を解し得るものあらざるべからず而して同年以前の殖民地會議は殆んど交趾支那に於ける財政を支配したるものなりしも同年以降は全印度支那の爲め專ら總督の總豫算を編制することゝなりたれば今は只だ地方收入及び純殖民地經費のみを處理するに過ぎず

ニユーカレドニヤ、サンピール、ミクロン及び太洋洲諸島に於ける佛國小殖民地に在りても亦た一千八百八十五年一般會議設置せらる後者の二殖民地に於ては代表者の島嶼中遠隔の地に散住するありて不便尠なからざるが故にパペイト及びサンピールの地方參事會員中より選出するを例となせしも一千八百九十七年に至り之れを廢止し太洋洲に於ては一般會議をタイチー群島に

のみ限定し遠隔の諸島は知事の樞密會に各一名の代表者を列席せしむることのみとせり然れ共此等の一般議會は選擧組織なるも其作用に至つては只だ單純の討議たるに過ぎず

佛國議會に於ける殖民地代表の原則及び歷史の概要は上述の如し今其代表の現在に於ける程度如何を一言せんにマルチニック、グアードループ及びレユニオン等に在りては各二人の代議員と一人の元老院議員とを出し交趾支那、ゼヂガール及びギャナの各殖民地は各一人の代議員を出しアルゼリヤの三州は各一人の元老院議員及び二人の代議員を移住の佛人中より選出す凡そ殖民地を代表する元老院議員は當該殖民地の代議員地方團體の代表者及び殖民地會の委員を以て組織する選擧會に於て之れを選擧す又た代議員の選擧は交趾支那及びアルゼリヤを除き所謂普通選擧法により移住佛人中より之れを選出す抑も佛國が殖民地に與ふるに本國の立法府に代議員を選出するの權を以てせるの法律は凡て一千八百七十年より一千八百八十四年に至るの間の制定に係りしものにして爾來何等の變更を見るなく此原則によりて各殖民地を統一せり」

直接統治の殖民地は凡て殆んど赤道地帶に於けるものなれば普通多くの種屬を含み少なくも必らず土人及び白人の兩種あり若し夫れ代表の原則にして白人にのみ適用せらるゝに在りせば統治の運用圓滑にして內部の困難を惹起することと甚だ尠なしと雖も斯くの如きは大多數なる土人の利益を無視し以て其限りなきの我慾を增長せしむるに至る左れど之れを土人間にのみ運用せんか彼等の固陋頑冥なる各種工業の改良幾多利源の開發を欲せざるの弊習は代表の目的をして遂に何等の效果を見る能はざるに終らしむるや必せり然らば卽ち代表の原則の適用は兩者の弊害を除去し相互の利益を調和せしめむとするを以て主眼となさゞるべからず其困難なる實に斯點に存す

佛領西印度に於ける經驗に徵し代表制度の效果に關し聊か一般的結論を試むることを得べし先づ其本國議會に於ける代表より之れを觀察せんに其選出せる代議員は凡て强大なる個人的勢力を得るを常とす何となれば彼等は國家的問題に對し本國に選擧區を有する代議士よりも大に向背の自由を有するあるを以て常に議員に多數を制せんことに吸々たる內閣は勢ひ彼等を珍重し之れ

に依頼せんとすること多し彼の一千八百七十五年に於ける共和制組織の採用も彼等殖民地議員の贊成數に加入したるの結果にして彼のマクマホン將軍に大統領てふ名稱を冠せる所謂ワルロン修正案も僅かに一票の多數を以て通過し得たるなり一千八百八十二年佛國々務の危機に際しフレーシーネ内閣を倒したるは實に交趾支那選出の代議士ブランスーベ氏の指揮によれり抑も殖民地選出の代議員幷に元老院議員は當然殖民地事務高等會議の議員たるものにして常に大に輿論を支配し得るの地位に在り而かも殖民地問題に關する諸議會に於ては又た常に主要の地位を占め一千八百八十九年の國際會議幷に一千八百九十年の内國議の決議は凡て殆むどグアードループ選出の元老院議員イザアク氏の指導に從へり彼は曾に舊殖民地の完全なる同化卽ち所謂命令主義の廢止を主張せるのみならず更らに同樣の政策を佛國凡ての屬領地に適用するの可ならざるを決議せしめたり

同化主義の佛國に於て固執せられたる主なる原因は殖民地選出議員の勢力に基くものにして彼等は舊殖民地に於ける代表の特權を辯護するによりて自から

ら新殖民地にも同一元則を輸出せんことを可とし一般國民は彼等が殖民問題に關し利害の最も密なるものあるのみならず又た最も堪能なるべきを信じたれば彼等は實に強大なる勢力を有したり然れども彼の殖民省の設置に對しては彼等の反對も遂に其效を奏せず同省の設置以降其勢力大に減殺されたるの觀あり

殖民地は其本國議會に於ける代表によりて果して如何なる利益を受くるやに付ては財政上特に補助又は免除を得ることあるの外か別に認むべきものなく且つ殖民地の事務に關し未だ嘗て何等重要なる革新の殖民地選出議員により て發議されたることなし是れ一は殖民地事務の主として行政官廳の裁量に委せられ議院は敢て干渉を試むことなきを原則とするによると雖も抑も又た殖民地議員が其選擧區を見ることの餘りに偏狹にして且つ餘りに黨利に吸々たるものあるによらずむばあらず嘗てグアードループ選出の一議員は其立場を說明して曰く「彼等殖民地議員は其全力を擧げて其選擧區に於ける官吏たるの友人の爲めに當局大臣の好意を得るに努め以て其地位の安全なるを得せしめ

ざるべからず殖民地に於ける選擧は單に個人的愛憎にのみよれるなり」云々と其如何に冷淡なりしや以て察すべきなり

茲に一つの面白き現象はアンチール及びギアナ選出の兩議員が近來概ね社會黨と提携すること是れなり其一領袖は島民の歸向を說明して謂らく「佛人の子孫たる吾人島民は佛蘭西思想によりて涵養せられ過去の臣從を想起し遺傳的に共和政團に併合同化されんことを欲するものなり蓋し吾人貧困の島民は官吏となるの外か何等の野心あるなし而して財產資格を前提とする制度は其實際の社會狀態と適合すること能はず佛國殖民地に於ても亦た同樣英國殖民地に於ける法制を施行すること必要なり云々」と又た佛國社會黨は彼等島民を目して有力の應援者となし常に彼等に援助を與へつゝあり曰く吾人社會主義者の爲めにはマルチニックの黑人勞働者と雖も人道に於て兄弟なり其權利と希望とを滿し得る上に於て彼等は須らく吾人の在るあるを記憶すべしと斯くの如くにして佛國社會黨は殖民地議員を以て其勢力に加へ以て反動的傾向と戰ひつゝあり殖民地議員も亦た大に彼等を助けて母國に於ける共和組織の維持

を圖り依つて以て殖民地代表の前提基礎を强固ならしめむことを期せり

今や眼を轉じ地方議會に付て之れが觀察をなさんに猶ほ其議員の多數は中央議會に於けると同樣なる思想を有し彼等が懸念の主たるものは如何にして投票の多數を、支配すべきやに在り彼等は其地方的勢力を利用し自己の選擧運動に對して執れる行政廳の態度如何により或は之れを瞞着し或は之れに報酬して以て巧みに投票を集取せんとす殖民地會の財政々策も亦た此の意思によりて支配せられ公共の土木事業例へば道路港灣の修築費等の如きは彼等が最も其支出に容なる所なるに拘らず而かも吏員の俸給の如きは常に却つて增加しつゝ在り蓋し會議の勢力は之れに依賴する吏員の數を加ふるに從つて增進すべければなり卽ちマルチニックに於ては官吏たることを得べき住民一萬四千人中現に一千四百人の官吏を出せり實に官吏熱は殖民地の通弊なると共に政治生活は恰かも個人的勢力の爭となれり

殖民地に於て比較的多額の經費の投ぜらるゝは敎育費なりとす此の敎育費は一般敎育を進步せしむると同時に政治家が自家の股肱を養成せんとするの二

個の目的を有せり又た大々的特許若くば拂下等の行わるゝこと往々にして是あり例へばギヤナの地方會議は嘗て一個人に對して二十萬ヘクターの土地を讓與し或は殖民地の豫備金を各町村に分配せんことを提議したるが如き是れなり

次に他の佛國殖民地に於ける代議政治の成蹟を見るに更らに大に不結果なるものあり交趾支那に於ける殖民地會の勢力の強大なるに當りてや其議員は則ち政府事業の大請負師となり現に其一議長の如きは或る事業に對し單獨にて行政廳との間に二百萬法以上の契約を締結せることは普く世の知る所なり然るに一千八百八十八年の命令により議員が政府事業の請負師たることを禁じたりし以來俄かに殖民地會の勢力減退せり斯くの如きは少數の移住者に與ふるに多數の土着人を支配し得べき權能を以てするの弊を例證せしものにして殖民地會の勢力尚は未だ盛なるや全殖民地より課徵されたる租稅は本國人居住地たる柴棍市の裝飾及び改良の爲めに濫費せられ柴棍附近に在りては善美なる馬車道四通八達の壯觀を呈すと雖も内地の道路に至りては殆ど其顧みる所とならず左れば殖民地の發達は之れを見るによりしなく土人は益々困憊の度を昂めつゝあるのみ

佛領印度に於ても亦た選擧方法の複雜なりしが爲め恣に細策を弄することを得たれば選擧の結果は豫じめ之れを知るを得べく投票函は既に投票開始の以前に於て官吏の手により充當せらるゝことあるが如きは決して珍しからず而して選擧人の數は土人七萬六千に對し白人は僅かに五百に過ぎず而かも土人は投票の到底徒勢に歸するを知り之れを棄てゝ顧みざるを常とすセネガールに於ける選擧は白人七百、雜種四百、及び黑人八千なるも黑人の選擧權は酋長の左右する所なるが故に之れと包括的取引をなすこと頗る易々たり斯くの如く土人の選擧權は彼のマンチールを除きて全然有名無實のものとなれりアルゼリヤの三州議會に在りては土人を任命するも少數にして何等の權力を有せざれば實際上佛國移住者のみによりて組織せらるゝものと云ひ得べし此等の州會は彼の交趾支那に於ける殖民地會の如く勢力を有せざるが故に從つて其弊害亦た甚だしからずと雖も是れ又た土人の利益に關し單に白人にのみ

政權を與ふるの弊を證明する一適例にあらずや何となれば彼等移住白人は遍狹なる利己心を離れて公平に殖民地の地位を觀すると能わず却つて土人を無視し利益を專有せむが爲めに其權能を濫用するの結果は土人の人種的感情に厭惡の念を生ぜしめ從つて佛國施政の不信を釀成しつゝありアルゼリヤの州會は殆むど佛國元素のみによりて代表せらると雖も該殖民地全體の豫算は主として土人より徵收する租稅によりて編成せられ其支出は全然移住者の利益の爲めに使用せらる移住白人の排土人熱の最も旺盛を極むるコンスタンチン州の一二選擧區に於ける選擧權と土人人口との比例を見るにビスクラに於ては有權者二百五十一名に對し土人人口は十一萬六千二百六十五名アクバウに於ては選擧權者二百八十七名に對して二十一萬九千八百六十五名ありコンスタンチン州中殆んど土人のみの居住する所謂軍事的領域より徵收したる租稅は一千八百八十一年乃至一千八百九十六年に於て平均年額六十萬法以上に上ぼるありと雖も同期間に於て該地域內部の改良の爲めに何等の支出を見たることなく却つて本國人の移住せる普通區域に於ける道路其他の土木工事に向つて其全額を投じたりオーラン州に於ける一千八百九十四年度のアラブ納稅額は四十四萬九千法に達せるも其軍事的領土の爲めに支出されたるものは僅かに二萬八千法なり

彼の移住佛人が其安全の爲めに要求したる土人法の繼續施行に關しては州會も亦た與つて責任あるものと云わざるべからずアルゼリヤに於ける地方議會の組織に付ては土人は僅かに其四分の一を選出することを得るに止まり議政上何等の勢力を伸ぶること能わざるを以て移住佛人は常に選擧法の施行區域を擴張し以て土人より多額の租稅を徵收し自己の利益の爲めに使用せんことを欲せり

アルゼリヤの高等議會は一千八百八十一年所謂連結主義の採用せられし以來其勢力俄かに地に落ち州會にも及ばざるの觀を呈せり卽ち連結主義によればアルゼリヤの各部の政務は凡て本國の當該大臣に直隷するものにして此主義の採用と同時に總督幷に高等議會は又た往日の如き權能を有する能わざるに至りぬ

然るに一千八百九十六年に至り此主義は上下兩院の一大問題となりカムボ總督其他多數の代議士は熱心に此主義に基ける政策を攻撃し苟くも之れを改善するにあらずむばアルゼリヤの難局殊に土人問題を解決すること能わざるべきを主張したりし結果は年來の政策たる同化制度を撤廢せんとするに傾き一千八百九十六年十二月政府は總督の實體的權力を是認し翌年更らに高等會議の權能を擴張し一千九百〇一年に至り遂にアルゼリヤを以て一個の財政主體となし特別の豫算を編成せしむることゝなれり而して其豫算たる高等議會の補助により知事總督之れを編成し本國政府は只だ之れに對して否認權を留保するに止まるより茲に再び高等會議は强大なる勢力を有する合議體たるに至れり

チユニスの行政は表面上佛國占領以前の制度を繼承し何等代議制度の設けあるなしと雖も而かも種々の諸問機關あり此等の諸問會は同地に於ける佛人社會を代表するものにして土人に關する行政に付ては毫も關係する所なし其重なるものは一千八百九十年の設立にかゝるコンフエレンス、コンサルタチーブ

にして各商業會議所及び農業會議所の代表者及び實業家にあらざる佛人の選擧にかゝる七名佛人たる副部長幷に佛人たる行政各部の長官を以て之れを組織す而して毎年二回之れを開會し移住佛人に關する租稅其他一切の賦課は凡て其議に附すること丶し又た移住民の農商工業的利益に關係を有する事項は凡て之れに諮詢することを得るものとす其他尙ほ次ぎの諸會議ありて各其關係事項に付き諮詢を受くるものとす卽ちチユニスの商業會議所及び農業會議所、スーサ及びスフアックスの農商混合會議所幷に第三部會(各會議所の選擧人名簿に登錄せられざるものを代表す)之れなり此等諸會議の權限は只だ單に諮問に應ずるに過ぎざるものなれども其組織は法律の確認する所なり前記の所謂第三部會なるものにして若し成功せんかチユニスに於ても亦たアルゼリヤに於けるが如く政治の樞機は全然移住佛國人の掌裡に歸するや必然にしてチユニスも亦た久しく佛國の模範的屬領たること能わざるに至らむ殖民地行政に關する佛國の輿論は輓近に至つて漸く一變せんとする傾向を生じたり從前に在りては國論殆ど同化政策に一致し一千八百五十四年に於け

る元老院布告の理由書にも各殖民地を漸次本國に併合同化すべきは自然の勢なると共に住民正當の希望にして又た恐らくば中央政府の職責なりとし一千八百七十一年ボルドー府に於ける國民議會の委員會も亦た殖民地の政治的同化を以て一個の信條とすべきを決議せり爾後二十年間は實に佛國主要なる組織法の凡ての殖民地に輸入された時代にして一千八百七十八年及び一千八百八十二年に於ける委員會幷に一千八百八十九年及び一千八百九十年に於ける殖民地聯合會議は滿場一致を以て同化政策を可とせり然るに西印度諸島に於ける困難と安南に於ける法制同化の失敗とは相ひ繼で起り多くの政治家をして同化政策の價値に疑を抱かしめ更らに同化政策を避け專ら保護國として之れを措置せるチユニスのアルゼリヤ及び印度支那に於けるよりも一層滿足の治蹟を得たるが如きは大に學者政治家に刺戟を與へ一千八百九十八年デトーネル氏はセネガール、佛領印度及び交趾支那に於ける國會議員の選出廢止案を提出し印度支那の總督デユーマー氏は一千九百年殖民大臣に對する報告に於て立法的幷に社會的同化政策の非なるを說きボリユー氏の如きも亦た行政的

幷に財政的分別の可なるを主唱し殖民地に於ける自治と普通選擧とを目して有害なる制度となせり

抑も熱帶地方の經驗ある行政を以て最も必要とし漫りに歐洲の代議制度を輸入し之れを政黨政治の渦中に投ずるが如きは土人社會の安寧と自由發達に有害なることの漸次有識者間に唱道せらるゝに至りしは彼のチユニス、マダカスカル及び印度支那の屬領地に設置せられたる會議體が數の代表よりは利益代表の主義を採るに至りし故にして其傾向の如何に成り行きつゝあるやを窺ふに足らむ

英國殖民地に付て之れを觀察せんに吾人は玆に一の顯著なる事實を發見すべし卽ち一千七百九十一年乃至一千八百四十一年の加奈太に於ける代議機關が只だ本國官憲に對してのみ行政機關と駢び行われたること之れなり一千七百九十一年下加奈太卽ちクエベック及び上加奈太卽ちオンタリオの二州廳設置せられクエベック州は殆むど移住佛人の子孫之れを占有しオンタリオ州は實に移住英人の領有にかゝれり而して此兩殖民地に於ては共に選擧によるの立

法議會組織せられたるも其行政官吏は凡て知事の任命する所なるが故に只だ知事に對してのみ責任を有するに過ぎず

クエベック州議會は殆むど移住佛人を代表し知事は少數の英人及び英國政府を代表し勢ひ兩者の間に避くべからざる衝突を來せりダーハム卿は其復命書に於て英佛兩種族の軋轢を記して曰く「互ひに祖先を異にし相ひ敵視する此兩種族は同一政府の下に而かも各別の制度の下に併置せらるゝに至れり云々」と

少數なる英人の商工業上に於ける成效は感情上佛人側の苦情を釀し佛人は常に殖民地内に於ける利源の英人の爲めに壟斷せられんことを恐れ議會に於て工業的利益の開發に對する反動的法律を制定せんとし英人は之れを目して上加奈太將來の移住を杜絶し英國の增殖を妨げ下加奈太に於ける英國資本を危殆に陷しいるゝの政略なりとせり當初州廳は其歳入を得るに租稅以外の財源によりしを以て議會の勢力甚だ大なるを得ざりしと雖も時世の進歩と共に租稅課徴の協贊を議會に求むることの漸く繁きに從ひ議會は漸次其勢力を振ひ所謂英國政策に反對して知事との衝突益々甚だしく却つて代表政治の破壞を

企て遂に彼等は一千八百三十七年反旗を翻したりと雖も忽ち英國政府の爲めに鎭壓せられたり

上加奈太卽ちオンタリオ州に於ては下加奈太に於けるが如き種族的紛爭を見ざりしも其代議立法府と超然政府との間に於ける必然的衝突は遂に是れを免るゝを得ずして行政は勢力ある少數政治家の掌中に歸し立法府多數の要求を無視し其兩者の軋轢は遂に反亂を釀すに至れり

一千八百三十八年地方情況視察の爲め加奈太に派遣されたるダーハム卿は兩殖民地に於ける統治組織に對し改革の必要を認め其復命をなすに當り兩殖民地を合併して一政府の下に置くことと幷に責任內閣を設くることを主張せり而して主張の前半は一千八百四十一年を以て實行せられたるも其後半は更らに數年を經過しエルヂン卿の巧智を俟つて漸く完全に行わるゝことを得たり實に現今自治制を認められるゝ他の英國殖民地に於ても亦た同樣の困難ありしも只だ其程度の爾かく甚だしからざりしのみにして代議立法府と超然行政府との永く兩立せんことは到底不可能にてありしなり蓋し行政の超然獨立は立法

をして勢ひ無責任の地位に立たしめざるを得ず例へばナタルの如き從前に在りては立法會の被選議員は土人行政に關し行政府に向つて全然實行すべからずして且つ危險なる要求を敢てせりと雖も方今に於ては立法府と行政府とは互ひに其責任を重んじ立法府は正義を以て土人を遇し更らに友誼的關係を維持せんことを期し又た或る土着君主を復位せしむるの政策をも敢て之れを非とせざるに至れり

斯點に關してはジヤメイカに於ける英國輓近の經驗を熟考すること最も重要なり彼の英國は熱帶殖民地に於て代議制度を試みたりと雖も其普通選擧に至つては未だ曾て之れを認めたることあらずダービー卿の殖民大臣として代議制度をジヤメイカに再興しモーリチユスに輸入したるの時に於ても亦た選擧資格に高き財產上の制限を附せり而してダービー卿は該殖民地會の被選議員をして同島財政の支配權を有せしめぬ吾人は今茲に爾來二十年間の歷史を觀察するの暇なしと雖も其特に注意すべきは只だ最近の發展のみダービー卿は同島財政の難局を解決せむが爲め特に委員を任命して之れが調査をなせしめ

たる結果サーダビッド、バーボアの報告書となり氏は同島財政の處理を非難し殊に直接不生產的なる事業の爲めに借款を起すの慣行を指摘したり更に氏は殖民省、殖民地知事及び被選議員の關係を批評し本國直隸の政府と代議機關とを調和せしめんとするの矛盾なるを說きジヤメイカの組織法は財政上の困憊を助成し軋轢を大にし且つ時間を浪費せしめ而かも何等滿足の結果を生ぜざるなしとし立法會議員中の官吏の俸給を否認し非官吏議員が敎育費を濫增せんとするの弊を非難せり彼の有名なるチヤンバーレン氏が其訓令に於て這個の非難を採用し敎育費の如きも之れに準ずるの成蹟を得たることなしとして以て其節減を可とし更らに進んで知事に官選議員の最大定員を任命し民選議員をして常に議場に多數を制することを能わざらしむべきを以てせり蓋し氏の則つとる所は帝國政府より財政上の補助を受くる殖民地の財政は之れを帝國政府の支配下に置かざるべからずと云ふに在りジヤメイカ人は其代表權の無視を怒りキングストンの市長は女皇に致せる請願に於て敎育費の刪減は他を以て償ふ能わざる大害を釀すべきを指摘したるも財政上並に企業上の關係を

以て第一義となせる殖民大臣は之れが爲めに其決意を飜がへすべくもあらず蓋しチャンバーレン氏は明かに熱帶殖民地に於ける代議制度を漸減するの政策を實行したるものにして他の英國の政治家も亦た一般にダービー卿の寛容政策を以て到底時勢に適せざるものと信ずるに至れり

之れを要するに白人の少數なる殖民地又は母國が之れに完全なる自治を與ふることを欲せざる殖民地に於ては代議制度を輸入すること頗る困難なりと云わざるべからずサー、ジョージ、コンウォール、レウキス曰く一國が若し其屬領に對し自治を行ふことを許容する以上は實際上恰かも之れを一の獨立國として待遇するの決心なくんばあるべからず之れに許すに自治の名目、形式、及び機關を以てするも其獨立國に於けると同一の意義を認むるなくんば是れ眞の自治制にあらずして却つて政治的紛爭の種子を蒔くと擇ぶなし云々と

熱帶殖民地に於ける政治的狀態を論ずるに當り先づ考慮すべき三要素あり曰く政府、移住白人及び土人之れなり若し殖民地の施政にして獨り本國政府に對してのみ責任を負ひ地方政治の紛爭によりて攪亂せらるゝことなくんば其所

信に從ひ超然として住民各階級間の公平なる仲裁判官たることを得以て彼等の希望と不平に傾聽し移住白人の壓迫に對して充分の保護を土人の上に加ふることを得べく移住者も亦た相當の保護奬勵を受くることを得べし然るに若し斯くの如き殖民地に於て民選立法府の設けらるゝことありとせばそは必ず少數者たる白人若くば大多數たる土人の何れかゞ之れを代表するものなるべし若し選擧資格を財產上に設定せんか土人は殆むど全く代表せらるゝことなして能はずして其利益は遂に白人の爲めに壟斷せらるゝに至るは既往の實驗に徵して明かなり之れに反し財產上の資格甚だ寬なるか若くば普通選擧（只だ佛國の小殖民地に於てのみ）の行わるゝ時は殖民地の商業的發達は常に土人の反動的立法によりて沮害せらるゝの恐あり要するに少數の白人を代表する立法議會は苦力（クリー）の輸入を認め土人をして永く勞働者たらざるを得ざらしめ土地の兼併並に大々的特許の便のみを計り勞働者獨立の階段たる土地の小所有を沮害し而かも其租稅は土地、營業或は所得等の賦課を避けて之れを人民の必需品に求めんことを努め普く土人の參與せる立法議會は土地の分有、生

産稅、勞働時間の短縮並びに勞働紛爭の仲裁等を希望し而かも其歲入は俸給及び敎育の爲めに濫費するをさやまたげず

彼の所謂打開殖民地に於ては母國に於けると同樣の制度殊に代表機關の如きは最も適當なるのみならず移住民は飽くまで之れを要求して歇まざるべし混合殖民地卽ち多數の移住白人が多數の土人と並存する場合に於ては白人は土人を代表機關より除斥し全人口に對する完全なる支配權を主張せんとするを常とすアルゼリヤの實例の如き卽ち之れなりナタルに於ても或る程度迄は然るものにして一千八百九十六年の法律により歐洲人種にあらずして從來代議制度を有せざる邦國の土人若くば其男系子孫は凡て參政權なきものとせられたり

熱帶地方に於ける純然たる打開殖民地に至つては其如何にして代議制度輸入の問題の生ずべきや一見甚だ了解すべからざる所にして全く實際上の根據なくば只だ思想上の理由に出づるものなり第一移住白人は何等參政の權を得ざるを悅ばず殊に租稅の負擔を命ぜらるゝ場合に於て然りとす左れば香港の商人

は王冠殖民地制に對して常に强硬なる抗議をなしジャメイカの白人は代議制度の有名無實なるを非難しトリニダッドに於ては王冠殖民地制の不條理を說き今日代議制度を認めずして租稅を賦課徵收するは住民に對する一大罪惡なりとまで極論する者あり加之ならず白人以外の人種も亦た代議制度を要求することあり殊に土人が固有の制度を失へる場合に於て然りとす例へばジャメイカ及び韭律賓に於けるが如し前者は其住民の多數は亞弗利加各部より輸入されたる奴隸の子孫を以て成り後者は實に急激なる同化政策により從來の文明が社會的並に政治的制度と共に破壞されたるに在りかくて何等の保持すべき固有の制度を有せざる此等人民は白人が天賦の權利となし政治的生活の最大要件となす代議制度を希望するは蓋し勢ひの然からしむる所と云ふも可ならむ

彼の固有の文明と社會制度を保持する土着人民は敢て歐洲式の代議制度を希望するなしと雖も其或は似而非博愛家により或は又た土人の徒らに歐洲を崇拜し之れに心醉するの餘り特に主張せらるゝことあり彼の埃及の民會並に印

度の市會に於ける土人代表の如きは土人の自から強要せるものにあらずして寧ろ政府が彼等の傾向を察し之れを強行したるものなり印度聯邦議會は常に代議制度の擴張を企圖したるも其の議員の大部分は歐化せる印度紳士に求めたるが故に眞に印度社會を代表せるものと見做すべからず

抑も印度の狀態は特に代議制度の輸入を不可とすべきものあり卽ち曾に土人社會の主要部分が斯かる制度の創設を悅ばざるのみならず種族階級及び宗教上強大ある反撥敵視ありて一度び黨派政爭の端を開かば如何なる慘劇を演出するや殆ど測り知るべからざるものあり現に佛人の如きは英人に强ゆるに代議制度、新聞紙及び陪審官等の制度を印度に輸入するを以てし社會の各部をして互ひに相ひ鬪ひ相ひ亡さしめ袖手傍觀以て漁夫の利を收めむとする恐るべき術策(Machiavelism)を施せり

殖民地が其發達尙ほ幼稚にして未だ家族、民族又は階級の羈絆を脫せざる時に於て歐洲の個人的制度を輸入するは殆ど社會を根底より破壞するものにして曾に社會生活を傷つくるのみならず其制度の運用に際し幾多の細策を弄す

るあるは殖民歷史の明證する所なり

選擧及び代表の原則は都市若くば郡村の如き地域の狹小なるものに向つて之れを應用せば其危險も亦た甚だ尠かるべし現に歐洲社會に於ける政治的發展の歷史を見るも彼の民族又は同族的社會より所謂都市時代を經過し以て方今の民族的國家を成すに至れるものなり然るに今若し經濟的幷に政治的組織の尙ほ未だ幼稚なる種族の爲めに代議制度を輸入し而かも都市郡村に於ける成蹟の如何をも顧みず普通選擧によりて國家的代議制度を布くが如きは無謀も亦た甚だしと云ふべし

較近の經驗に基づき代表の方法に少しく改正を加ふれば斯の制度の實行難を避け得べしと論ずるものありその所謂改正なるものは數の代表に代ふるに利益の代表を以てするに在り詳言すれば殖民地會を組織するに社會各種の利益を代表するものを以て之れが議員に任命するか若くば一定の團體をして其代表者を選出せしむるに在り而して其地會の發達を見るや單に行政部の助言たるに止めず之れをして充分なる立法權を行使せしむるに在りとす此制度は從

來既に印度、香港、海峽殖民地、チユニス及び膠州灣に於て行はるゝ所あるも尙ほ共に官吏の原素甚だ強大なるが故に本制度の効果如何は今日直ちに斷言するを得ずと雖も更らに進んで之れを擴張するに於ては或は統治完全の効果を收むるあるの日あらんか

代議機關の組織上數の代表と利益の代表との利害得失は實に重要なる政治問題にして單に殖民地のみに限定さるゝの問題にあらず百年以前の個人的合理主義に本づける數の代表は果して眞に安全にして有效なる制度なりやとの問題は世界の解決せんとする所にして吾人は敢て茲に此大問題を解決せんとするものにあらずと雖も個人の發達が尙ほ未だ獨立をなすに至らず各種の補助的社會組織に拘束せらるゝの社會に在りては利益の代表は少なくとも彼等が屬する團體を基礎とするの代表にあらずむば有效なること能わざるや明かなり斯くて錫蘭に於ける代表制度は種族を基礎とし印度に於ては地方團體及び商業上の利益を基礎としチユニスに在りては移住佛人の利益を基礎とす當に助言的會議體のみならず完全なる立法議會の組織に就ても亦た此基礎による

を得べきや否やは獨り之れを未來の證明に俟つの外かなし只だ夫れ社會事物の複雜に應ずるに政治的制度の複雜を以てするは自然の勢ひなり印度に於ける知事の諮詢會の如き漸次發達して創始的權能を得るに至るべきや勿論なりと雖も其現在の制度は決して印度社會の復雜を完全に反射し得たりと云ふべからず其議場に社會各種の利益を遺憾なく代表せしむることを得べき組織を創設することは至難中の至難にして否な寧ろ之れを創設するの必要なけむ蓋し自然の發達を保護し助長するは殖民地幷に本國政府の任務にして政府は之れによりて容易に且つ安全に人民各部の感情と意思とを知ることを得單純なる公益の理論よりは寧ろ其實際上利益の指示する所に從ひ之れを助長するの方策を樹つるを得べきなり

代表及び選擧の制度と對比取捨すべきものは王冠殖民地の制度なりとす此制度も亦た理想的狀態に於ては大に見るべきものあり知事の權力は强大にして威迫誘惑に陷るの恐れなく而かも之れを補佐するに官吏其他を以て成る代表者の一團あり其殖民地の政務を裁斷すること最も敏活にして互ひに衝突する

各種の利益幷に種族の間に能く權衡を保つことを得べしと云ふと雖も其實際は則ち然らずして彼は啻に土着住民のみならず移住白人にすら排斥せられ加之ならず巨額の失費其他各種の失敗よりして本國政府幷に人民も亦た甚だ憚焉たらざるものあり移住者幷に商人が何故に王冠殖民地を悦ばざるかは既にこれを略述したる所にして土人の之れを欲せざるは彼等は毫も政治に參與することを得ざるのみならず其地方的慣習及び制度の擅に蹂躙せらるゝことあるによる

地方的慣習及び制度の蹂躙は王冠殖民地制度の最大缺點にして該制度の下においては根底深き土人の舊慣習俗を顧みず徒らに朝令暮改の法律規則を發布し土人をして其歸着する所を知らざらしむ而して王冠殖民地の制度は又た其組織複雜にして多數の吏員を要し從つて其經費甚だ大なる耳ならず母國は其財政に關し直接の責任を負はざるを得ざるものとす

廣大なる殖民地に撒布されたる土人の直接統治は至難の事業にして何れの國家と雖も常に大に躊躇する所なり若し白人の吏員をして其衝に當らしめんか

經費の多大に耐へざるべく土人より下級官吏及び警吏を採用せんか殆ひど其弊に堪へざるべし蓋し其他の舊法を實行するは土人吏員に若かざるべきも歐洲の新法を施行するには勢ひ白人吏員に俟たざるべからず而して土人の來つて就職するものは多くは下層社會なること恰かも交趾支那の通譯官若くば亞弗利加の土人統治の最大失政の一例はシーラレオンに於ける屋舍稅なり一千八百九十六年該殖民地政府の發したる命令中荒地官沒のことあり茲に於て乎土人は大に不安の念慮を起し物議騷然として事態漸く大ならんとするに當り其命令は之れを廢止したるも其廢止の未だ周知せられざるに先だち五志の屋舍稅を布告せり新たなる稅目に慣れざる土人は沒收政略の更らに一歩を進めたるものと思惟し而かも該稅の徵收と土人巡査(土人巡査の多數は從前の囚徒及び無賴漢にして巡査となりて復讐を行わんとするものなり)の爲めに彼等土人は遂に反旗を飜すに至れり騷亂の平定せし後英國調査委員等は政府に對して屋舍稅の廢止を要求したるも政府は西亞殖民地の經費多端の故

を以て遂に該稅を維持するに決したり又た南亞の實例としてバストランドに於ける十志の屋舍稅ヅールーランドに於ける十四志の家屋稅の如きはシーラレオンと大に事情を異にし白人の移住に適せず從つて其主たる住民は永く土人たるべき西亞弗利加にとりては敢て先例となるべきものにあらず然るにチエンバーレン氏並に英國の殖民省は西亞弗利加に於ける難局に處するにセシルローヅ氏の南亞政策に倣わんとせり

サー、ジョージ、ゴルヂーは現代の亞弗利加行政官中最も偉大なる人物ならむ其王冠殖民地觀の大要に曰く亞弗利加土人固有の政治は假令不完全にして專斷なるを免れずと雖も之れを歐人監督の下に置き少しく改善を加ふる時は土人は却つて歐洲官吏の下に於けるよりも比較的多大の幸福を享受すべし蓋し歐洲官吏の土人行政は其所期甚だ佳なりと雖も而かも其實を誤まり屢々年少氣鋭にして同情と明察力とを有せざるもの少なからず若し夫れ土人の福利を思ひ其謀反の危險を慮らば之れが統治は暫らく土着君主の手により所謂亞弗利加流義の制度によらざるべからず去れど一方に於ては廣く適當の地方を撰び

歐洲官吏の手により歐洲流義の施政を行ふことも亦た甚だ必要なりとす是れ一には行政の模範を示さんとするに在れども其主たる目的は云はゞ土人の避難場所たらしめんが爲めなり換言すれば稍や思想の發達せる土人にして土人政府の抑壓に堪へざる者をして來つて玆に衣食を需むるを得せしむること恰かも彼の中世の歐洲に於て自由を愛するの民が封建治下を脫して自由都市に入れるが如くならしめんとするに在り

政治的進化及び實際的行政の原則は之れを明にすること極めて必要なりとす抑も廣大なる領土に蔓延せる衆多の人民は政治的手段のみを以て其發達進歩を一般的に督成すること頗る難たし而して此等の地方に政治的並に社會的發展を企てんと欲するには先づ進歩せる方法制度は之れを小區域卽ち都市に施し以て四圍の模範たらしむべしとの觀念は政治學上の健全なる思想に基くものと云ふべく彼の漫りに銃鎗により文明を輸入し敎育を强ひ或は法律を以て道德を强行せんとするが如きは畢竟架空の議論たるのみ凡そ一國民に對し深厚にして且つ永久的感化を及ぼさんと欲せば更らに妥當の方針を採り善良

なる模範を示して彼等の赤心に訴ふるの外かなきこと猶ほ一個人に對する場合と異なることなし最近十ヶ年間に於ける工業的模範が如何に亞細亞の發達を助長せしかは一般識者の認むる所にして數世紀間の政治的行動も遙かに之れには及ばざるべし然り未開の國民に對し善美なる制度を强ゆるも若し彼等に適せざる制度なりせば寧ろ却つて無益有害なるのみ去れど一定の小地域を撰びて良好なる方法又は事業の模範を示すことは最も有益なる經綸なりとす」保護國制度は最も能く以上の目的に適するものにして土人社會に臨むの第一要義は決して彼等の氣慨を奪ふことなく自己の運命に對しては常に自から責任を辭せざるべからずとの念を保たしむるに在り彼等の歷史的習俗を無視し其自然の指導者を排斥して以て其面目を一新せしめんとするの政府は是卽ち其社會を破壞するものと云わざるべからず亞弗利加亞細亞及び太洋洲の各殖民地に於て土人社會の成立し存在するものは須らく之れをして土着の酋長幷に傳來の社會的組織の下に存續することを得せしむべし而して加護國の職として當に力むべき所は只だ隣接種族間の鬪爭を制壓し土人の行政を督勵して

暴虐失政の酋長を戒飾するに在り土人の行政は土人自身をして自己の慣習及び法律に從ひ自から之れを處理せしむると同時に移住都市に於ては模範的行政を敷き酋だに政治的事項のみならず商工業其他一切の事項に關し範を土人に示さゝるべからず而して此目的を達せんが爲めには政治的權力の確乎たるものなかるべからざるや勿論なりと雖も就中重要なるものは土人との親善なり換言すれば彼等をして敢て白人の壓迫を受くるものに非らず白人は却つて其補助を得つゝあるものなりとの信念を懷かしむるに在り實に斯種の制度は酋だに自由にして何れの狀態にも適應するのみならず其經費の如きも亦た大に之れを節約することを得るの便利あり

現今歐洲列國が政權を行使しつゝある廣大なる領域を通觀するに凡そ次の三種に歸着するが如し

第一種　は歐人の移住に適するの地方卽ち南亞、加奈太、濠洲等にして既に自治行政の一般に施行せられたる地方之れなり

第二種　は熱帶地域の殖民地にして其住民は既に固有の社會制度を亡失し

たるもの卽ち西印度諸島幷に菲律賓群島の大部分の如し

第三種　は土人社會の占據せる廣大なる地方にして中央及び北部亞弗利加、亞細亞及び太洋洲の如き之れなり

而して彼の陸海軍根據地若くば何等適當なる固有の制度を有せず且其住民を利益に從つて選擧團體に組織し能わざる地域に在りては王冠殖民地制による を可とすと雖も其他の殖民地に至つては一層伸縮自在の制度を撰ばざるべからざるは言を俟たざる所にして就中好成蹟を奏し得たるは保護國の一種として處理したる殖民政策なりとす卽ち佛國人はチユニスを以て模範殖民地となし英國は印度及び馬來保護國の成功を誇り瓜哇に於ても亦た同一方法により大事業を成し得たること世人の普く知る所あり是等の經驗より見るに世界何れの地域に於ても土人社會の進歩發達は完全なる文明制度の輸入に因るにあらず若し夫れ歐人にして眞個彼等の福利と思はゞ只だ其固有の慣習及び制度の自然發達により彼等をして自から助くるの機會を得せしむるに在る耳

參考書

Dilke, Sir C. W., problems of Greater Britain.

Lewis, Sir G. C., Government of Dependencies.

Petit, E., Organisation des colonies françaises.

Girault, A., Principes des colonisation.

Stengel, K. v., Die deutschen Schutzgebiete

Zimmermann, Dr. A., Die europäischen Kolonien. Vol. III. pp. 67—83

第十一章　殖民地に於ける自治行政

近世殖民地の發達の初期殊に第十七世紀に於ては英國の殖民地は寧ろ大に放任せられ自己の制度によりて自己の政務を處理するを得たり是れ當時の英國政府幷に人民が內國及び歐洲大陸に於ける政治的事項に忙殺せられ全く其心を奪われたるの結果なり左れば內政の漸く平穩に歸し常態に復すると共に英國政府は漸次廣大なる所領の利益を現實せむことを欲し殖民地の行政幷に活動に對して一層嚴格なる監督を加へ以て之れをして本國の經濟的利益に隨從し貢獻せしめむことを努め其結果は遂に亞米利加十三州をして決然起つて獨立を爭ふに至らしめたり而かも尙ほ且つ英國政府は其干涉政策の誤れるを自覺

せず却つて斯かる損失を再びせざらむが爲めに層一層母國と殖民地との政治的關係を緊密にし其行政の監督をして更らに嚴格ならしめざるべからずとせり

斯くて英國殖民地は巴里條約後半世紀以上の間は堅く本國の爲めに羈束せられて其政治上に於ける主たる勢力は知事に屬し知事は常に本國の政治に隨從せむことを旨とせり然るに殖民地に關する根本法律は英國政府をして凡ての移住殖民地に代議機關を設立せざるを得ざらしめたるを以て玆に此種の殖民地に在りては民選立法機關と直接行政機關との駢立を見るに至れり而して此先天的に相ひ容れざる兩個元素の駢存は到底永がく相保相進し得ざるは勿論實際多くの殖民地に於ては選擧組織の立法機關が在民主權の眞の代表者を以て自から居り行政部との軋轢の常に絕へたることなきは加奈太に於ける實例に徵するも直ちに之れを知るを得べし蓋し當時に在りては內閣政治の根本的元則は尙ほ甚だ瞭然たらざりしにも拘らずダーハム卿は其有名なる一千八百三十九年の報告に於て既に北米殖民地の難局を解決すべき唯一の手段は責任

內閣の開始に在ることを說けるは最も注目に値ひすべきものたり而かも尙ほ依然として當に政治の大綱のみならず其細目に亙りても亦た一に本國官吏の裁量に決せしめむとせしならば必らずや騷亂に騷亂を重ね遂には其分離獨立を見るの外かなかりしや殆むど疑ひを容れず

殖民地の高官は凡て其代表機關の希望に從つて之れを遷任すべしてふ單なる元則の承認は直ちに以て移住民の先天的獨立心を緩和するを得べかりしと雖も英國政府は最も此點に吝にして此單なる原則の採用は彼のダーハム卿の獻策後數年を經るに至り始めて確認する所となり漸く殖民地關係の根本を固からしめたり抑も此元則の採用は敢て何等の形式的立法若くば樞密院令に依りしにあらずして單に將來殖民地議會に多數を制すること能はざる內閣は之れを留任することなかるべしとの暗默諒意だに有れば可なるものにして最も簡單に最も妥當に此基本的變更を實行したるものはエルヂン卿其人なり

加奈太に於ける責任內閣の創始は一千八百四十六年に在り次で濠洲舊殖民地ニユージーランド、喜望峯、タスマニア並にニユーファウンドランド又た最近に至

つて西濠洲(一千八百九十年)及びナタル(一千八百九十三年)に於ても亦た斯制度の元則を採用せり然れども自治政治を許容するに當り一の例外として屢々特に一定の憲法上の制限を附せしことあり例へばナタルに於ては行政部は六名の高官を指名し之れが任命を皇帝に求むることを得とし又た知事及び此等の官吏の俸給幷に土人敎育費に關し刪減を許さゞる等の規定あるが如し更らに注意すべきは加奈太及び濠洲に於ては曾に其聯邦政府のみならず之れを組織する各殖民地(若くば州)政府に於ても加奈太の北西領地を除けば責任內閣の元則行はるゝことと之れなり而して這個の各州に於て行政委員會は立法府に對して責任を負ふことなきが如しと雖も其委員は凡て一般投票により選任せらるゝものなるを以て直接人民に對する責任は到底之れを辭するを得ざるものとす

斯くの如くにして英國の大殖民地は悉く自治政治を認容せられ以て殆ど獨立の政治的存在を有し母國との關係を保持する所以のものは强制的原因によるにあらずして互ひに聯結の利便を認め相互の利益を尊重し進捗せしめむとする合理的原因に出で殖民地は何等重大なる犧牲を供することなくして大國の威に依賴し又は之れを利用することを得而して其內政は勿論實際上殆ど凡ての政治組織は敢て母國の干涉を受くることなし彼のダーハム卿と雖も殖民地政府の組織幷に對外關係、貿易、官有地等の大問題は之れを本國政府の權限內に置かしむるの意なりしならんも方今殖民地政府に對する本國の政策は此等の重要事項に關しても强いて何等の干涉を加ふることなし卽ち殖民地は全然官有地の支配權を有し又た自から其關稅政策を定め外國と通商條約を協商することをすら得るなり殖民地と外國との一般的政治關係は素より本國政府の定むる所に依ると雖も殖民地の利益に關する重要事項は必らず先づ之れを當該殖民地に諮らざるはなし

英國の自治殖民地は屢々彼の國際上の保護國に比較せらるゝことあり而して其實際甚だ相ひ似たる所あるは事實とす斯れ蓋し其對外關係が優勝國により て支配せられ內政に關しては完全なる自治權を有すればなり然れども今若し現在の靜止的狀態を離れ其起源幷に傾向を一考すれば決して其類似を認むる

こと能はず何となれば殖民地の自治たるや漸次發達し來れる自治にして彼の保護國のそれの如く條約によりて主權の一部を拋棄したるの結果にあらず卽ち前者の自治權は殆むど完全なる發達を遂げ宛然一國を成すの觀あるも後者は漸次完全なる自治權を削られ屈從益々其度を昂むるを常とすればなり

自治殖民地の將來は今日尙ほ不確に屬すと雖も再び母國の內政干涉を甘受し之れに臣從するが如きことなかるべきは殆むど疑ひを容れず然れども其或は永がく母國と一種の聯邦的關係を持續すべきや將た或は早晩完全なる主權を要求して遂に獨立するに至るべきやは全く同種族及び同文明の基礎が如何なる程度まで經濟的利益の繼續によりて補充せらるべきやによりて一定す而して其巧妙なる手段により殖民地及び母國の兩體幷に其人民間に一定の協同を持續し以て共通の起點を去ること甚だ近からず且つ日に相ひ遠からむとするを防ぐは是れ帝國政治家の大手腕に俟たざるべからず斯くの如く觀察し來れば自治殖民地幷に保護國の占むる類似の地位は單に全然相ひ異なれる軌道の交叉點たるに過ぎざること明かなり

英國自治殖民地の母國制度の輸入は實に模倣の一大成功にして政治史上又た稀に見る所たり而して之等は意識的模倣と云はんよりは寧ろ自然的に母國の歷史を追ふて同樣の發達をなせるものなりと云ふの正當なるを認む彼の遺傳及び經驗によりて英國の自由幷に制度に慣れたる彼等殖民地人民が母國の制度組織を模範とせるは只是れ自然の勢ひにして英國の制度を模範となせるの國亦た甚だ多しと雖も其結果に於ては遂に英國殖民地に若くものはあらず蓋し後者に於ては之れを採用し消化すべき歷史的素養の欠乏するものあればなり

社會的幷に經濟立法に關し凡て此等の殖民地は尙ほ未だ階級及び利益の固定して根底を深くせるものなきが故に大に新奇の實驗をなすことを得殊に濠洲殖民地の如きは進步せる社會改革案の一大試驗場となり其舊國に於ては甚だしく社會に不安の念を與へ其實行到底至難若くば不能たるべき立法施設も如上の新國に在りては方今現に試驗せられつゝあり左れど之等殖民地の人民は又た決して單純なる模倣者にあらず英國自由の一定根本的元則を起點とし個

人の權利義務を保護するに最も適當なる方法に關して能く決論を與へつゝあるなり然れども其基本的國家組織に至つては母國のそれと多くの逕庭あることなく從つて母國の憲法法理は概ね直ちに之れを殖民地に適用することを得べし

英國殖民地の組織に於て知事若くば總督は其地位宛かも立憲君主の如くにして一國主權の形式的代表者にして其政治的行動は凡て責任內閣の裁定を要す換言すれば國の各種の行爲は立法府幷に內閣に於て其內容實質を定め知事之れが形式を調べ知事の地位を立憲君主のそれと區分する特質は其否認權なりとす若し夫れ此否認權を殖民地自身の見地より行ふものとせば其無意義なること恰かも責任內閣を認むる立憲君主國に於ける君主の否認權と異なるなしと雖も知事は單に殖民地の形式的會長にあらず彼は又た母國の利益寧ろ大英帝國の共通政策の代表者たり卽ち彼は一國の帝王と異なり其本國政府に對する責任を考慮せざるべからず若し殖民地立法府の行爲にして明かに帝國全體の利益と衝突し又は從屬關係を無視するが如きことあらば彼は否認權を行使

すべき責任を負ひ憲法上の職權を有するものにして只だ斯かる否認權の行使を必要とするが如き難局の發生を豫知するは斯れ實に彼が主たる職責の一なるのみ

否認權は事實上大に之れが行使を愼み一千八百六十七年より一千八百九十一年に至る二十四年間に於て加奈太各州立法府の議決せる一萬二千有餘の命令中否認せられたるもの僅かに七十を出でずして同年以降に於ける否認の割合は更らに少なく加奈太領各州に關しては一千八百六十七年の英領北米條令に於て各州立法府の議決せる法案に對し允許を與ふべきや或は之れを否認すべきやを定むる最終の權力は加奈太總督にして英國皇帝にあらざる旨を定め前記の否認中最も多數のものは本國官憲の見地よりは寧ろ加奈太政府の見地より否認せられたり若し夫れ加奈太議會の議決に關しては僅かに一個の法律案と二個の條令との王國によりて否認せられたることあるのみ喜望峯殖民地に至つては未だ曾て否認權の行使せられたることなく濠洲殖民地に關しては一千八百九十一年以前に於て僅かに十一個の法律案と五個の命令との否認せら

れたるのみ一千八百九十五年乃至一千九百年間は比較的多く否認權の行使さ
れたる時期にしてニューフオンドランドに於て五回ナタルに於て二回及び濠
洲に於て三回を算せり

知事は其直接權力の非常に制限せらるゝの故を以て何等重大の惡政を致さし
むること能はず而かも政務の上に好影響を與ふることを得べき無限の機會を
有するが故に若し彼にして巧妙なる指導の才を具へ公務の經驗を積むに於て
は却つて其助言者の助言者となり所謂超然として政黨以外に立ち公平なる觀
察を下すことを得議會解散及び閣僚罷免の權限を雙手に握り常に其所信を直
接人民に訴ふることを得べし自治殖民地に於て知事が甚だ重きをなす所以の
ものは特に其政治的行動にのみ限れるにあらずして彼は單に殖民地及び母國
間の連鎖たるのみならず殖民地各社會の統一的利益を代表し社會上甚だ主要
なる地位を占むるものと云ふべし自治殖民地の知事は彼の王冠殖民地知事の
如く兵力を以て其政策を强制するが如き超然たる權能を有せざるが故に常に
其所信を人民に周知せしめ其協力を得ざるべからず從つて特に知事其人の手

腕經驗に俟つ所多きなり

知事の地位は或は彼の保護國に於ける駐在官の地位と相ひ似たる點なきにあ
らず其保護國駐在官の多數は常に頑迷にして殆ど濟度す可らざる住民を對
手となすの困難あるが故に其背後には必らず武力關係の救援ありと雖も知事
は斯かる後援に依賴することなくして常に其目的を達せざるべからず嘗てエ
ルヂン卿の加奈太總督たりし當時グレー卿に對する報告中に於て凡そ知事は
王冠殖民地に於けるよりも自治殖民地に於て却つて眞に偉大の勢力を有する
ことを得べし其能く閣僚を督勵し之れを補助せば寧ろ責任內閣の認許によ
權力の減耗を償ふて餘りありと云ひ又た動もすれば懶惰なる王者の如く徒ら
に虛位を占むるに過ぎざるに至り或は地方黨爭の渦中に投ぜらるゝの恐あり
と雖も而かも積極的目的を有する人物は決して斯かる弊に陷ることなかるべ
きを說き以て自己の經驗を述べて曰く余は兩種の制度を試驗せりジヤメイカ
に於ては決して責任內閣の如きものゝ存ぜざりしも當時余の有せし權力は彼
の內閣の轉變する自治殖民地に於て有する權力の半ばにだも及ばざりしと其

他自治殖民地知事として有名なりしダッフアーリン卿、サーウキリアムゼデニソン、サーハークルスロビンソン及びサージョージエフボーウエン等の言行は皆な同樣の信念を確保するものなり

參考書
Bourinot, Sir J. G., parliamentary procedure and practice in the Donition of Canada.
Bryce, James, Impressions of South Africa.
Morivale, H., Colorization and colonies
Walter, H. de R., Australian democracy.
Zimmermann, Dr. A., Die europäischen Kolonien.

第十二章　殖民地統治の機關

殖民地行政機關の組織其管轄に屬する事務の範圍幷に殖民地官憲に對する干渉の程度は國により著しき異同あり抑も斯點は其國の採れる一般殖民政策と密接の關係を有し同化主義を採るか或は自治主義を採るかにより大に其趣を異にす同化主義の國に在りては本國の機關頗る錯雜にして而かも細目に亙り嚴密なる監督を行はんとし殖民地の自治を原則とする國に於ては其本國

の機關頗る單簡にして多くは提案を地方官憲に一任するを例とす左れば一國に於ける殖民地行政機關の組織を論ずるに當りては須らく其國の一般政策と對照參合するの必要あり

諸國中最も錯綜せる中央機關を有するものは佛國にして其多くは最近の發達に屬せり

抑も佛國に於ける殖民省の分離獨立は一千八百九十四年のことにして其以前に在りては交互に海軍省又は商務省に屬したり同化を主義とせる殖民地議員は殖民省の分立を以て全く同化主義に背馳するものなりとして大に之れに反對せしと雖も時世の必要は遂に殖民地議員の抗爭を排し佛國が亞細亞及び亞弗利加に於て得たる廣大なる領土は最早海軍省の手に於て支配すること難く然りと雖も在來の行政組織を此等廣大なる殖民地に延長することは如何に同化政策に信賴する佛國多數の政治家と云へども自己の所論が其餘りに過激なるを認めざるを得ざるに至れり

然れども分立せる殖民省の組織は又た決して整然調和を得たるものと云ふべ

からず絕へず命令若くば法律を以て局課及び常設委員を增置し其作用益々錯綜すると同時に佛國行政の分課組織に對する非難は近來一層其度を昂ひるに至れり左は佛國殖民省の局課幷に委員なり

一、官房　一般政策幷に議會及び殖民地會の建議に付て論議す

二、總務部

第一課　大統領及び他の各省に對する關係を掌る

第二課　文武官に關する人事を掌る

第三課　司法、宗教及び敎育

特別課　地理

三、各局

イ、亞弗利加事務局

ロ、亞細亞、亞弗利加及び太洋洲に關する事務局

ハ、決算及び刑事殖民事務局

第一課　豫算及び計算

第二課　物資、貯蓄中央倉庫之れに附屬す)

第三課　俸給幷に恩給

第四課　殖民地の刑事行政

四、各種委員

イ、中央行政の監督

ロ、地方行政の監督

ハ、公營事業の監督(公營委員之れに附屬す)

ニ、保險行政の監督(高等委員會之れに附屬す)

ホ、軍事委員(各種殖民地の軍務局は卽ち其一部をなすものなり

ヘ、常設購入委員

ト、高等敎育委員

チ、農商工業諮問會

リ、殖民地銀行業監視委員

ヌ、常設刑事委員

此他殖民地鐵道會社の計算を檢査保證する多くの委員あり

五、殖民事務所

六、殖民學校

七、ヴヰンセン實修場

八、殖民高等委員會

殖民地行政の事務を一層論理的に分類せんとするの擧は再び企てられ一千八百九十四年に於ては事務の性質を標準とし政務及び商務、計算及び刑罰の執行幷に殖民地防禦の三局を置きしが一千八百九十六年之れを改め事務の性質による分類に加味するに或る一定の程度までは地理的標準を以てしたり其各場合に付て之れを見るに其分類たるや頗る獨斷に流れ宛かも無主義無定見の觀なき能はず現に總務部第三課の如き前記權限の外か記錄、行政裁判等に關する雜多の事項を管掌しつゝあり

行政各部の一般的性質幷に其職司は略々推知し得べしと雖も特に二三の注意を要するものなきにあらず彼の殖民學校は一千八百十五年の創設に係り其當

初の目的は殖民地土人の爲めに敎育の手段を供するに在りしも其需要甚だ少なかりし爲め今は變じて殖民地文官の養成所とはなり行政各部の爲め各種の官吏を養成するに至れり而して其入營の資格はバチエラー(特業生若くば同等以上の學力を有するものにして卒業の後は直ちに官吏に任命せらるべきものとす殖民地事務所は一千八百七十年以來存立せる常設殖民博覽會の後を承けたるものにして常に殖民地の物產幷に製造品を展覽に供し兼て移民幷に資本家の爲めに報告を司り各種の質疑に應ず殖民地官吏にして賜暇歸朝中のものは殖民事務所の爲めに一定時局の勤務をなし殖民事項に關し質疑を試みむとする者の爲めに其勞を採らしむ

佛國主義の顯著なる特質は監督委員の衆多なるに在り主として財務行政を管掌する一般監督の外に幾多の特別常設委員ありて殖民地行政の各部を監視するは是れ西班牙の制度と共に佛國制度の特徵なりとす

殖民地高等委員會は殖民地選出の上下兩院議員、特選殖民地代表者、特に殖民地に關する智識經驗ある者より殖民大臣の指名する者、佛國商業會議所の代表者

幷に重要なる殖民地社會の代表者等を以て之れを組織する一大團體なり而して其之れを組織する標準は地理的標準により(第一)亞弗利加殖民地及びレユニオン(第二)亞弗利加(第三)印度支那(第四)佛領印度、マダカスカル及び太洋洲の四大部に分たる其權限は單に諮詢會にして殖民大臣の提供する立法又は行政事項に關し助言を與ふるものとす該委員は多く代表的人物を以て組織せられ其意見は大に尊重せらるゝにも拘らず實際は却つて甚だ重きをなすに至らずして何等重要なる立法の其勢力に起因せるものなし蓋し該會は一の諮詢會として其組織大に失するものあるより一千八百九十六年該會中より一の常設委員を組織し爾後大會の權限は此小會の手裡に歸せり

佛國殖民行政の本國機關中常に最も輿論の攻撃を受くるものは物資供給課幷に其附屬倉庫なり附屬倉庫は當初軍務省に屬し殖民地の物資供給は軍需品の供給と同一に取扱はれたりしが故に殖民省の下に於ても亦た尚ほ同一制度を持續したり卽ち地方殖民行政に要する物資は其殖民地に於てよりも本國に於て却つて高價に購入せらるる是れ其購買方法の宜敷を得ざるより起るものにし

て元老院議員シーフリー氏は一千九百年其殖民地財政に關する報告に於て特に此購買法を非難せり

佛國に於ける廣大の殖民地は殖民省の管掌に屬すと雖も獨り彼のアルゼリヤに對しては殖民省の管轄に屬せしめずして各省は之れを俟つに純然する佛國の一部を以てし各其主管事項に關してはアルゼリヤの行政を指揮すること毫も本國の府縣に對すると異なるなし亦たチユニスは法律上保護國たるの故を以て外務省の管掌に屬す蓋しチユニスが佛國に於て最も成效せる殖民地たるの事實は宛かも殖民省の施設の効果に對する一の反射とも見るべきなり東京、安南及びカムボジヤも亦た保護國と見做さるゝの故を以てチユニスと同じく外務省の管轄に屬すべきものなりと雖も實際上方今は殖民大臣の支配に屬せり而して其地位の如何に曖昧なるかは殖民省が之れを佛國領土として取扱ひつゝあるに拘らず外務省は尚ほ其性質を認めず此等の土地に於ける居住を以て佛國々籍を得るの期間に算入せざるなり以上諸機關の外か尚ほ吾人は少くも下院に於ける殖民委員を擧げざるべからず元より議會は殖民地の行政に對

し甚だしき干渉を加ふることなしと雖も該委員は間接殖民地文官の任命に關して亦た偉大の勢力を有す

獨逸に於ては其殖民事務は本來全然外務省の管掌に屬せり一千八百九十年外務省の第四分科として特別の殖民局設置せられ以て著しく獨立の地位を與へられ其局長は直接大宰相に報告をなすの權限を有し只だ其一般政策幷に對外關係に付てのみ外務大臣に隷屬す故に特に殖民事務に關しては外務大臣と宛かも對等の地位に立てるものと云ふべし

獨逸も亦た一の補助機關として一千八百九十年殖民委員會なるものを設け其組織(二十五人より成る小團體なり)は特に殖民に關して經驗を有する者幷に知名の殖民協會及び會社の推擧せる者の中より帝國大宰相之れを任命す而して其機能は單に諮詢等に過ぎざるも佛國に於ける大團體よりは寧ろ却つて其目的に適し著々其成效を納めつゝあり

和蘭に於ける殖民事務は一千八百四十八年までは全然國主の獨裁專行する所なりしも同年以降は之れを一責任大臣の管轄に移し獨立の行政部局をなせり

英國に於ける殖民事務の中央行政は三人の國務大臣をして之れを分掌せしむ卽ち固有の殖民地は素より殖民大臣の管轄に屬し印度事務は別に印度事務大臣の主管する所にして埃及若くは東亞弗利加の如き保護國は外務大臣の管掌に係る、殖民省に於ては特に人物に重きを置き制度の形式又は章程の如きは必らずしも敢て之れに拘泥せず苟くも識見あり經驗ある者に向つては大に自由裁量の餘地を與へ其主管事項に關して專決することを得せしむ殖民大臣の下に各一人の政務次官及び事務次官あり前者は政務に關して大臣を補佐し後者は普通事務に關する省の首長にして政策の連絡を代表す

殖民省に八局あり通報局、庶務及び財務局幷に決算局の三局を別として主たる五局は地理的標準によりて區分せらる卽ち左の如し

一、北米及び濠洲局
二、西印度局
三、東洋、錫蘭及び海峽殖民地局
四、南亞非利加局

五、セントヘレナ、シーラレオン、ベチユアナランド、バストーランド、ガムビア、ナタル、ゴールドコースト、レーゴス及びマルタ局

殖民省は方今英國各省中最も有力の省にして其特質とする所は事務の敏活、方式の簡易并に以て各部の統一及び調和を保持する所以の團體的精神之れなり」殖民省と密接して自治殖民地の總駐在官及び王冠殖民地の駐在官は共に其地の行政事務を管掌す自治殖民地に於ける總駐在官は本國政府を代表する官憲にして常に社會上及び政治上に於て重要なる地位の人を以て之れに任じ獨立大國の大使と同一の威嚴を保たしむ一般に彼等の使命とする所は其殖民地の政治的并に經濟的各種の利益を本國に代表し特に其利害と相ひ關連する財政上并に商業上の處分に參與するものとす

王冠殖民地の財政上并に商業上の事項は其駐在官團體によりて保護せらる而して此駐在官も亦た其當初は殖民地自身の選出する所なりしも一千八百八十三年以來は殖民大臣の任命する所となり一個の團體を組織して殖民大臣の監督下に屬す現在の人員は三名にして頗る經驗に富めるの人を以て之れに任ず

其勢力の甚だ大にして管掌する事務の如何に重要なるかは現任の殖民大臣事務官が彼等の中より選任せられたるを見ても以て其一斑を窺ふに足らむ

王冠殖民地の駐在官并に其職員は殖民省と殆ど相ひ匹敵し其職司は王冠殖民地の爲めに政府、地方團體及び鐵道公債を協定し本國に於ける利札俸給并に恩給を支拂ひ鐵道、病院、獄舍、學校其他公營の材料或は建築の契約をなし又た郵便切手、銀行兌換券及び公債證券の製造を司る斯くの如く其事務の性質上大に專門的技能を要するものあれば文官任用令の存在するあるにも拘らず適任者を選任するの權限を認めらる

印度省は會社時代の事務所を繼承せるものなるも其性質は商業的より一變し、て純然たる政治的となり印度帝國の一般政策を確立し其最も重要なる施設を經營す其事務の甚だ複雜にして殖民省若くは王冠殖民地の駐在官府よりも多數の職員を有せり

印度事務大臣は印度委員會によりて補佐せらる印度委員會は印度事務大臣の任命する十人以上十五人以下の定員を以て成り其過半數は少なくとも十年以

上印度の居住せしものたるを要す委員の任期は滿十年にして印度高官の任期五年に比し二倍の任期なり、かるが故に該委員は印度政府よりも却つて能く印度政策の遺傳を代表し以て政府に對し有力なる補佐を與ふるに適す凡そ印度事務大臣の行爲は總て之れを該委員會に知照するを要し尚ほ一定の事項は其過半數の同意を得ざるべからず

印度委員會に於て決定するの事項は印度歳入の附與若くば配附印度の收入を擔保として英國に於て債務を起すこと、印度國有財産の賣買及び質入幷に之れに關する契約、及び印度文官任用令等にして其他の事項に關しては印度事務大臣は單に之れを該委員會に知照して其欲する所を行ふを得べし若し夫れ委員多數の反對ある場合に於ては大臣は只だ其理由を明示するに過ぎず

英國の保護國としてキプラス及び南阿會社の所領を除き其他は凡て外務省の管轄に屬す印度に於ける保護國は印度政府の外務部を經て外務省の主管する所なり英帝國の凡ての對外關係に付て責任を有する外務省が更らに純然たる殖民事務を處理するの時間及び精力を多く餘さゞるは敢て怪むに足らず彼のウガンダ鐵道の經營に關しては世上其無能を非難するの聲高きは百七十五萬磅の豫算に對し實際の經費四百七十五萬磅を要せしにあり若し夫れ利害の一層密接なる官省をして其局に當らしめなば恐らく斯かる遺算の生ぜざりしならむ而かも茲に最も注意すべき事實は最近五六年の間に於て英國の至重至大なる外交事務（南阿事件）が殖民省の手によりて處辨せられたりしこと即ち之れなり

大藏省の職司に於ても亦た殖民地行政と相ひ關する部分あり會計檢査部の殖民地に關する分科は卽ち之に對して一の監督作用をなすものなり英國に於ては其殖民地行政に對して何等巡察監督の制あるなし或る殖民地例へば香港キプラス及びシーラレオン其二三の殖民地に在りては監督官の駐屯するありと雖も然れども其主たる監督は大藏省内に於て行はるゝものとす其他尚ほ幾多の半官的設備あり今其二三を紹介して讀者參考の資料とせむに彼のビクトリヤ女皇の第一祝賀の時に於てケンシントンに設立されたる帝國協會は社會的、政治的及び學術的性質を併有する團體にして殖民事項に關する

圖書館を有し定期の集會をなし幷に刊行物を發兌す其最も實際的方面としては殖民地各種の物產幷に通商材料の常設展覽會を開き又た別に一大試驗場を設けて殖民の礦物及び農產物に關し種々の試驗を行ひつゝあり殖民協會は其組織更らに古く一見殖民地住民幷に官吏の俱樂部に似たりと雖も其主たる目的は殖民問題の討議研究に存す一千八百八十六年の創設にかゝりし移民通報所は各殖民地に關する有用なる報告書を刊行し移民若くば投資せんとする者の爲めに直接助言を與ふる所とす

參考書

White, A; Efficiency and Empire. London. 1901. cho. XI,-XV.

Leroy-Beulieu, P, Colonisation dus les peuples modernes. BK. II., chap. IV.

Girault, A., Principes de colonisation.

Strachery, Sir John, India

Petit Edward, Organisation des colonies française.

第十三章　殖民地に於ける制度

殖民行政に關する英國の政策は行政の實際的地方分權と相ひ駢んで權力及び

責任が知事の一身に集中するを認むるに在り換言すれば一殖民地の知事は行政各部を支配すべき法律上の權限を有すと雖も實際に於ては配下の官憲若くば官廳に對し其行政の有效に處辨せらるゝ以上は決して之れに干涉を試むることなし知事と部下官僚との關係は宛然本國政府と知事との關係の如く敢て煩鎖なる規則の之れを拘束するあるにあらず上官は常に部下に對し可及的自から裁量立案することを得せしめ只だ之れに妥健の助言を與ふるに止めんとするものなり和蘭に於て採用する所の主義も亦た甚だ之れと相ひ似たり左れど佛國に於ては則ち然らず中央集權的觀念を殖民地行政に延長し殖民地知事は單に中央政府の代官たるのみならず其一擧一動は悉く殖民省の指揮訓令によりて支配せられ知事は又た更らに其部下に對して均しく嚴密なる指揮監督を加ふ加之佛國の殖民知事は頗る短期にして轉補せらるゝが故に英國制度の特徵たる殖民地の事情と親しみ其實際と必要とを看取し以て之れに應ずるの機會を得ること能はざるに至る

英國殖民地の行政上知事は通常行政參事會によりて補佐せらると雖も亦た別

に立法團體の存する場合多し自治殖民地幷に代表議會を有する少數の小殖民地を除けば此等の參事會は單に參議助言の權能を有するに止まり知事の認めて以て公益に反戻するなりとせば其決議を無視することを妨げず然れども其實際に於て知事は殖民地政府行政各部の長官及び其他代表的人物を以て成る所の前記參事會の意見を尊重せざるが如きことは甚だ稀なり故に多くの場合に於て知事と參事會との間には圓滑なる協力の行はれ特に新任知事を指導する上に於て頗る效あり或は特に經驗ある知事の獨斷專行に傾くことなきにおらざるも其多くは經驗深き行政官(委員たる)の助言に依賴せんとするを常とす」

印度の中央政府は內務、外務、財務及び商務、歲入及び農務、作業、法制幷に軍務の七部局に分たれ此等行政各部の長官相集りて總督の參事會を組織す而して外務は總督の親しく主宰する所に係る爪哇の政廳は財務、敎育、工業及び宗敎、司法、作業幷に內務の五部局より成り各部の長官を以て知事の參事會を組織するも印度政廳の參事會とは大に其性質を異にし陸海軍の軍務は各其の司令長官の管掌する所とす印度支那に於ける行政も亦た陸軍、海軍、總務、司法幷に關稅租稅の

五部に分たる玆に大に注意すべき事項のあるあり英國及び和蘭の殖民地行政に於ては特に其生產的方面卽ち商業農業及び作業に重きを置けるにも拘らず佛國主要の東洋殖民地に於ては此等の事項は一括して總務部の中に置かるゝことと之れなり

行政上の地方分權は實に主要の問題にして印度及び印度支那又は爪哇の如き大殖民地に於て殊に然りとす印度は四圍敵國の間に介在するの故を以て英國政府は一時大に中央集權主義を採りしも漸次秩序の確立すると共に一定の權限を地方官憲に分與し一千八百七十二年始めて財政上の分權を起してより以來分權政策益々盛んとなるに至り彼の物產稅、地租、印紙稅及び森林收入の一部は之れを各州政府の管轄に移し一千八百九十九年乃至一千九百年の會計年度に於て四千〇九十八萬六千六百八十六磅の純收入中千二百三十三萬七千四百八十六磅は各州政府の支出の爲めに分配せられたり尙ほ徵收の注意によりて得たる剩餘は之れを各州の收入とし其費用に充つることを許すも租稅自身の率は參事會の決議を經て總督の定むる所に係る之れを要するに方今中央政廳

の一般に是とする所の策は各州政府に委付せる事項は敢て干渉を行はざるに在り而して最近三十年以降に於ける地方分權政策は啻に各州政府を益せるのみならず又た郡村をして行政上有要なる地位を得るに至らしめたり

印度の各州政府には汎博なる行政及び立法の權限あり行政普通の處分幷に州內普通の法律關係は知事の命令及び其立法參議會の決議によりて定めらる而かも全印度帝國の一般的利益に關係を及ぼすべき立法事項は之れを中央政廳の權限に留保し各州知事及び參議會は左の場合に於て法律若くは命令を發するの權限なきものとす

一、印度の公債務、關稅、幷に印度行政の一般收入の爲めに設けられたる課徵に影響を及ぼすべき事項

二、鑄貨若しくは通貨に關する事項

三、郵便及び電信に關する事項

四、一千八百六十年の印度刑法に變更を及ぼすべき事項

五、宗教及び其儀式幷に印度に於ける臣民の各階級の慣習に影響を及ぼすべき事項

き事項

六、陸海軍の如何なる部分に付ても其教育若くば維持に關する事項

七、特許幷に版權に關する事項

八、當該政府と土人君主若くは土人國との關係に影響を及ぼすべき事項

印度總督は何時にても各州知事に向つて命令を發し其行動を羈束することを得べしと雖も其普通事務に關し干渉を行ふは殆んと前記の各項に限るを常とす

印度の各州は之れを分つて郡となす其廣狹大小一樣ならずと雖も平均約方四千哩にして九十萬の人口を有す郡は印度行政の單位にして其長官は人民と直接し複雜なる行政及び立法問題を卽決すべき英國行政の重要なる原素なり其職司は大別して三とすべし(一)財務行政卽ち租稅の賦課徵收(二)一般行政卽ち警察、道路、衞生、敎育、給水、營造物等(三)治罪及び滯納處分卽ち之れなり郡長は宛かも中世の君主の如く常に管內を巡回して到る所に法庭を開き或は刑罰課稅の當否を審判査定し或は又た重要なる政府の命令を强制して殆むど寧日なく土人

は彼を見ること殆ど神の如し

印度に於ける英國統治の強健は郡長の性質判斷及び經驗に依賴すること頗る大なり彼等は生來實に統治の才幹を有するかを疑はしむ何となれば其毎日處理する所の事務は多種多樣にして而かも卽決を要し全然先例に依賴し得べきにあらず其行爲にして大過なきは彼等の性質と素養とに因るのみ而して中央政廳は煩鎖なる監督容喙を以て彼等の才幹を萎縮せしめむことを恐れ汎博なる自由裁量の餘地を與へて充分の活動をなさしむることに留意せり斯れ印度行政の自由力に富み千差萬別の地方的狀況に適應する所以なり郡長は爾かく強大なる權力を與へらるゝと雖も亦た一方に於ては其施政の結果に關して嚴格なる責任を負ひ若しも腐敗又は無能の形跡のあるあれば直ちに罷免せらるべし其任命に付き專ら人物の如何に重きを置くは英國政府の特質なり

和蘭も亦た英國と均しく其東洋殖民地の行政に於て實際上官吏の人物に依賴し彼等をして自由裁量の餘地を得せしむるの策を採れり爪哇總督は管下の諸官に對し法律上宛かも專制君主に等しき指揮權を有すと雖も彼は地方官吏の

裁量に對し敢て干涉を恣にすることなく大に行動の自由を認め居れり該殖民地に於ては凡て舊來の土着官憲を存置し以て直接牧民の事に從はしめ彼の駐在官をして敢て直接事に當らしめざるは一の特色とも云ふべくして地方分權政策の顯著なる一表現なり

佛國に至りては以上既に述べたるが如く其殖民行政に關し佛人の手腕に信賴するの利益を收むること能はず佛國殖民地の擴張は當初個人の經營に出でしもの頗る多きに拘らず其一たび政府統括の下に歸するや直ちに朝令暮改の訓令を是れ事とし其中央政府は殖民地知事の手足を鉗制し知事は更らに地方官憲の行動を拘束するを常とす然れども佛國殖民地に於ても特に聊か地方分權主義を採用せしことなきにあらず殊に最近數年間に至りては多少地方の提案に耳を傾くるの傾向を現はせり彼の多數の殖民地に於て殖民地參議會幷に公共團體を設立するに至りしが如きは其一例と見るべきなり然れども其牧民官に對しては何等の獨立的地位を認むることなく而かも其傾向は却つて反對に失し地方官吏は常に上級官廳の命令に依賴するの風をなし中央官憲は可及的

場合を豫想して須わしき規矩を設くる事をのみ能事とせり

殖民地官吏の數は國により又た行政組織の如何によりて異同ありと雖出來得べくんば速かに直接行政を敷くを以て主義となせる佛國は比較的多數の殖民地官吏を使用し英國の王冠殖民地に於ても亦た多數の官吏を配置せり左れど保護國の形式による屬領に在りては白人行政官の數は比較的少數なり今交趾支那と瓜哇とを比較せんに交趾支那は二百萬強の人口を有し瓜哇は殆ど二千八百萬の人口を有す此兩殖民地に於ける白人官吏の數は瓜哇に在りては人口五千四百人に對して一人交趾支那に在りては人口千四百三十人に付て一人の割合なり表を以て示せば卽ち左の如し

	瓜哇	交趾支那
一般文官高級官吏	三六五	二九〇
司法官吏	一八五	一八二
土地測量官吏	六二	七五
下級官吏	四三二二	八五一

印度に於ける官吏は帝國文官及び地方文官の二種に分たる帝國文官の任用は倫敦に於て執行せらるゝ登用試驗に合格せる者たるを要す印度人も亦た應試の權利を有すれども受驗者甚だ稀なり知事及び其參事會員を例外として其他主要の官吏は凡て此の出身者たらざるべからず而して此種の官吏は現在殆ど八百名を有すれども之れを印度の土地人口に比較すれば寧ろ少數と云ふべく地方官吏は殆ど之れを土人中より採用するを例とし其登用試驗は印度に於て行はれ其數亦た前者に幾倍す次に佛國殖民地に於ける文官には三種の別あり第一種は殖民大臣に直隷する一般的官吏第二種は殖民省以外の本國官吏より一時轉用せられ本屬長官に隷屬する者第三種は單純なる地方官吏なり一千八百六十六年の元老院布告により保護幷に統治の經費は凡て之れを母國の責任となし從て一般行政の職員は本國官憲に直隷し其俸給の如きも多く國庫より支出せられたり然るに今や佛國は殖民地をして財政上の獨立をなさしめんとするの政策を採用するに至りしを以て殖民地に於ける官職各部の區別は從つて其要を失ひ漸次消滅せんとし前記第二種の官吏は本國の本屬官省に於

て依然として其官職幷に恩給權を保有し殖民地に於ける官職に關係なく本國に於て昇任することを得るものとす此兩屬制度換言すれば現在執務しつゝある以外の官憲に對する隷屬は常に大に非難の存する所として殖民地官吏の俸給は本國に於ける相當地位の者よりも多額にして本國官吏の殖民地官吏に轉補せらるゝ場合は四分の一若くば五分の一の加俸あるを例とす

殖民地文官任用令は英國、和蘭、佛國、獨乙及び合衆國の均しく採用する所にして英國は印度、海峽殖民地及び香港に於て本令を實施し和蘭に於ては殖民地官吏は必らず採用試驗の合格者ならざるべからずとせり佛國も亦た殖民地法律幷に行政の問題に付て行はるゝ而して彼の殖民地判官は和蘭大學法科の卒業生たらざるべからずとせり佛國の殖民地官吏は競爭試驗若くば殖民學校の卒業生より採用す英國が印度に於て施行せる土人採用試驗に關しては又た大に非難なきにあらず其理由とする所は徒らにベンガル印度人に私し(主としてベンガル印度人を採用すればなり)同々教徒を疎外するものにして彼等は單純なる學癖を有し記憶に長ずるあるも行政上の智識なく行政官としての性格を有

せず而かも益々彼等を採用するの結果は遂に印度の行政をして形式的に流れしむるの憂ありと云ふに在り

論者或は曰く東洋に於ける政治は學識よりは寧ろ個人的性格幷に其勢力に依賴せざるべからず故に土人を任用するに當りても統治の才あり其忠誠にして英國政策を尙美する者なりせば決して之れを疎んずべきにあらずと吾人を以て見れば此批評と試驗主義とは兩者共に得失の存する在り東洋社會の行政官吏を任用するに單純なる學術試驗殊に其社會の文明及び制度よりは寧ろ外國の學を基礎とするの科擧によりて良好の結果を得んことは殆むど不可能に屬すと雖も若し夫れ純然たる自由任用に委せんか遂には無責任なるバシャ政治に陷り矯正すべからざるの禍害を誘致するに至らむ故に宜敷兩者を折衷して以て政治の效果を收めざるべからず而して其實際問題として印度に於ては現に折衷主義の行われつゝあり卽ち試驗の合格は單に就官の門戸を開くのみにして其目的は官吏として何人も具へざるべからざる智力の標準を定むるにあり斯くて當初の就官者中より治才優勝のものを昇級せしめて其技量と經驗と

に依頼し其責任を加重せしめつゝあるは蓋し萬全の策ならむか

露西亞人は英國が印度人をして最高の文武官たることを得せしめざるを非難すること多し蓋し彼等は其亞細亞民族を同化し安堵せしむる上に於て成功せる所以は專ら土人に向つて最高且つ最名譽の官職を開放したるが爲めなりと思惟すればなり此等這の懷柔策は本國の爲めに必要若くば得策なりと云ふべからざるも其土人にして最高名譽の地位に就くを得べしとの思想は統治國と從屬國との間に於て特に緊密なる關係をなすものなれば統治の手段に於て亦た之等を一考する決して無用の業にあらざるべし

過去の經驗に徴するに本國官吏を殖民地に轉補するの制は策の得たるものにあらずして殆ど不成功に終れり蓋し斯かる官吏は已に其行政上に於ける觀念固定し意識若くは無意識的に其觀念を殖民地の上に强ひ殖民地行政を以て本國行政と同化せしめむことを力むるに至る之れを要するに殖民地官吏の任用に關する理想的方法は候補者の一般的敎育幷に一定の智識に關し嚴格なる試驗を行ふべし而して其目的とする所は單純なる記憶暗誦よりは寧ろ思索及

び理解の如何を見るに在り又た其昇任は執務の忠實幷に有效を基礎とすべく殖民地知事たる者は常に斯點に留意するを要す

殖民地人民をして最も有效に其行政に參與せしむることを得るは地方行政に若くはなく其殖民地に於て自治の制度を布かんとせば必らずや發足點を玆に求めざるべからず苟くも彼等土人にして地方的團結及び地方政治に關する趣味を解するにあらずむば決して高級の自治を輸入すべからず政治的制度の歷史的發展を見るに廣大なる地域に於ける自由制度よりは先づ都市の自由政治の發達せるが如く殖民政治に於ても亦た自治の基礎を敷設せずして初めより上層の自治制度を建設せんとするが如きは到底不可能のことに屬す左れば地方的自治行政は啻に土人が自治能力の試金石たるのみならず更らに一般的代表制度創設の唯一階梯たり

抑も印度に於て初めて都市制度を實施したりしは一千八百六十三年（カルカッタ市に之を行ふにして其一般の都市幷に部落の此制度を採用するに至りしは一千八百八十三年乃至一千八百八十五年の事に屬す而して其組織は大に選擧

の原素を採用し其議長は多くの場合に於て非官吏委員中より任命せられたり」

印度都市の多數に於て其行政委員の多くは選擧により選擧資格は納稅額を標準とすと雖も選擧人の人々に對する割合により地方によりて之れを異にす卽ち其懸隔はマドラス市の一、二ベルセント、北西諸州の二ベルセント及びマドラス州の三ベルセントよりベンガル州十五ベルセントに至る而して有權者中實際其權利を行使する者は通常五割乃至六割を例とす左表は一千八百九十五年に於ける都市行政の數幷に其任命及び選出委員の數を示せるものなり

州又は市	都市數	委員總數	任命及び當然委員	選出委員
ベンガル州	一五一	二、一八三	一、〇一二	一、一七一
北西諸州及オードバンジャブ	一〇五	一、六一三	三六八	一、二四五
	一四八	一、六七〇	八五六	八一四
マドラス	四一	五二四	四一五	一〇九
ブルマ	五二	六二六	一八二	四四四
中央諸州	一四	一四一	九〇	五一
アサム	五四	八五〇	四七八	三七二
マドラス管區				

ボンベイ管區	一六五	二、三二八	一、四三一	八九七
ベーラル	一二	一七一	九一	八〇
ボンベイ市	一	七二	一六	五六
マドラス市	一	三一	七	二四
ラングン市	一	二四	七	一七
カルカッタ市	一	七五	二五	五〇
	七四九	一〇、三〇八	四、九七八	五、三三〇

人口五千以上を有する都市は殆むど凡て都市制を許され其委員會は市區、給水、衞生、病院、敎育其他性質上地方事務に屬すべき事項を管掌す

ベンガル州の二十七市に於ては其發達尙未だ幼稚なる爲め若くば黨爭の過激なるの故を以て政府は之れを選擧に委するの不安を認め卽ち其留保權を行使して委員の凡てを任命せりビルマに於ては一千八百九十八年實施の都市制により選擧の原則を四個の新都市に擴張せしもマンダレー以外の住民は甚だ冷淡にして其選擧權を行使する者は通常有權者の一割二分五厘を出でず

カルカッタの委員會組織は晩近に至りて重要なる變更を見白人の代表者及ひ行政官に向つて從來よりも一層多くの權力を附與せり一千八百九十九年のカルカッタ市制によりて委員の數を七十五名より五十名に減じ其半數二十五名は市内納稅者の選擧に屬せしめ從來施行し來りし數の代表に代ふるに利益の代表を以てし殘餘の二十五名は商業會社、保港組合其他をして選擧せしむ、州政府の特別の必要あるに際しては都市をして一定の事項を處辨せしむることを得べく又た委員會の議長にして緊急必要の事項は自己の責任を以て處分することを得べからしめたり尙は以上の改正法は市端の土人街を市より排斥したれば其結果たるや畢竟するに印度主府に於ける政治權を土人の手より移して商工階級幷に歐人社會に收めしものに外ならず

印度の地方行政は一千八百八十五年の間に於て自治の原則を認められたり而して其制度の綱領は一千八百八十二年總督府參議會の決議を以て定められ其細則は各州官憲の規矩に委任せらる地方制度の最も完美せるの地方はマドラス州にして一定の村落相ひ合して一の村落組合を作り

組合委員會(各村長と任命若くば選擧による委員とを以て成る)をして之れを代表せしめ其上に鄉政委員會ありベンガル州に於ては組合委員を用ゆるの範圍狹く其他の諸州に在りては單に軍參事會幷に鄉政委員會をのみ設くアッサムに於ては只だ後者のみを有しビルマに於ては何等一の地方委員會の設置なし而して此等委員會の權限は凡て州政府よりの委任に基くものとす

郡參事會は郡長が行政事務の執行を助け道路、灌漑地、水道の築設維持、衞生、排水、救恤及び初等の敎育事務を管掌すマドラスに於ける郡參事會は地方稅の提議權を有しベンガルに在りては法律の定むる範圍内に於て道路稅を議決することを得而して其職司とする所は寧ろ一定の租稅より得たる資金の處理に在り」鄉政委員會幷に村落組合は郡參事會の監督下に於て各其區域内に於ける行政を補助するものにして此等の制度が如何なる程度まで選擧の原則を適用せるかは左表に依つて知るを得べし

州名	郡參事會	下級委員會		
	委員總數	被選委員	任命委員	
ベンガル	三八數	一〇五數	二、〇五四、	七四五、
				一、三〇九、

北西諸州	四八、	不明	九九五、
マドラス	二一、	四六一、	三、七二八、
ボンベー	二三、	不明	二〇五、
バンジヤブ	三〇、	二三、	三、五五六、
中央諸州	一七、	一、二六九、	一、六〇一、
アッサム		五三、	一、一九八、
ベラール	六、	一九、	三七三、
		二一、	五二九、

由是觀之地方委員會に於ける選擧の原素は都市に於けるが如く著しからざるを知るべし而して郡參事會の代表委員を以て成り後者の議長は殆ど常に官吏を以て之れに當り政府の報告書は此等地方委員會の住民に對する趣味を昂めつゝあるを說くも亦た屢々彼等の此趣味を維持せしむるの甚だ困難なるを認むるが如しベンガルに於ける地方委員の總選擧は敢て住民の注意を惹くに足らず一千八百九十八年の委員會の平均出席者は僅かに五名のみベラールに於ては有資格者の僅かに八ペルセントガ鄉政委員の選擧に投票を行へるに過ぎず中央諸州の報告によれば地方政治に關し商業社會よりも却つて農業社會に於て多くの趣味を表はせりと云へりバンジヤーに於ては地方委員會の作用甚だ滿足ならず多くば郡參事會及び下級委員會をして管掌せしむるの事務甚だ尠なかりしが爲めに一千八百九十八年中十四の下級委員會を廢止せりアッサムに於ては營業者及び其管理人によりて白人の選擧せらるゝもの多く其趣味に富まざる概ね斯くの如し

都市參事會幷に地方委員會の效果に關しては批評亦た一樣ならず其政府側の言によれば少數の例外を除きては一般に其成蹟の大に滿足すべきものあり則ち土人をして地方行政の重要なることを認識せしめ過大の職務に忙殺せらるゝ郡長の負擔を分かたしむることを得たりと云ふと雖も之れに反對する者は曰く此制度たるや村落地方に在りては特に著しく住民の注意を喚起するなきも其都會に於ては多數を占むるヒンドー人の爲めに其政權を掌握せられ而かも彼等は商工社會又は回々敎徒の利害を顧慮することなしと又た曰く此等の都市參事會は多くは一般的無益の討論に日を送り衞生其他の實際的事務は却

つて之れを等閑に附するが如く而かも黨爭の惡弊は之れによりて益々昂めら
れ土人自身も亦た此種の代表自治に信用を置かず寧ろ却つて歐洲官吏の技量
と公正とに信頼せんとするが如しと斯く物論の紛々たるものあるに拘らず英
國政府の此制度に對し根本的改正を加へざるは其之れを加ふるの以前に於て
尙ほ充分の試驗を經べき決心ならむ乎是れ吾人の爾かく信ずる所なり

西印度殖民地に於ける都市及び地方自治は其沿革既に久しく其成蹟も亦た良
好なり香港幷に新嘉坡は或る意味に於て都市行政の模範なりと云はざるべか
らず新嘉坡の都市委員會は市に於ける各階級の國民幷に利益の代表者を網羅
し上層の支那人は市政に關して特に恰好の適性を示せり然れども西河殖民地
に於ては之れに反して今尙ほ地方自治の制大に限局せらる

佛國殖民地はすべて本國制度に準據せる自治體の組織を有す一千八百八十四
年四月五日の法律は本國及び殖民地の地方行政を律するものにして後者に對
しては只だ僅少の斟酌あるのみ第三共和政府の當初に於て自治體の組織は只
だ舊殖民地たるガードルプ、マルチニック、及びユニオンに於て存せるのみなり

しも爾後非常の急速を以て擴張せられたり

佛國殖民地に於ける自治體に三種の別あり第一種は所謂完全なる自治體にし
て全然本國のそれと均しくアルゼリヤの一部幷に其他本國人が優勝の地位を
占むる部分に於て存し第二種は折衷的自治體とも謂つべく只だ個々片々の自
治權を有するのみ第三種は則ち土人自治體にして法人的自治權を有するも其
實は全然中央官憲の代表者によりて支配せらる而して政府の意思は漸次下級
の自治體を發達せしめて完全なる地方自治權を得んことを期するに在り彼の
アルゼリヤに於ける土人の選擧資格は移住佛人のそれよりも遙かに嚴格にし
て回々敎徒の委員は何れの自治體に在りても六名に限定せらる

佛領印度に於ける郡は一種特別の組織にして選擧人を二級に分ち一級選擧人
は歐洲人幷に從來の身分及び法律關係を拋棄せる土人にして二級選擧人則ち
其然らざる土人にして毎級各委員の半數を選擧すギャナは其全域を郡に區分
し一千八百九十一年九月の命令を以て漸次折衷自治體及び土人自治體を設置
すべきことを定めたり

第一種の自治體に於ては普通選擧の法行はれ豫算案は其委員等に於て之れを議決し殖民地知事の認可によりて執行せらる彼の折衷自治體及び土人自治體は其權限大に制限せらるゝと雖も亦た一の法人格を備へて一定の自由を有す亞弗利加の殖民地に於ては一般に佛人は英人よりも自治制度を擴張せんとするの傾向あり

印度支那及びチユニスは他の佛國殖民地と全然其事情を異にせり卽ち印度支那の首府たる柴棍市に於ては佛人は專ら行政上の支配權を有すと雖も一千八百七十九年西貢府に近かく設置されたるシヨロンに在りては行政上の支配權は寧ろ土人幷に支那人の側に屬す此殖民地に於て佛人創設の自治體よりも遙かに興味を有するは村落地方に於ける土人の自治行政制度なり土人の地方團體は其他域頗る狹小なりと雖も各獨立して財政を維持し行政及び課稅權と共に地方的立法權を行ひ中央政府は妄りに之れに干涉を加ふることなく只だ保護を以てそが任務となすのみ斯くの如き獨立的行政組織は佛國の中央集權的行政觀念と相ひ背馳せるも尙は能く從來の性質幷に權限の多くを維持するこ

とを得たるは東京及び安南に於て特に然りとす而して此等の國體政治を司どるものは村長の選擧にかゝる名望家にして就中其年少者は實際行政の事に從ひ年長者は合議體を組織して監督幷に立法の事を司どる又た別に其施政を承認すべき民會あり係爭事件は單簡なる仲裁によりて之れを裁定す斯かる民政的性質は單に其表面のみにして其所謂名望家なる者は則ち地方の富豪家にして彼等の勢力は恣に細民者を左右するに足るあればなり故に佛人は屢々自己の制度を以て此等の土人制度に代へんことを試みたりしも彼等土人の佛國制度を忌避するは佛人をして遂に此制度を排斥するの念を絕たしめ玆に一定の制限及び改良を加へて之れを存置し利用するの策を採らしむるに至れり

チユニス保護國に佛國自治制度の輸入せられしは一千八百八十四年にして之れと同時に同國主要の十都市は一の法人格を認められ小都市幷に村落地方に關して特種の地方事務の爲めに委員組織を見るに至れり自治委員會は團體事務(課稅をも含む)を討議するの權能を有すれども決議をして有效ならしむるには知事の裁可を要すべきものとす委員は殖民大臣の任命する所にして土人の

市長議長となり一定の權限を有する佛人の副議長之れを補佐す

歐洲自治制度の熱帶地方に於ける土人社會に對する適用は尙ほ未だ試驗時代に在るものと云ふべし然るに多數の場合に於ては不幸にして在來の土人自治制度は業に既に廢滅に歸したり彼の蒙古時代より衰微に垂々たりし印度のパンチャットは英國政治の中央集權的傾向によりて全然廢滅に歸しアルゼリヤ幷に交趾支那に於ける地方制度に付ても亦た大體上然りと云ふことを得べし」

彼の露西亞人は中央亞細亞諸州に於て土著民族の地方制度を保續するに努め以て東洋民族の遺傳的地方自治の才を利用せんことを期せり彼等は中央亞細亞征服の後其種族的組織は露國の國家に危險あるものとして之れを制壓したるも其村落は之れを存置して地方行政の基礎となせり彼の固定村落幷に遊牧村落は否認權を有する知事の下に人民の選擧による村長及び長老を有し輕微の民刑事を管轄する村落裁判所の判事幷に灌漑差配役も亦た等しく普通選擧によらしむることゝせり斯くの如くして露國は屬領在來の慣行に依賴し地方自治の基礎を鞏固ならしめたれば彼の本國制度を急入せんことを試みたる邦

國よりは統治上亦た非常の好成蹟を收め得たり

露領アルメニヤの都市チフリスに於ける委員會は財產資格を標準とする選擧によりて組織せらる而して其財產の大部分はアルメニヤ人の手裡に存せるの故を以て彼等は一時大に勢力を博し更らに進んで完全なる自治權を得んことを望み之れが爲めに動搖を起したるを見て露國政府は輓近に至り此種の都市が從來有せる特權の幾分を剝奪せり

蘭領印度の基本的法律は內部各自治團體の長官幷に行政官を選擧し州廳の認可を受け其地方行政は法令の規定に準據して團體自から之れを處理す若し夫れ其行政が地方住民の慣行又は既得の權利と牴觸するものあるときは其執行を停止すべきことを定む土人自治體の起源に付ては議論頗る多岐なれども一般の信ずる所によれば爪哇の多くの地方に在りてはサー、スタンフォード、ラッフルスの改革以前に於て嘗て選擧權の存することなかりしと云ふに在り幷はともあれ現在に於ける地方自治體は行政組織の主要部分を占め而かも着々活動の域に進みつゝあるは何人と雖も非難なかるべし

參考書
Cotton, J. S., and Payne, E. J., Colonies and Dependencies.
Curzon, G., Russia in Central Asia.
König, B. von., Die Beamten in den Schutzgebieten.
Seeley, Sir John, The Expansion of England.
White, A. S., The expansion of Egypt.
Arnaud et Méray, Les Colonies françaises.
Petit, E., Organisation des colonies françaises.
Baden-Powell, B, H., The Indian Village Community.

第十四章　殖民地に對する立法

吾人は前章に於て殖民地制度の梗概を說明したれば請ふ本章に於ては簡單に殖民地に對する立法制度幷に其立法的權力の活動が如何に各官憲の間に配分せらるゝかの狀態を觀察すべし

殖民地立法に關する佛國制度は實に其起源第二帝國に發せり一千八百五十二年の憲法は殖民地に對する立法權を議會に與へ次で一千八百五十四年幷に一千八百六十六年の元老院令はマルチニック、ガードルプ及びレユニオンに對する立法の方法を定めたり如上三殖民地に對する立法の特質とする所を見るに一定の事項は議院の法律を以て他は參議院の命令を以て定むべしと云ふに在り其の他の佛國殖民地に至りては凡べて大統領の發する單純なる命令を以て支配せられ議會は素より之れに對して抗議するを妨げずと雖ども苟くも議會の自から反對規定を設けざる以上は行政權を以て處辨すべからずと云ふことなし卽ち之れを稱して命令主義と云ふ一千八百五十四年元老院は一般の殖民地に對し自から立法を行ふべきの意を表示したりと雖ども爾來今日に至るまで尙ほ依然として行政の行動により而かも單純なる命令を以て支配せらるゝあり

佛國の制度に於ては殖民地の立法に六種の方式あり卽ち其六方式とは法律、參議院令、單純なる命令、殖民省令、殖民地參事會の命令及び知事の命令にしてマルチニック、ガードルプ及びレユニオンの三殖民地に在りては下の諸項は特に議會の法律を以てのみ之れを規定することを得るものとせり商業及び關稅に關する事項、身分能力、財產法、契約、遺言、相續、賣買、幷に婚姻に關する事項等卽ち實際

上民法の全部にして只だ手續法を含まざるのみ加之ならず參政權、陪審官裁判、刑法及び徴兵等の事項も亦た議院の立法權に屬す

參議院の命令を以て規定すべき事項は司法組織、宗教、敎育、徴兵の方法、地方行政幷に貨幣制度等なり單純なる大統領の命令は既に母國に於て既に施行されつゝある法律を殖民地に施行し又た他の權限に屬せざる事項を規定するものにして殖民省令は一の行政命令に過ぎざるものにして一般的立法の方法にあらず只だ地方行政の個々の處分を定むるのみ知事の命令は中央の立法を殖民地に於て公布實施し及び地方行政幷に警察の規則を定む

一千八百五十四年の佛國制度は事項の輕重により殖民地の立法を諸種の機關に配布せんとする趣味ある一例なりと雖も此制度の欠點は行政諸機關の立法的効力に關し常に疑義の絶へざる所にして幾多の大統領幷に參議院の命令は議院の立法事項として其效力を疑はれたり素より此制度は前記三殖民地にのみ行わるゝものなるも亦た實に佛國殖民政策に對する批評の代表的對象として知らる又た其他の殖民地に於ける所謂命令主義に關しても行政部が一片の

命令を以て貴重の權利を左右するを非難するの論者多く有名なるルロア、ボリユー氏の如きは之れを以て不條理なる行政權の干渉となせり

命令主義に對する非難の論點は國家の行政權が直接立法を行ひ以て殖民地の行政に干渉するとの甚だしきに在りと云ふにあり佛國立法學者の多數は命令主義の欠點を補はんが爲めに議院の殖民地に對する立法範圍の擴張を主唱すと云へども事實上殖民地に對する立法機關として本國議會ほど不適當なるものはあらざるべし何となれば彼等議員の多數は殖民地の事情に關し殆むど何等の知識をも有せず殖民地の立法を議するに母國に於ける政黨的見地を以てすれはなり然るに佛國人は等しく殖民地立法に關する行政府の專恣を非難するに拘らず之れが救濟の途は議會の干渉を擴充するにあらずして却つて各殖民地の自治の範圍を擴張するにあるを覺らざるが如し要するに殖民地の立法は最も能く地方の事情と必要とを解する所の殖民地立法府をして之れを管掌せしむるに若かず殖民大臣は只だ能く之れが監督に努むれば則ち可なり、其本國議會の干渉の如きは國家の一般的方針若くば殖民地の根本的組織の問題に

限定すべし

佛國議會も又た實際殖民地のために秩序ある立法を行はんとするの意思なきが如く殖民地問題の討議せらるゝは豫算討議の際若くば一千九百年に於けるマルチニック同盟罷工の如き場合に際して説明を求むるに過ぎず該同盟罷工の場合に於ても議員の多數は罷工者に對して軍隊を用ひたるの故を以て政府を彈劾するに足らずとなし以て信任投票を通過せり、實際問題として佛國内閣は未だ嘗て殖民問題の爲めに轉覆したることなく又た佛國議會に於て殖民地に對する立法の如何に稀れなるかは一千八百七十一年乃至一千八百九十九年の二十八年間に於て特に殖民地に關し制定せられたる法律の僅かに三十一を出でざるを見るも明かなり尤も此中にはアルゼリヤに對する立法を含まず蓋しアルゼリヤは本國の一部と見做さるゝが故に議會は特に之れに注意を加へ同期間に於て七十九の法律を制定せり而して次ぎの重要なる本國法は殖民地にも亦た適用せらるべきものと定められる

一、新聞紙の自由に關する法律（一千八百八十一年）

一、市長選舉に關する法律（一千八百八十二年）

一、都市法（一千八百八十四年）

一、徴兵に關する法律（一千八百八十九年）

一、關稅法（一千八百九十二年）

卽ち之れなり之れを要するに現今佛國の殖民地立法は其議會よりは寧ろ主として行政部の命令によるものなり

英國議會は常に殖民地に對し直接立法を行ふの權限を有すれども力めて殖民地の行政に對する細微の干涉を避くるを例となせるが故に從つて其權限を行使せること甚だ繁からず一千八百八十年より一千九百年に至るの二十年間に於て殖民地及び屬領に對し議會の發せる法律は僅かに四十有七に過ぎず就中其永遠的關係を定めたるものは只だ僅かに十有八にして他は凡て起債の許可の如き財政上若くは行政上の處置を認めたるものに過ぎざるなり然るに一千八百九十一年より一千八百九十四年に亙り英國議會が大に印度の行政に攻擊を加へ決議案を通過し調査委員を設け諸種の提案をなし以て之れに干涉を試

みんとせりグラッドストーン氏は一千八百九十二年四月廿五日の演說に於て斯點に關し議會の地位を說明して曰く「印度統治の爲めに機關を供するは吾人の任務にあらずと雖も印度に於て我が女皇を代表する各官憲に對し吾人の信として以て健全なりとするの主義政策を領得せしむるは是れ吾人の責任なり只だ夫れ提案の撰擇取捨に至つては須らく之れを彼等の裁量に委せんと」而して決議案は酒類問題、防疫及び阿片賣買に關して行はれ調査委員は防疫、收入、貨幣幷に支出に關して設けられたり一千八百九十四年の議會は阿片委員の報告に基きて攻撃盛んに起り又た他の印度事務に關して質問矢の如くなりき而かも之等の攻撃質問は印度の政治上に強き印象を刻するに至らず說明を求むれば不得要領の答辯を與へ決議案は忝しく之れを受けて直ちに記錄所に委付し調査委員の報告も其多くは輿論の注意を喚起するに至らずして歇みたり假令印度文官の採用試驗は英國のみならず印度に於ても亦た之れを行ふべしとの決議案すら全然印度政府によりて無視せられ議會の干涉は遂に一朝の泡沫と化し去りぬ

最近十年間に於て英國議會が印度に對し直接行政を行へるは七法律にして其一般的法律は僅かに二個に過ぎずして他は凡て單なる行政的事項に屬す印度の豫算は素より議會の討議に附せらるゝを常とすと雖も其提示は通常開會期に垂々たるの時に於てせらるゝを以て議會は之れに向つて充分の討議を敢てせしことなし

英國皇帝は議會の權限と衝突せざる範圍內に於て所謂樞密院令を以て殖民地及び屬領の爲めに立法を行ふことを得然れども皇帝の此權力は殖民地に於て立法議會の設置せらるゝ場合は自然消滅に歸すべく彼の亞弗利加及び太洋洲に於ける新殖民地以外に對しては現今稀に行わるゝ所なり英國の殖民地立法に關する普通の方法は各殖民地をして自から立法せしむるに在り假令其內容は殖民大臣より之れを殖民地知事に訓示するあるにもせよ形式的立法行爲は之れを殖民地自身に於て行はしむ此制度の利益は東國官吏のそれよりも優に實際の事情に通ずる代表的殖民地官吏幷に其住民をして法案を討論票決せしむるにあり殖民大臣は素より或る法案を殖民地に强制するの權力を有すと雖

も而かも此權力に依り永久に地方官吏幷に代表的人士の意見及び經驗に反對するの政策を遂行するが如きは決して爲さゞる所なり

印度帝國に對する普通の立法は各州の立法委員會幷に總督の參事會に於て行わると雖も其之れを校閲し修正し以て最終の裁可を與ふるは所謂委員會に於ける印度事務大臣の權限に屬す此權限の確認は一千八百五十八年の法律の結果にして其裁可を經たるものは議會の決議案を以てするも之れを排斥することを得ざるものとせり

英國殖民地の自治は母國に於けるが如く必らずしも完全なる立法權を有する民選議會の存在を意味するものにあらず只だ通常廣き範圍の權限を知事及び其參事會に與へ彼等の妥健なる判斷によりて政務を處理せしむるに在り英國は他の何れの邦國よりも其信任せる地方行政官に自由裁量の餘地を與へ頻繁なる命令若くば微細なる干涉を以て其行動の敏活を防害するが如きことなく只だ本國政府は其知識と經驗とにより彼が政策の危險に對して警告するあるのみ

蘭領東印度に對する立法には三個の形式あり法律、勅令、及び總督の命令之れなり議會は一千八百四十八年殖民地に對する立法權を得てより以來は優に熱心の度を昂めしと雖も尙ほ煩鎖なる直接の干涉を避け其通過の法律中最も重要なるものは一千八百五十四年の統治綱要にして實際殖民地の憲法とも稱すべく最も有效に殖民地政治の根本的原則を示したるものなり他の重要なる二法律は政府の砂糖耕作を漸次廢止することを定めたる一千八百七十年の法律幷に一千八百六十四年發布の會計法なりとす後者に從へば印度の豫算は本國議會に於て討議決定せらるべく又た統治綱要第百二十九條は法律を以て輸出入稅を定むべきことを規定せり法律の規定なき各般の事項に關しては總督に對する訓令の形式に於て勅令を以て之れを定むることを得べし而かも東印度に於ける立法は主として總督の命令を以て定めらる

殖民地の立法に關し英佛の兩國は本國議會の殖民地に對し直接立法を行ふは決して策の得たるものにあらざるを經驗せり本國議會は將來殖民地の事情に關する智識の增進に伴ひ或は從來よりも安健の指揮を執り得るならむ左れど

可及的積極の干渉を避くるを以て其の本旨となさゝるべからず

殖民地の行政上最も安健なる政策は殖民地をして其實情に適應し漸次完全なる自治を得せしめ其法律制度をして人爲的には母國のそれと合致せしめんことを試むるが如きとなきにあり去れば廣大なる殖民地に在りては多種多様の制度法律の駢び存すべく其一殖民地に於ける立法の撰擇は主として之れを土地の事情に精通する參事會の手に委すべきなり只だ本國政府は殖民地政治の繼續及び經驗の代表者として其重要なる地位を保つものなれば知事其高級官憲の任期甚だ永がきを許さゞる熱帶地方の殖民地に於ては特に一層の注意を要するものとす

殖民地の統治は須らく輿論に從ふべしとは論者の常に唱道する所なりと雖も然れども彼の碩學ミル氏の既に唱破せるが如く輿論とは果して殖民地の輿論なるか將た亦た母國の輿論なるか蓋し之れを窺ひ知る事難し抑も輿論政治たるや組織整然たる國家に在りては微妙にして且つ理想的の政治なりと云ひ得べきも尚ほ未だ其發達の幼稚なる殖民地の政治に於ては爾かく屬望し得べき

ものにあらず換言すれば輿論政治の本國に於て高尚なる目的を有するの故を以て其殖民地政務に對する干渉も亦た佳良の效果を收め得べしとは云ふべからず何となれば如何なる社會と雖も他の社會階梯の必要を遺憾なく領得して之れに適應するの制度を立つること難ければなり彼の個人財產制、契約の强制履行、陪審官制度幷に控訴權等の如きは歐米諸國の當然是認する所なるも進歩低度の社會組織の下に在りては或は却つて有害なることあり英國の印度に於ける多年の實驗は實に之れを證明して餘りあり茲に於て乎吾人は斷言せんと欲す曰く苟くも一國が殖民帝國として將來優に成功するや否やの問題は自國制度の抽象的價値若くば輿論の如何によるにあらずして主として殖民地行政の爲めに派遣する官憲の性質、技能幷に彼等に與ふる自由裁量の餘地の如何によりて決せらるゝを、是れ豈に吾人の宿望のみならむ耶

參考書

Milles, A., Colonial Constitutions.
Girault, A., Principes de Colonisation et de législation Coloniale.
Anson, Sir W. R., Law and Custon of the Constitution.
Rougier, J. C. P., Précis de législation et d'économie coloniale.

第十五章　殖民地に於ける法律

殖民地に於ける法律の解釋適用は一大困難の事業にして特に土人が社會の大多數を占むる場合に於て然りとす彼の所謂移住殖民地に在りては母國の法律が地方的必要と情況に應ずる僅少の改正を以て施行せらるゝものなりと雖も幾多異種の法系の存する熱帶殖民地に於ては其單に保護國たると直接行政の下に在る屬領なるとに論なく其適用の一層困難なるは蓋し免れざる所なりとす

征服若くば割讓に依つて得たる屬領地に於ては其占領の當時に行はれたる法律を遵守せしむべきは一般普通の原則なれども而かも實際に於ては爾かく一定せるにあらずして却つて母國の法律が漸次其地の固有法を排し之れに代らんとするの傾向あり換言すれば統治國が漸次歐洲法の原素を輸入し土人社會に於ける一般的慣習法を排斥せんとするを以て統治國の法律と被治國の固有法とは互ひに衝突して幾多の困難は常に絕ゆることなし況んや曾て他の征服

者が輸入せる法律の既に社會に深き根底を有するものあるに由り其事情一層錯綜せざるを得ざるに至り宛かも古代の羅馬が「ジユス、ゼンチム」によりて解決せしと同一問題の近世殖民帝國の前に再現し來り彼等は各屬領地の固有法を尊重するか將た亦た本國高等裁判所の判決によりて法規の統一を計るか二者其一を撰ばざるべからざるの地位に立てるに於てをや

吾人は茲に先づ殖民地に於て施行さるゝ固有法及び他の歐洲法(例へば或る英國殖民地に於て存續する佛國法幷に羅馬和蘭法の如し)を觀察し次に歐洲法の漸次輸入せられて固有法に代わるの方法を概說し更らに次章に於て殖民地裁判所の組織幷に其本國官憲に對する關係(主として控訴裁判所に對する關係なれども又た殖民地行政を管掌する他の官憲に對す)を論ずべし

土人の固有法幷に其法理にして最も重要なる關係を有するは印度なりワーレン、ヘスチングス氏其就職の當初に於て斯點に關し一定の準則を制し歐洲人は歐洲法の支配を受くるも各土人の行爲及び其訴訟は固有の法律によりて支配せらるべきことを定めたり爾來時を經るに從ひ英國法律の管轄區域大に擴張

せられたりと雖も尙ほ幾多重要の法律關係はヒンドウ及びマホメダン法律の支配にかゝれり例へば家族、婚姻、養子、相續等に關する法律の如し其他土地に關する法律は印英兩國の折衷主義に出でしも刑法、民刑訴訟法、契約法、及び私犯法の如きは全然英國法を基礎とせり

一定の事項に關しては其固有法の能くヒンドウ人及びムッスルマン人に適用せらると雖も而かも其個々各別の事項に對しては其の之れを適用せしむることの決して容易の業にあらざるを知る彼のヒンドウ幷にマホメダンの法律は共に其源を宗教に發せるが故に凡ての點に於て宗教の敎義と錯綜せること甚だしく從つて大に明瞭と事實とを缺くのみならず更らに各種の階級幷に地方により大に其原則を異にすればなり

印度裁判所の下級判官は殆ど固有法に慣れたる土人判官を以て之れに充當すと雖も尙ほ其解決に苦しむこと多し然るに固有法に向つて最終の解決を下すべき控訴裁判所の判官は盡く英人を以て充たざる而して此等の判官は若し固有法の規則が推知せられ得る場合には前揭諸項に關して之れが適用を怠ら

ずとするも時に往々固有法々理の繁雜に堪へざるより衡平法若くば條理によりて判決を下すこと尠からず

ヒンドウ法の問題に關し最も過激なる干渉を試みたるは殖民地訴訟の終審裁判所たる英國樞密院の司法委員にして彼等は固有法の法理を探究するに專ら英譯の印度の古代法例へばメヌ法典の如きに依頼せり之等の古代法は方今一のオーソリチーと見做さるゝも其現在に於けるヒンドウ法に對する關係は宛かもブラックトン氏の近世英法に於けるが如くヒンドウ法理の歷史的研究には大に貴重なるべきも現行法律の探究には安全に之れに依賴すること能はざるべし斯かる材料に依賴するの結果として英國樞密院は最も堪能なる土人判官の固有法に關する解釋を屢々覆すに至れり

ヒンドウス社會に於て最も貴重されたる制度は一家各員の窮乏を豫防する家族制度なり此制度を維持せんが爲めには家長をして其不動產の入質若くば讓渡を不能ならしめざるべからず然るに樞密院は印度の家族に適用するに歐洲の個人財產制を以てし家長をして其土地財產を負債の擔保に供することを許

したるより玆に大に印度人民の信用を失したり

因に云ふ佛國の破棄裁判所はアルゼリヤ裁判所のモハメット法に關する判決に對する控訴を受理することなくアルジールに於ける高等裁判所の判決を以て終審たらしむるの制を採れり

英國樞密院の司法委員は印度の家族財産制に對して斯くの如き打擊を加へたりと雖も之れに反して印度の立法部は漸次強大を致せる金貸業者の勢力に對し大に土人を擁護し土地財產に關する執行を困難ならしむるに努め今や英國官憲は一般に土地の個人財產制を東洋に適用するの一大失策たるを承認するに至り而かも彼の蘭人の如きは斷乎として此制度を採用することを避けたり」

現今印度モハメダン間に行はるゝ法は彼の土耳古人間に行はるゝ法なるを以て之れを固有のヒンドウ法に比すれば其困難稍々少なきの觀ありモムメッド人は其以前永く印度を支配せしが故に其法律の根本原則にして印度全人民の上に印象を止めたる亦た決して少しとせず證據法の如き最も然かるものにして彼等の法律によれば擧證は必らず直接のものたるを要し證人は宣誓の責任

なきも性質善良なるものにあらざれば之れを認めず判官は證人の合致せる證言によりて拘束せらるゝことなかも英國判官が陪審官の意見に拘束せらるゝが如し故に原告にして若し積極的要求の爲め非難なき證人の一定の數を提供し得れば其要求は採用せらるべし(被告が同樣の積極的證言をなし得るにあらざれば)現今英國判官の最も困難とする所は英國訴訟法の輸入により證人は性質の善良によらず宣誓の式による一體の證人を携へ來るに在り故に判官は獨立以て能く眞相を探究するを要し又た時に全然證人召喚の手續を省略せり

佛國も又た英國の如く其東洋及び亞弗利加殖民地に於て固有法の一定原素を保有せり西阿殖民地に於ける回々教徒は身分、相續及び贈與に關し佛蘭西裁判所(マホメット人の陪席判官を有す)若くばカデイ裁判所の何れかを撰擇することを得べしと雖も然れどもアルゼリヤに於ては同化政策最も極端に行はれ殆ど固有の政治並に法律制度を破壞し盡したりカデイは元來單獨の民刑判官にして其判決に對しては一定の評定官を加へたる彼れ自身の法庭若くば國王

に向つて控訴することを得るものとせり一千八百六十六年十二月多少の改正を加へたるも土人間に於ける民事幷に商事訴訟は身分に關する訴訟と共に尙ほカヂイの法庭に屬せしめ訴訟當事者の合意又は商事に在りては契約の定むる所により佛蘭西裁判所に出訴することを得べきものとせり卽ち改正の結果方今に在りてはカヂイの判決に對して佛蘭西裁判所(始審裁判所)若くはアルジールに於ける控訴裁判所に控訴することを得せしむ控訴裁判所にはモハメッド人の陪席判官ありて當初は裁決の數に加わらしめたるも今は單に助言者たるに過ぎず又た五名の土人法學者を以て固有法委員會を組織せしめ普通裁判所に提起せらるゝ宗教幷に身分に關する問題を諮詢せり然るにカヂイは非常に薄給にして憐むべき地位にあり而して佛國法權は立法手段により擴張せられたるが故に(一千八百七十三年に於て不動產に關する凡ての事件は佛蘭西裁判所の管轄に移せり)固有法の管轄は大に縮小せられ法律の事項に關しても亦た他の關係に於けると均しく人爲的に母國に同化せられたり左れど佛國刑法以外の輕微なる犯罪に關しては所謂土人法てふものゝ規定により下級佛國官

吏の何等土人の慣習を知らざるものゝ專決處罰する所なり一千八百九十四年中其處罰を受けたる者の數は三萬二千百八十六人に上り土人の人口三百六十萬に對して殆ど一ペルセントに達すと云ふ

チユニス保護國に於ては固有の法律及び裁判所今尙ほ全存しカヂイを以て普通の裁判官とし其判決に對してはチヤラ若くばオーザラに向つて控訴することを得蓋し前者は宗教慣習法を管掌し後者は宛かも衡平裁判所の如く慣習の苛酷に失する場合に當り救濟を與ふるものとす而して土地財產に關する訴訟の爲め別に混合裁判所を設け土人及び佛人の判官を以て之れを組織す印度支那の保護國(カンボヂヤ、安南及び東京)に於ては固有法幷に其裁判所制度維持せらるゝと雖も交趾支那に在りては其固有法の存在は形式のみにして實際其制度は最早既に破壞せられたりマダカスカルに於ては一千八百九十八年土人法の適用を定め土人間の訴訟に關しては土人二名の陪席者を加へて佛國官吏之れを判決し陪席者は只だ其助言者たるに止まるのみ

殖民地に對し歐洲法律の漸次輸入されたる經過を考究するに當り最も敎訓を與へたるものは獨逸の立法なり一千八百九十六年十月十七日の保護國法(後一千九百年七月二十五日改正を加ふ)により皇帝は獨逸帝國の名に於て殖民地に於ける主權を行使し一千九百年十月七日改定の領事法は殖民地にも適用せられ其中に列擧せる獨逸法律の原則(實際上民刑事の全部を含む)は屬領に於ける獨逸裁判所の準則たるべきことを定む(然れども土人は特に勅令を以て定めらるゝ迄は此制度の下に置かるゝことなし)故に獨逸殖民地に輸入せられたる歐洲法の組織は宛かも半開國に於ける領事裁判所に類し其裁判所は獨逸人及び交親國人民幷に任意出訴の土人等を管轄す當初土人は其固有の慣習法を維持することを許されたりしも漸次自から獨逸法廷に出訴するにより或は一定の目的の爲め獨逸法廷の管轄の下に置かんとする行政の行動により遂に獨逸法律の支配を受くるに至れり卽ち獨逸法は移住者幷に商人の屬人法より一變して殖民地の屬地法となれり

歐洲法律が多數の熱帶殖民地に入れるは元來屬人法たる性質に於てせるもの

にして當初は單に歐洲人にのみ適用せられ漸次土人に及ぼし遂に其地の法律となれるものにして佛國殖民地に於ける其經過を見るに印度支那に於ては佛國法は現今大都市の裁判所及び居留裁判所(卽ち歐洲人及び他の東洋人に關する場合に於てのみ適用せられ單に土人間の係爭事件は安南及びカンボヂヤ裁判所に於て地方慣習により判決せらる交趾支那に於ても亦た當初此政策を實行したるも漸次佛國行政官によりて排斥せられ一千八百八十一年遂に全域を通じて既に柴棍に設置されたると均しき佛國裁判所の設立を見るに至れり殖民地に對し歐洲法の漸入するは素より必然の勢なりと雖もかゝる急激の輸入は實に不幸なる結果を釀成したり今日に於ては殆むど全く佛國法の固有法を排斥して之れに代りたるも其輸入の當初は他の邦國と同じく移住者の屬人法たりしは明けし

初めて英領印度の行政を整齊せる一千七百七十三年の印度統治綱要は土人の訴訟に關して當局者が豫じめ任意に要約せる場合に於てのみ英國裁判所に出訴し得るものに過ぎざりしも其後漸次幾多重要なる立法幷に印度裁判所の判

決により英國法は遂に印度の屬地たるに至れり(ヒンドウ及びモハメダン法の狹少なる管轄は暫らく之れを例外とす)印度に於ける法典編纂の大計畫は一千八百三十三年マコーレー卿の提起せる所なれども卿の盡力が其立法によりて實際に採用せられたるは殆むど三十年の以後に在り左に列擧せるものは印度法令の主要なるものにして各種住民の纏綿錯綜せる慣習法を單簡に統一せる好箇の經驗なりとす

一八五九年　民事訴訟法
一八六〇年　印度刑法
一八六一年　刑事訴訟法
一八六五年　印度相續法
一八七〇年　ヒンドウ遺言法
一八七二年　印度證據法
同　年　印度契約法
一八八一年　遺言證明幷に執行法

同　年　流通證券法
一八八二年　不動產讓渡法
同　年　印度信託法
一八九〇年　後見法

此編纂の主義に對しては慣習法の伸縮力に富み且つ地方の最大必要に適するものなるに拘らず之れに代ふるに主として歐洲系の嚴格なる成文法を以てするものなりとの非難ありしも經驗ある判官は一般に之れを可とし其多少土人固有の慣習及び觀念に干渉せるものあるは元より異論なしと雖も尙ほ伸縮力を失はしむるまでに細密なるものにおらず而かも同時に法律幷に秩序を維持するに足るべくして確實且つ明瞭なりとせり歐洲の契約法幷に個人財產制を東洋社會に輸入するの可否に就ては大なる疑問ありと雖も刑法々典が印度帝國に於ける社會の秩序を維持し幷に文明政治の創始に向つて有力なる元素となりしことは蓋し一般の承認する所なりとす

土人の固有法を法典に編纂すべしとの議論は屢々唱へられたるも今日までの

事情より之れを見れば斯かる計畫は寧ろ絕對に不可なりと云はざるべからず何となれば啻に土人の慣習法を滿足に概括することは常に大に困難なるのみならず而かも斯かる概括は必らずや各地實際の慣習と衝突して一般社會の不平を招致するは勿論遂には土人をして彼等の最も貴重する家族幷に身分の制度に對する政府の干渉を恐れしむるに至るべければなり殊に土人法を全然廢止し之れに代ふるに歐洲法を以てするが如きは更らに一層不可なり元來之等土人法は宗教と密接なる關係を有せるものなれば其社會全體の信仰にして推移したるの後にあらずむば之れを廢棄すること能はざるべし

埃及に於ては當初列國の領事裁判行われ各々自國の法律を以て自國の人民を拘束せしも一千八百七十六年列國連合して彼の所謂混合裁判所を組織し以て外國人に對する事件の一切を處理する所となせり土人裁判所は一千八百八十四年の改正によりナポレオン法典に準據せる民法々典を作りて之れに依らしめ混合裁判所も亦た主として佛國法によりて判決を行ふが故に實際上埃及に於ては內外國人共に佛國法の支配を受くるものと云ふべく英國の勢力が輓近

大に該國に增大したるの結果として著しく英人判官を輸入せしも尙ほ未だ佛國法の勢力を減殺するに至らず

終りに一言せんとするは英國殖民地の一部に殘存せる他の歐洲法なりとす或る殖民地例へばモーリチユスの如きに在りては其當初は一般に佛國法行はれたるも爾來英國の立法幷に判決によりて殆ど一掃せられ他の殖民地例へば南阿の如きに於ては最早著しく地方法律の根底をなして殘存せり英國主要の殖民地にして現に外國法の行はるゝ地域はクエベック、モーリチユス、セントルシアナタル、ニューギニア、喜望峯、錫蘭、英領ギアナ、及キプラス等なりとすキユベックは佛國の慣習法を以て普通法となしモーリチユス及びセントルシアは佛國法の根底深く錫蘭英領ギニア喜望峯ナタル、及びニューギニアに於ては尙ほ羅馬及び和蘭法駢び行はるキプラスに於ける法系はモハメダン聖法及び一千八百六十九年の土耳古民法より成り錫蘭に在りては一千八百六十七年モハメダン慣習法の編纂行はれたり左れば錫蘭に於ける法律は特に最も錯綜せるものにして其土人は相續及び身分に關しモハメダン法若くはヒンドウ法に支配

せらるゝも其普通法に至りては羅馬法和蘭法に依り而かも英國立法の尚ほ之れに加はれるあり

抑も單に同化幷に本國制度擴張の爲めに自國の殖民地に向つて本國法を強ゆるが如きことなかりしは英國人にして殖民的國民として英人優秀の特質は實に斯點に存す彼等は他の文明制度の既に其の根底を造れるあれば必らず之れを尊重して敢て攪亂することなかりしも獨り彼の印度に於て概括的法典編纂の擧に出でしは抑も事情の紛亂甚だしく遂に根本的釐革の止むべからざるに到らしめたるため乎

參考書

Burge, W., Commentaries on Foreign and Colonial laws.

Girault, A., Principes de colonisation et de législation coloniales.

第十六章　殖民地裁判所の組織

英國殖民地の多くは其司法は全然之れを行政より分離し法官は常に大に獨立的地位を有せり彼の印度に於ては郡司の手に司法及び他の政務の併有せらるゝに於けるが如きは一の例外にして法官は皇帝に直隷し知事若くば立法府によりて左右せらるゝものにあらず而して其之れが免黜をなさんには皇帝により樞密院の司法委員會に諮問せらる但し此場合に於ては特に殖民大臣の同委員に列するものとす

印度に於ける裁判所の組織は州によりて同じからざるも舊諸州に於ては略ぼ一致せりベンガール、ボンベー、マドラス幷に北西諸州の各首府には高等法院の設けありて民事及び刑事の控訴裁判を司どる而して其判決は刑事に於ては始審なるも民事に在りては樞密院に向つて上告を許す高等法院判官の組織は大不列顛及び愛蘭の狀師若くば辯護士三年以上地方判事の職に在りし印度文官幷に五年以上輕事裁判所判事たりしものを以て成る

高等法院の下に在る民事裁判所を擧ぐれば地方卽ち郡裁判所は始審及び控訴審をも管掌するも主たる管掌は後者に存す附屬裁判所は只だ始審のみを管掌しムンシフスは一千圓を越へざる訴訟を司る又た別に輕微事件を管掌する所

謂輕事裁判所の設けあり該裁判所の判決に對しては控訴を許さゞるを以て其名稱の示すよりも實際に於て重且つ大なり蓋し印度の裁判制度に關しては其控訴の餘りに容易にして爲に訴訟事件の延滯及び費用の增大を來し大に細民の保護を缺ぐものなりとの非難を生じたるの結果茲に政府は輕微なる事件に關し實際上獨裁の法廷を設くるの必要に迫られ特に輕事裁判所を設置せり東洋人の理解若くば贊美せざる控訴複審の法によりて下級裁判所を支配するかの二途何れかを撰ばざるべからざるに當り特に輕事裁判所を設け其判事には普通の下級文官よりは大に性格あり才能あり修養ある人物を撰び充分其最終的判決に信賴することを得せしめたるは至當の措置と云はざるべからず地方法律例へばデッカン農民救助法(一千八百七十九年)の如きにより輕微の係爭事件は可及的之れを村吏の仲裁によらしむることとし以て訴訟の過半數を防遏することを得たり其東洋に於ける最大問題の一は如何にせば人民をして安價且つ容易に訴訟の行動を求むることを得せしめ而かも判決の公平と適法とを失ふことなからしむるを得べきやに存す而して斯問題は英國人の常に英意研

究しつゝある所なり

刑事の下級裁判所は一郡若くば數郡を管轄し郡司即ち判事として之れを組織し判事は地方法令の定むる所により陪審官又は陪席員によりて補佐せらる郡司は又た其郡内に於て刑事の始審及び控訴審を管掌し其下には各種の補助判事及び名譽判事あり從つて其管轄權を異にす汎博なる行政及び司法の權能を有する郡司の職掌は印度社會の發達に伴ひ甚だ不適當なるに至れりとの議論なきにあらず蓋し當初政務の單純なる時に於ては凡ての權力を擧げて信用ある一官職の手裡に集中せしむるの利益甚だ大なるものありしと雖も地方政務の漸く複雜なるに從ひ郡司の司法權兼併は果して適當の制度なりや否やは一の疑問なり然れども斯かる改正を企つるに際しては又大ひに注意を拂はざるべからず何となれば東洋人は一治者の行政及び司法權の兼攝に慣れたること幷に若し郡司の司法權を奪ひ單純に之れを一地方の財務官即ち收稅官となすあれば彼等が郡司に對する從來の尊重を直ちに無視するに至るべければなり」

印度に於ける地方裁判所の判官は倫敦に於て行はる〻採用試驗の登第者所謂

彼の契約官吏にして彼等の任地に赴くや其數年間は郡司の補助官として地方行政幷に刑事裁判の事務に慣熟し而して後ち司法官たるべきか將た亦た行政官たるべきかを撰擇す左れば地方裁判事の其任命の當時は民事に關しては下級裁判所の土人判事（地方裁判所は其判決に對する控訴を受理す）よりも遙かに知識の幼稚なるを免れず故を以て印度の上級判事は印度辯護士若くば下級判事の昇級によりて之れに充つべしとの議あり勿論印度人も亦た英國に於て行はるゝ印度高等官の任用試驗に應ずるの權利を有すれども遠隔費用等の關係より實際其機會を利用するもの甚だ稀にして只だ印度に於て實行する下級の文官幷に法官の採用試驗に應ずるのみ彼等は數に於て白人官吏一人に對し百人以上の割合を保てども其實權に至つては甚だ微々たるを免れず

埃及の司法部は今日尚ほ未だ渾沌たるの狀況に在り一方に於ては列國判事を以て組織せる所謂混合裁判所てふものあると同時に他方に於ては埃及土人裁判所の漸次英國判事によりて占領せらるゝあり加之ならず英國の司法顧問は一定の事項に關して頻りに英國の制度を輸入せり彼の佛國式に從へる合議制

に代ふるに單獨制度を以てし又た巡廻裁判の制を設けたるが如き其一例なり

控訴裁判所に於ては英國顧問を置き凡ての土人判事は英國監督の下に屬し又た一千八百九十九年英國官吏を以て檢事總長に任命せしが故に埃及に於ける刑法の執行は凡て、英國官吏の支配する所となれり

瓜哇に於ける司法權は統治綱領によりて實際上行政權より分離獨立せしめらる同殖民政府の中央集權は殆むど絶對的なるにも拘らず其裁判官に限りては其干渉に對し特別の保護を受く然れども彼等法官は尚ほ屢々其權限を擴張せむことを企つるを以て時に行政部との衝突を來たすことあり而して歐洲人に關係する訴訟に付ては特別の裁判所あり土人間の訴訟を管掌するはランドラーデンと稱する一種の裁判所にして歐人の裁判長、書記長を以て之れを組織し土人の會長及び囘々教僧侶を以て陪席者となす輕微なる事項に關する土人裁判所は各代官區幷に部落に存し前者は其代官若くは副代官を長とし後者はウニダナと稱する下級裁判官之れを司どる

獨逸殖民地の司法官は何時にても非職を命ぜらるべくして母國に於けるが如

き地位上の獨立なしと雖も判決の執行に對しては其獨立を失ふことなし獨逸は尚ほ未だ殖民地に於て其司法と行政との分界を明確ならしめざるの嫌あり」佛國殖民地の司法組織は多くの重要なる點に關して本國に於けるものと大に其趣きを異にせり卽ち裁判官は行政權を以て轉免せられ又た本國裁判所は合議制により少なくとも三人以上の判事を以て組織せらるゝに拘らず殖民地に於ては單獨制によること頗る多し刑事裁判所に於ける陪審官は西印度殖民地及びレユニオンに在りてのみ用ひられ他の殖民地に於ては單純なる陪席者を以て之れに代ふ時に或は官吏を以て之れに充當することあるも斯かる場合に於て多くは移住白人若くば土人中より之れを撰定す彼の治安裁判所は佛國殖民地に於ける司法機關の重要なる一部をなし屢々汎博なる權限を與へらる其特に有益なる所以は簡單なる事件を敏活に處理するに在り而して殖民地法官の任命は治安裁判所を除外例として他は凡て司法大臣及び殖民大臣の連署を必要とす

アルチルス、及びレユニオンの如き佛國舊殖民地に於ける司法制度は全然母國

に同化したるの故を以て茲に論ずるの必要なし勿論他の殖民地に關しても亦た佛國政府の意志は同化の外何物をも求めざるが如しと雖も其地方發達の程度の異なるに從ひ司法制度も亦た大ひに之れを異にせり印度支那に於ては三部より成る控訴院あり其二個は柴棍に他の一個は河內に在り交趾支那に於ける裁判所の組織は殆むど實際に於て同化せらるゝありと雖も只だ其本國と異なる點は刑事裁判に於ける陪審官に代ふるに陪席者を以てするのみ而して陪席者は被告の國籍に從ひ歐洲人若くは土人を以て之れに充つ印度支那の三保護國に於ては駐在官裁判所、始審裁判所及び各州刑事裁判所あり之等は凡て歐洲人幷に其他の外國人に關する事件を管掌す

アルゼリヤに於てはアルヂール所在の控訴院、陪審官を備ふる刑事巡回裁判所土人の陪席者を有する始審裁判所、治安裁判所及び輕微なる刑事に關する單獨裁判所の設けあり刑事裁判に於ける陪審官は歐洲人を以て之れに充當し土人の被告事件に付ても亦た同じ然るに人種間の憎惡甚だしきの故を以て陪審官は土人に對し頗る殘酷なること多し斯くの如く被告土人をして先天的に彼等

を仇敵視する陪審官の下に立たしむるに至つては同化政策の過誤も亦た極まれりと云ふべし

チユニスは一千八百八十三年の協定條約により佛國裁判權を輸入し以て從來行はれたる領事裁判に代はらしめたり卽ちチユニス及びスサに始審裁判所を設け其判決に對する控訴審の爲めアルジールに控訴院を設く然るに土地遠隔の故を以てチユニスに於ても亦た控訴院設置の必要を生じたるも移住佛人は斯かる裁判所の自己に利益ならざるを恐れ從來佛國領事裁判に對する控訴を受理せるエークス裁判所の代理者を以て組織せられんことを望めり刑事に關し佛人其他外人の被告たる裁判に付ては六名の陪席者をして之れを補助せしめ其撰擇は被告の國籍に從ひ佛人若くは他の外人を採用す但し何れの場合を問はず其三名は必らず佛人たることを要することゝせり

輕微の事件に關し佛國殖民地の重なる場所には凡て治安裁判所の設けあり若し夫れ單に土人間の訴訟事件に至つては尙ほ依然として土着裁判所の管轄に屬し而して政治組織の一層單純なる亞弗利加殖民地の如きに在りては司法權

は通常行政官の兼攝にかゝれり去れど一千九百〇一年八月佛國政府はダホメー、ギニヤ及びアイボリーコースト等の諸殖民地に於ては土人の刑事犯以外に關し凡て司法事務を行政より分離することを定めたり

論じ來りて吾人は茲に殖民地裁判所が本國の司法權に對する最終的上告の最も趣味ある問題を論ずべき場合に達したり而して斯點に關し最も有益なるのは樞密院に於ける司法委員を以て殖民地訴訟の最終法廷となせる英國の經驗なり抑も英國皇帝は正義の本源として帝國公民若くば其臣民が享受する所の基本的權利を傷害されたりとする如何なる訴訟をも之れを受理することを得べしと雖もかゝる司法上の特權は漸次各種の法廷例へば衡平裁判所若くば貴族院の如きに移され尙ほ殘餘の司法的特權は一般に樞密院若くは其委員會を通じて之れを行ふことゝなれり故に殖民地の臣民にして其皇帝に對し直接の干與を求むることあるも皇帝は自然之れを樞密院の議に附せらるべし樞密院の司法委員會は嚴格に云へば法廷にあらずして寧ろ皇帝の特權の一部を行ふものなりかゝる問題に關し該委員は果して法廷の資格に於ける貴族院の如

く前きの裁決によりて拘束せらるべきや否やを決するは頗る重要の關係を有するものとす蓋し該委員會は其先例に準據するを以て從來の慣行となせども而かも憲法上の問題としては決して斯くの如き責任あるものにあらざること殆ど疑ひを容れず該委員會の組織は有名なる英國法官即ち曾て屬領に於て法官たりし一名若くは二名の樞密院顧問官幷に樞密院顧問官としての自治殖民地法官(普通は加奈太、喜望峯及び濠洲の最高法官)を以てなる

王冠殖民地及び自治の小殖民地に於ける控訴院の判決に對しては樞密院令の定むる條件に從ひ之れを樞密院に上告することを得其條件は普通五百磅以上の事件となすも其價格の制限に至ては必らずしも一樣ならざる耳ならず殖民地の如何によりては全然そが制限なき場合あり印度高等法院よりの控訴は民事に在りては一萬ルピー以上の訴訟に限りて之れを許し刑事に在りては只だ其高等法院の許可を得たる場合に限り之れを許す加奈太及び濠洲の兩大自治殖民地は樞密院に對する上告に關し他の殖民地に比較して幾分か特權的地位を有せり而して皇帝が版圖內の如何なる臣民よりも其上訴を受くるの權を全

然抛棄することを拒めるは斯かる上訴の存在により帝國連結の實をして層一層緊密ならしめむとするが爲めに外かならず

加奈太最高裁判所の判決に對しては特に該裁判所の許可を受くるにあらざれば樞密院に向つて上告することを得ず然れども各州高等法院の判決に對しては直接に之れを上告することを得卽ち各州高等法院の判決を受けたる控訴當事者は加奈太最高裁判所に上告するか將た亦た英國樞密院に上告するかの自由を有すれども一度び前者を撰ぶときは最早後者によるの權利なきものとす彼の濠洲殖民地は其法廷を本國法廷の下風に立たしむるを以て甚だ快とせず特にニユーサウス、ウエルスに於ては此觀念最も強く樞密院令に於て其司法委員會に上告し得べき價格制限を五百磅以上とせるを俄かに之れを嵩めて二千磅以上の事件にあらずむば樞密院に向つて上告することを得ずとせり一千九百年七月九日の濠洲聯邦法規の規定する所によれば聯邦若くは各國の憲法上の權力範圍內に於ける凡ての事件に關しては最高裁判所の判決は同裁判所自から樞密院の決定を求むべきの事件なることを保證するの場合の外は樞密院

に向つて上告することを得ざるものとし憲法に關する凡て重要の問題は一切樞密院に對する上告より除外せられたり而して聯邦の最高裁判所に於て管掌する主要事件は凡て此種の問題なるべきを以て濠洲より樞密院に對する上告は今後更らに減少すべし

之れを要する英國樞密院の司法委員會は何れの方面より觀察するも決して帝國最高法廷たるの實あるものと云ふべからず又た單に同法問題として其實を得むことを企つるものにもあらざるが如く素より幾多重要なる事件の上告あり又た絕へず帝國各方面よりの上告事件の裁決に從事するありと雖も而かも其各個殖民地に對する關係は寧ろ斷續的にして絕へず之れに向つて勢力を注入するに足らず蓋し距離の遠隔及び之れに伴ふ失費の多大幷に其結果の不安は樞密院に對する當時の上告を妨げたる主因なるべし左れど個々の事件に付て之れを云へば尙ほ能く帝國法律上の統一的觀念を維持し少なくとも殖民地裁判所をして簡單にして齊一なる標準に適從するの可能なることを認識せしむることを得たり

第十七章　殖民地の聯合

互ひに相ひ近接し共通の經濟的利益を有する諸殖民地の間に於て一種の聯邦的結合をなさむとするの傾向あるは自然の勢ひなり而して事實既成の後に至らば必らずや其策の得たるを認むべしと雖も事前に於ては諸種の事情の之れが聯合を妨ぐるもの亦た甚だ多し或は殖民地の建設日尙ほ淺くして未だ共通利益の存在を感ずるに至らざることあり或は之れに反して其紀元既に遠く從つて各地方的獨立幷に愛鄉の念の甚だ頑强なることあり加之ならず殖民地の聯合は屢々母國の甚だ悅ばざる所なるに於てをや蓋し母國の之れを悅ばざる一方に於ては聯合により殖民地の餘りに强大となり遂に或は獨立を企つるに至るなきやを憂ひ他方に於ては母國の產地よりして甚だ好ましからざる殖民地の分子が其聯合の結果として或は殖民地の政界に牛耳をとるに至るなきやを恐るゝが爲めなり斯くの如く幾多の障害あるに拘らず英國殖民地に於ては聯邦運動大ひに行われ遂に二個の强大なる聯合を見るに至れり

英國が其當初上下加奈太を分立せしめたりしは其意蓋し佛國分子の取扱は之れを彼等自身に委するを以て便とし且つ廣大なる殖民地は彼の北米十三州の獨立の如く常に獨立の危險多しとなせるが爲めなり吾人の前きに說述せるが如く加奈太兩分の結果として移住佛人を孤立せしむるの政略は彼等をして斷乎たる反抗を企つるに至らしめ有名なるダーハム卿をして佛人問題の解決を容易にせんが爲め上下加奈太の合同を主張せしめたるの事實は遂に其策の得たるものなるを證明せり

一千八百六十七年に於ける所謂加奈太領政府の設立は其理由多少複雜せり一千八百四十一年の合同は未だ以て全然佛人問題を解決するに至らず佛人は尙ほ殖民地議會に於て黨勢平均の要素をなし依然として一の厄介物たりき左れど商業的利益も亦た英領北米諸州の最終合同を促がす重要の理由となり一千八百六十四年ノバスコチア、ニューブランスウヰック及びプリンスエドワード島等相ひ圖りて更らに一層緊密なる聯合を組織せんとするや加奈太政府は委員を他の殖民地に派遣し其地の代表者と商議せしめ幾多の苦心經營の後ち遂

に利益及び感情の衝突を排して一千八百六十七年の合同を見ることを得たり當時英國政府の其聯合を認むるに吝ならざりしは自由主義の精神國內に充溢し當局政治家は多少獨立の危險を認めざりしにあらざるも尙ほ加奈太をして自支自給せしむるに若かずとの思想を有したるが爲めに外かならず而して此思想は當時漸く無事に苦まんとする合衆國軍隊の加奈太侵入を恐るゝの念により一層の刺戟を受けたり

同年に於て創設せられたる加奈太領政府は最も强大なる聯邦政府の一にして之れに賦與するに爾かく强大なる權力を以てせしは隣國との關係上母國幷に殖民地の爲めに其政治的目的を達せしめむが爲めなり玆に於て乎各州政府は聯合議會に對して著しく屈從的となり聯合議會は各州の立法に對して積極的權利を行使し加奈太政府の管轄は加奈太領共同利益の範圍を超越して擴張せられ而かも其權限は合衆國政府の如く敢て列擧的にあらずして寧ろ總括的主權を有し而して其總括的主權の制限は只だ特に各州政府に許容されたる權限と英國皇帝及び國會に留保せられたる少許にして且つ稀に行はるゝ所の權力

とによるに過ぎず

西印度に於ても英國政府は亦た久しく殖民地の政治的分立を主義としたれば各島の甚だ近接するあるにも拘らず相互間に於ける利益及び感情の共通は殆むど其發達進歩を見るに由なく後年漸く關係的重要の地位を失せんとするや茲に始めて合同の運動起り英國政府も亦た之れにより行政費を節約すべきを懐ひ之等諸島のなすに任せて以て其聯合を可とせり而して其當初或る時期間は二個の聯合行われ其一は則ちリワード群島の聯合にして共同の立法府を具へ地方の立法に對しては取消變更を行ひ更らに進んで聯合諸島の爲めに廣く立法を行ふの權限を認められたり其二はウヰンドワード群島の聯合にして前者の如く共同の立法議會を有せざりしも同一總督の下に屬し又た高等裁判所其他の聯邦機關を有したり一千八百七十五年ソロモン氏は西印度十五殖民地を打つて一丸となさんとの提案をなしたるも方今未だ著しき進行を見ず是れ永がく孤立政策の行われたるの結果として各島殖民地は彼等相互間に於けるよりも知りて母國と深き關係を有し宛かも古代の希臘諸都市の如く各島自

ら持する甚だ高かく敢て高級の政治的聯合に加入するを快とせざるの觀あり」加奈太が較近英領西印度との間に緊密なる關係を扶殖することに努めつゝあるは大に趣味ある現象なりとす兩者相互間の商業的利便を圖るの議は屢々行われたる所なるが最近に至り兩地間の航海に從事する英國滊船に對し加奈太政府は特別の補助金を下附することゝなれり事實問題として西印度諸島が其相互間の聯合を組織するよりは寧ろ加奈太に聯合するを以て策の得たるものとす何となれば該群島に於ける經濟上の災厄は緊密なる商業的關係に因り合衆國若くは加奈太によりてのみ之れを救濟するを得べく若し合衆國の膨脹的經濟及び政治の潮流に投ぜらるゝにあらずむば則ち加奈太に合同するの外かなかるべし

印度帝國は之れを一種の聯邦と見做すことを得べし當初マドラス、ボンベー及びベンゴールの三管區は互ひに相ひ獨立して其權力も亦た均等なりしが一千七百七十三年、一千七百九十九年及び一千八百三十三年の條例により漸次にベンガールの地位を昂め他の二州をしてベンガール知事(ベンガール知事は現今

の印度總督なりの配下に屬せしめたり爾來征服時代を通じて中央政府の權力の益々強大となるに從ひ一千八百五十八年以降種々の非難ありたりと雖も其有力なる反對運動の開始されしは一千八百七十年以後の事に屬す彼のメーヨー卿の當局以來今日に至るまで各州行政權の擴張は常に其の一眼目たり現今十二州ありマドラス、ボンベー、ベンゴール、北西州及びオード、パンジャーブ、ブルマ、アサム、中央州、英領ベルヂスタン、アジユミール、クルク幷に一千九百〇一年新たに北西國境に設置せられたる一州卽ち之れなり

屢々絶望に瀕したる濠洲聯邦も亦た遂に幾多の障害を排して組織せらるゝに至れり外觀上濠洲殖民地の經濟的利益は互ひに相ひ衝突せるも其實際に於ては能く調和せるものなりとの思想一般に普及し英吉利帝國々運の甚だ低潮たりし一千九百年は却つて歷史上最大成功の一を以て飾ざられ太平洋と印度洋との間に鞏固なる一大聯邦の出現を見たり然れども各殖民地の獨立權の鞏固なると幷に相互間の利益の衝突甚だしかりし結果は聯邦政府の權力をして彼の加奈太に於けるが如く爾かく大ならしめず卽ち中央政府は地方の立法に對

して直接取消を有せざるも然れども聯邦以外に於ける重要なる事項に關しては立法權を有す就中重なる事項は婚姻及び離婚、銀行、破產、勞働問題の仲裁幷に養老保險等なり、元老院及び代議院の組織は共に普通選擧の法により元老院に於ても尙ほ聯邦主義を一貫し各州をして各六名の元老院議員を選出せしむること宛かも合衆國元老院に於けるが如し又た一の裁判所ありて其管轄範圍は聯邦憲法上の問題幷に各州間の爭議なり、而して其判決に對しては第一の場合に限り英國樞密院に上告することを得せしむ

自治殖民地の二大群は斯くの如くにして聯邦組織を完成したりと雖も其第三群に至つては特に不利の事情に妨げられ未だ著しき發展を見るに至らず抑も南阿の蘭人共和國にして常に英人の配下に屈從したらんには恐らくは業に既に聯邦を形成せしならんも事の實際は則ち然らずして蘭英兩國の分子互ひに紛爭軋轢し共に聯邦の政治的效果を豫見し之れに向つて進むこと能はず地方散在の小殖民地をして喜望峯殖民地に併合せんとする政策に對しては最も頑強なる反抗あり左ればとて喜望峯殖民地を數多の州に分割するが如きも亦た

頗る難事たりしなり然りと雖も之等幾多の反抗的勢力のありしに拘らず聯邦合同の先驅として少なくとも關稅同盟を組織せんとするの策は幾分か其歩武を進めたり其早く一千九百七十五年に於てカーナーヴォン卿及びフロード氏によりて唱へられたる聯邦の議はサーバートル、プレーヤの考量する所となり一千八百七十七年英國議會は南阿諸殖民地の聯合を排斥せざるべき案を通過したるも殖民地立法府に於ては却つて何等の發展を見ずして止めり一千八百八十八年サー、ゴルドン、スプリッグは一の聯合會議を召集し喜望峯ナタル及びオレンヂ自由國の代表者相ひ會して一割二分の共通關稅を議決し一千八百九十四年關稅同盟の新案提起せられ前記諸國の特用する所となりベチユアナランド及びバストーランドの二國新たに加入し一千八百九十八年より之れを實施せり其の漸く發達せんとしつゝありし關稅同盟は南阿戰爭の爲めに一時停止せられたりと雖今や此方面に於ても有力なる聯邦組織の實現せられつゝあるものゝ如し而して此後如何に變遷するかは一に此地に設置せらるべき政府の性質如何によりて決定さるべきのみ

一種特別の聯邦をなすものは彼の馬來半島の聯邦組織なりとす卽ち其の聯邦的機關は高等委員、總駐在官及び聯合會議にして聯合會議は循環的に各州に於て開かれ各州委員會の全員を以て組織せらる而して英國代表者は依つて以て劃一の政策を施し漸次之れが指導に努め馬來半島諸國をして一個優等なる政治團體たらしめんことを期せり

抑も輓近に於ける殖民地聯合の傾向は決して本國政府の嫌忌する所にあらずして本國政府は寧ろ殖民地の聯合を目して帝國的聯合の楷梯にして而かも孤立の傾向に對する一大勝利なりとなせり卽ち濠洲諸殖民地に於てニューサウスウエルスの帝國的聯合に對し頑強なる反對をなせしも其以外の殖民地は少なくも悅んで協商に從ふべきを表示せり斯くて濠洲聯邦の組織は頑強なるニューサウスウエルスを誘致するに至れり

彼の一千八百八十四年の創設にかゝる帝國的聯合期成同盟會てふものは敢て確乎たる定案を有するにあらず從つて斯會の行動としては單に帝國的聯合てふ大體の觀念を皷吹し其決して不可能のことにあらざるを論じ各殖民地代表

者の定期會合を促がし且つ各殖民地は帝國政費の一部を分擔し以て其の受くる所の思慮に酬ゆべきを主張するに止まれり而して之等の思想を普通するの方法としては各種人士の主策せる所殆むど擧げて數ふべからずと雖も就中南阿の代表者ホフメール氏の立案の如きは特に世人の注意を喚起せり氏が立案の大要は凡て外國より帝國領土に輸入せらるゝ貨物に對しては二パーセントの關稅を賦課し此二パーセントは從來既に課徵されつゝあるものゝ外かに增徵さるべく斯くて得たる所の收入を以て國防費に充つべしと云ふに在り亦た帝國的關稅同盟に對しては更らに急進的の立策多く帝國的議會の創設若くば殖民地代表者をして上下兩院に列席せしむべしとの考案も亦た少なからず彼のグレー卿の如きは殖民地の總駐在官をして樞密院に列せしむべきを唱へ或は彼等をして當然上院議員たらしむべしと云ふの論者もあり然れども上記何れの點に關しても敢て期成同盟會の定案なるものにあらず只だ其の積極的主張は一千八百八十七年に於けるが如き殖民地會議を屢々開設すべしと云ふの點に在り

英國及び殖民地の政府幷に當路者は斯點に關し自から進んで批評の中心たらんことを忌避するの傾きあり一千八百八十七年の會議に於ても濠洲二三殖民地の要求により帝國的聯合の一般的討議を除外し一千八百八十九年ソルスベリー卿は同樣の目的の爲めに一會議を召集せんとの要求を斥けたり然れども帝國の一般領土を通じて商業上幷に關稅上の便宜を圖らむとするの點に關しては幾多の政府幷に責任ある政治家は相ひ共に之れが討議を歡迎し又た其實行を奬勵し若くは企畫せり一千八百九十四年オッタワに開會せる殖民地會議は大要下の意議の決議をなせり曰く「帝國の諸領土をして相互間幷に母國と互惠的商業協約を遂げしめ而して其妨害たるべき現在の諸條約は之れを廢棄すべく又た關稅を改正して帝國內の通商を外國貿易よりも便利の地に置かんことを希望す云々」と次で一千八百九十七年加奈太の關稅は大不列顚よりの輸入に對し特典を設けたり之等の事項に關し英國政府は政府として敢て何等の單獨的行動を秉れることなきもチャムバーレーン氏は一千八百九十六年三月二十五日の演說に於て大に英帝國の稅關同盟を主張せり氏が定案によれば帝國

領土を一貫して自由貿易となし外國よりの輸入品に對しては輸入稅を課することを得又英國自身に於ては諸外國の競爭に對し殖民地を保護せむが爲め農産物に課稅すべきものとなせり

英國殖民地を拘束して母國の爲めに特例を設くることを得ざらしめたる白耳義及び獨逸との條約は一千八百九十八年英國によりて否認せられたるの故を以て又英帝國內の商業的協定を妨ぐべきものなきに至れり一千八百九十八年のローデシア法は會社領土と母國との商業的合同を確定しブール戰爭中自治殖民地の自から進んで提供せる補助は之れを別とし帝國的聯合運動の具體的效果は上述せる所の如きのみエドモンド、バルトン氏が濠洲聯邦の首相として初めてなせる演說に曰く濠洲聯邦に於ける自由貿易は到底不可能たるを免れず是れ蓋し甚だ多額なる關稅收入の必要あればなり而かも吾人の政策は保護的にして禁止的にあらず若し夫れ英國貨物に特典を附與するが如きに至つては吾人は可及的互惠交讓に努力すべしと雖も是れ大に考量すべきの問題たり云々蓋し斯等の事實より推測すれば新聯邦の帝國的關稅同盟に對する態度は

必らずしも熱心なりと云ふべからず

然らば則ち所謂帝國的聯合問題の現下の狀態に於て吾人は先づ第一に英帝國は事實上如何なる目的に於ても業に旣に一の聯邦たるべきを思惟せざるを得ず蓋し聯邦てふ語を措きては他に自治殖民地と母國との關係を爾かく表明し得べき政治上の術語なし彼の王冠殖民地と雖も常に廣汎なる自治を許さるゝが故に之れを目くするに聯邦の一分子を以てするも敢て不可なけむ殖民地中央政府の權力は一部人士の主唱するが如くそも甚だ強大ならずと雖も聯邦的存在に關しては統一的機關として亦た實に極要の地步を占め居れり彼の自治殖民地は互に相ひ獨立して其地方的政務を處理すと雖も條約或は協商によりて其外部的關係を定むるに付ては常に母國官憲と協同して始めて之れを處決すべく而して其協同たるや共通の利益幷に相互的耐忍及び保助の感情に基くものなり若し夫れ斯かる狀態にして永續することを得ば斯れ殆むど聯邦關係の理想的形體にして帝國多樣の利益は何等の威迫を受くることなく各々其所を得べしと雖も政治上の關係に於ては決して永がく靜止の狀態を保つべきにあ

らず其終局は聯邦の帶繼更らに緊縮せられ一層形式的なる聯邦機關を生ずるか或は自治殖民地の漸次獨立を完成するに至るか二者其一を出でざるべし

濠洲諸殖民地は獨り大洋中に隔在し其の獨立自給の關係たるや宛かも第二の英國たるの地位にあり濠洲殖民地は由來分離獨立の意なきにあらずと雖も而かも本國政府に於て威迫抑壓を試むるにあらざる以上は好むで分離獨立を企つるが如きことなかるべし彼の殖民地と母國との關係は極めて圓滑にして其の權衡の平準動もすれば分離獨立に傾かんとするにより英國政治家は常に殖民地の憤怨を招き其の自治の觀念を傷けざらむことを以て施政の第一義となせり故に英國多數の政治家は常に自から細策を弄することを愼めり彼の中央機關を創設し之れに附與するに實權を以てするが如きは畢竟殖民地の自治に對する關係を繁くし而かも强ひて之れを行はんとせば少なくも數個の殖民地を失ひ又た他の獨立を促がすことゝなるべし惟ふに眞に一般の利益を保護するに必要なることは殖民地と雖も亦た悦んで本國の施設を贊成すべければ只だ其の形式的に制度の改革を行はんよりは寧ろ先例に據り徐々之れを指導す

るを以て策の最も得たるものとして別に帝國的立法府を設くべしとの議は殆ど歷史を無視するものと云ふべく現在の英國議會をして單に一の地方議會たるに過ぎざらしむるものなり殖民地の總駐在官をして英國議會に列せしむべしとの議は非難すべきにあらず何んとなれば之れによりて英國議會を攪亂するが如き憂なきと同時に殖民地問題の討議に關し代表者をして其の意見を吐露せしむるの便益あり又た各殖民地の總駐在官をして一の助言機關を組織せしむべしとの議論に關しては既に不規則ながら一種團體の成立を見るあり然れども未だ王冠殖民地のそれの如く爾かく發達するに至らざるのみ彼の聯邦機關創設論の如きに至りては最早今日深く世人の顧みる所とならず其の只だ盛んに論議されつゝあるは商業的聯合の方面に外かならず而して一般政界の思潮は聯邦政府の外形的機關よりは寧ろ眞相の經濟的結合を開拓するを以て主眼とするものゝ如し然れども玆に一の困難なる事情ありそは從來に於ける經濟的結合が殖民地と母國との間に存し其の殖民地相互間に在りては何等の關係を認めざりしこと之れなり例へば印度帝國と濠洲又は濠洲と南

阿との間に於て世人の思惟するが如く共通利益の開拓の速かに行われざるが如し加之ならず母國と殖民地との間に在りても亦た屢々利益の相ひ反することあり蓋し母國從來の利益は自由貿易政策の擴張を要求し殖民地は其の幼稚なる工業を保護するを以て利とすればなり論者或は曰く彼のチャンバーレーン氏の帝國關稅同盟案なるものは主として英國の利益を基礎とせるものにして斯くの如き帝國內自由貿易政策は殖民地殊に印度(若し印度を包含するものとせば)にとりて決し贊同し易からざる所あらむのみ而して斯かる定案は勿論直ちに實行せらるゝことあるべからずと雖も漸次英國と各殖民地との間に特別關稅を協定し以て徐々に其目的に向ふことを得せしむるは敢て不可能にあらざるなりと

目下議論の最も盛なるは英國が殖民地の產物に對する特別の待遇を以て能く之れに酬ゆることを得べきや否やの點にあり而してチャンバーレーン氏の一千八百九十六年六月九日帝國商業會議所聯合會に於てなせる提案の如きも亦た眞個の帝國關稅同盟と相ひ駢んで斯かる特別待遇を附與するに躊躇せざる

べきを示せり殖民地の英國貨物優遇に對する報償としては又た他に方法なきにあらず例へば或る一定の殖民地公債は之れを英國供托資金に加ふることを得せしむるが如し而して其殖民地財政に效果あるは言を俟たず

論者又た曰く關稅同盟の問題が如何に深く英國の工業的生命と相ひ懸り如何に其遺傳政策卽ち自由政策と相ひ去ることの遠きやと而して英國政治家の多數は從來常に聲明すらく英國の領有する廣大なる殖民地は人道の爲めに之れを保持するのみ英國は實に全世界をして英國の法律及び秩序の下に商業幷に工業の機會を分かたしめむとするに在り左れば英國在來の自由貿易政策を棄てゝ帝國の周圍に關稅の障壁を築かんとは曾に大不列顚のみならず世界文明の前途に至大の影響を及ぼすに至るべしと斯言亦た一理なきにあらずと雖も世界商業貿易の關係は獨り英國のみをして孤立の境遇に立たしむるを許さゞるものあり關稅同盟の由來や決して偶然にあらず

茲に於て乎知る抑も英帝國の政治的統一の眞の基礎をなすものは母國と殖民地との間に存する財政的關係にして精密なる計算は到底之れを知るに由なき

も少なくとも一兆磅の資本は各殖民地に向つて放下され居るものと見ることを得べし倫敦は實に全英帝國の財政的大中心にして殖民地の銀行鐵道其他の土木事業幷に工業の如き殆むど皆な倫敦の資本によりて經營せられつゝあり這個原素の勢力が如何に帝國の部分を結合し分離的傾向を抑壓すべきかは更らに云ふを俟たざる所とす加之ならず英國資本の中央集權的傾向にして益々發展し各殖民地に於ける工業の設備を其配下に屬せしむるに至りつゝあれば諸他列國の競爭の如き敢て介意する所にあらずと雖も晩近の形勢は決して斯かる樂天觀をなすべきにあらず宏大なる英國殖民地に對する列國の競爭は日に月に劇甚の度を加へ殊に米獨兩國の如きは充滿せる國民の銳氣と資本とを以て英國の獨占的貿易制圈に突進せり之等の事情は幾多の駁論あるにも拘らず彼のチャンバーレーン氏をして關稅同盟を絕叫せしめたる所以なり

英帝國の他の重要なる帶維は殖民地と母國との間に於ける工業的利益の交換なり卽ち前者の多量に產出する所の粗製材料を以て後者の工藝品と交換するに在り英國が永がく殖民地の貨物を吸收せんが爲めには其外國市場に於ける

商勢を維持せざるべからず然るに若し關稅同盟により排他主義を實行するときは必らずや又た外國も英國商業に對する排斥を企つるに至るべく而かも獨り英國殖民地が之れに代つて母國の工藝品を吸收し得るに至るの日は決して近き未來にあらざるべきを主唱するの論者ありと雖も這は只だ一片の杞憂に過ぎざるが故に全然傾聽の價値なきものと云ふべし

由來英國殖民地は其大不列顚帝國に直隷するの故を以て外寇の憂ひなきを得たると同時に彼等殖民地は委如として其全力を擧げて富源の開拓に從事するの幸運を有したり而して其從來國防のことは凡て母國の負擔に懸りし所なりしと雖も晩近殖民地も亦た之れが負擔を分かち以て悅んで共同事に當らむとするに至れり乃ち知る帝國的團結の强弱如何は英國が他の第一等國と一朝戰端を開くの日に於て試驗せらるべく或は自治殖民地の態度は元より之れを豫測すると雖しと雖も而かも其抗爭を排して開戰せる場合の外かは彼等殖民地も亦た其母國をして全然孤立せしむるが如きとなかるべし其他尙ほ擧示すべき所のもの少なからず曰く言語、文學、政治的幷に社會的慣行又は一般文明の母

國と殖民地との間に共通なるが如き之れなり更に晩近帝國主義者が論ずる所の各種共同の行動及び感情の可能、政治的及び社會的名譽の組織強大なる社會幷に帝國に屬する愉快等に就ても亦た然り凡て此等の感情若くば刺戟はそれ自身にとりては他の利益の衝突を緩和すべき強大なる原動力なるべきと共に賢明なる政治家は之れを養つて以て帝國の聯結上そが鞏固の帶緌となせり此等共通の利益及び感情は吾人の上來說述したるが如く一定の制度的形式を具備せずと雖も母國と殖民地との聯結上鞏固なる要素を形成するものなればむとするが如きは策の最も拙なるものと云ふべし

抑も英帝國は宛かも共同の合意より成れる一個の邦國にして其基礎をなすものは文明の遺傳幷に各部分の聯合により共に相ひ利せむとする感情に在り若し夫れ各殖民地にして全然獨立國たるの秋に際會するも尙ほ彼等は大英國の爲めに無二の親友たるべく尨大なるアングロ、サクソン聯邦は百年依然として相互間の好意の上に成立し他の野心ある征服政略に反抗し以て平和の維持

に努むべきなり

參考書

Van Sommer, J., Canada and the Empire.
Brassey, Papers and Adresses, Imperial Federation and Colonization.
Cunninglam, G. C., A scheme for imperial Federation.
Davidson, J., Commercial Federation and Colonial Trade policy, chs. III., IV.
Chamberlain, Foreign and Colonial Speeches.
Hevins, W. A. S, Der Imperialismus und die Handelspolitik der Verein. Koenigreichs.
Hervey, Maurice, H., The Trade policy of Imperial Federation.
Parkin, G. R, Imperial Federation.

第十八章　結論

曰はく國勢の發展曰はく民族の膨脹孰れか吾人の耳朶に觸れて爽快なる音響を傳へ吾人の胸腔を打ちて雄心を鼓舞せしむるに足る好名辭にあらざらん古往今來幾多の帝王幾多の政治家幾多の戰鬪者をして或は狂奔せしめ或は煩悶せしめ歡喜せしめ失望せしめたるもの又此名辭にあらずや凡ての詩歌小說が男女相思の感情を根底とするが如く亦た凡ての歷史傳紀は皆雄圖勃々たる帝

王赤誠國に御ずる志士等が經營慘憺籌策萬端互に世界の舞臺に騁馳して中原の鹿を爭ひたる血痕淋漓の消息を傳ふるものならざるはあらず

太古の代人智尚ほ蒙昧にして國家の組織未だ成らざりし時に於ても業に既に民族團結の自覺あり他の民族に對して勝敗を爭ひ其膨脹を企圖したりしことは之れを想像するに難からず中央亞細亞の高原に於ても南獨逸の森林に於ても楊子江流域の平野に於ても絕東の孤島に於ても皆な同一の歷史を有することは毫も疑ひを挾むの餘地なし漸く下つて國家の組織既に完きに及むでは國家としての生存競爭亦た一層の激甚を加へ强國は弱國を併せ先進國は後進國を呑みたること尚ほ宛かも勇强なる民族が劣弱なる民族を或は壓伏し或は驅逐し或は剿滅したると跡を同ふせるは歷史の明證する所たり遙かに下つて現今に至り人道の自覺愈明かとなり國際道義亦た發達したり所謂文明の域に達したる時代に於ても尚ほ此弱肉强食の狀態に於て些の變化あるを見ず而かも却つて國勢の發展と呼び民族の膨脹を叫ぶ聲の益大ならむとする傾向あるは豈に吾人の等閑に看過すべき現象ならむや

顧みて我が大日本帝國を稽ふるに建國以降二千五百六十有餘年治亂興廢の蹟索漠ならずと雖も之れを世界各國の歷史に比較せば醒風血雨の痕割合に多からず疆域の大を以て四海に誇らむとには寔に斯れ粟散の小國なりと雖も千島列島より臺灣澎湖島に至る海岸線を以て測るときは開明を致すべき素質豐かにして世界の各國に對し敢て遜色あるを見ず

今や極東の島帝國として事實上歐米列强の伍班に列せり我が日本帝國の遠からざる過去を想へ歐米各國は我國を目して韓半島と同じく支那の一隷屬國と思惟せしなり第十六七世紀の頃歐米人の手によりて成りし萬國地圖を閱するに我國は支那と同樣の色別を以て寫劃せられたり(日本探見者の先登として知らるゝフェルナン、メンデス、ピントーの如きすら其當初は我國を支那領視せしなり)吾人は此寫劃を見て當時の歐洲人が斯程までに事情に暗かりしを嗤ふと同時に我國勢の太だ揚らざりしことを思ふて衷心轉た慚愧に堪えざるものあり然るに維新以來我國の進步は迅雷耳を蔽ふに遑あらざるの感あり日清戰爭後は彼の傲岸なる歐米列國も始めて我國の實力を放置し榮譽ある一大强帝國

として我を遇するに至りたるのみならず昨年來日露戰爭の影響は實に世界の人心を戰慄せしめ黃禍說さへ唱へしむるに至れり

由來我國は豐葦原の瑞穗の國の名あり則ち農業を以て立國の大本となし代々聖明の天子君臨し給ひ皇統連綿として今日に至れるは萬國其例を見ざる所況んや絕海の孤島に國所し僅かに弘安の一役を除くの外嘗て兇賊の邊境を窺へるものあらず國民眞に武陵桃源の春に醉へり奈良平安二朝の文物は我國民文雅の面目を發揚して光彩陸離永く文明の基礎を布けり然らざらも文は治國の一端のみ之を約し之を制するに武術なからんか我國も亦た夫の希臘たり印度たり支那たらざるを保せず幸にして鎌倉以降武士的敎育の勃興せるあり士人の重んずる所唯義の一字命を鴻毛の輕きに類して惜まず國家の大變に殉じて遲れざらんことを願とす我國民の武的面目爰に於てか凜然犯かすべからざるものあり文質彬々文恬武熙所謂敷嶋の大和心なるもの茲に始めて完きをなせり

看よ我國の地形は蜿蜒たる長蛇の如く四面環海自然に成せる美術國芙蓉の峯は高く九天に懸り白扇の如く琵琶の湖は深く九地を清めて明月を躍らし瀟洒純潔光風霽月の美は此偉大なる國民を淘冶すべき好箇の轆轤にあらずとせんや

然りと雖も我國民はハ！ミットネーション(仙人國)を以て甘んずるものにあらず亦た由來國力の伸張と民族の膨脹とを以て其國是となせり北は蕭愼靺鞨に西は支那朝鮮に南は暹羅安南印度及び南洋の群島に至るまで其國旗を進めたるの活歷史を有せるにも拘らず悲しきかな雄心落々たる豐太閤一たび逝き德川氏の覇を天下に唱ふるや嚴に鎖國の令を下して勇往敢爲なる國民の活天動地的行動を拘束したり太平實に三百年斯間歐洲の諸列國は漸く東洋の形勢に通じ英吉利佛蘭西和蘭の諸國は南方より我が隣地を蠶蝕し露西亞は北方滿韓の山野を壓して我が對岸に蹯踞するの形を成し我國民の愕然として長眠より覺め來りたるの曉には業に既に四面楚歌の起るを聞きつゝありしなり

維新時代の歷史を回顧すれば豈に戰慄肌に粟を生ずるを禁じ得んや實に我が國情は渾沌として尙は夜の如く內政紊亂して號令何處に出づるを知らず戰法

舊の如くにして甲冑を帶し弓箭を負ひ火繩筒を携へ所謂魚鱗鶴翼の布陣法を說て又た他を知らざるの將士に充つ若し夫れ斯時に際し歐米列强の意を決して我に戰を宣し以て呑噬の爪牙を露はしたらんには其の結果豫め言ひ易すからざるものあり彼の英吉利が印度を掠し佛蘭西がアルゼリヤを奪ひたる般鑑遠からず今に於て單に此を他國の歷史として見るべかりしは國家の幸慶なり

寔に幸ひなるかな上　皇祖皇宗の御靈威と　今上陛下の御稜威とに因り此千秋一遇の危機に方り何等大なる障害災厄に遭遇せず維新の改革着々として歩を進め內治先づ擧り外交漸く國威を損するなきを得今や國勢は隆々乎として旭日の如く却つて劒光を閃めかし西歐の一老大國に人道の何たるかを敎ゆるの地位に達したるを蓋し其進歩の急速なる史上多く其比ひを見ず

然り我が大日本帝國は既に文明開化の程度に於て世界第一等國の伍班に列し得るの期に到りたりと雖も而かも未だ之れを以て滿足するは愚なり其地勢の相似たるの點に於て國民自から私かに東洋の英國を以て任ずと雖も其富力を

比すれば彼我殆むど同日の論にあらず其兵制の完備に於て亦た自から東洋の獨逸を以て居ると雖も其之れを支ふるの資力を較すれば相ひ距る千里なり商業と云ひ工業と云ひ將た文學美術と云ふも亦た之れを米國佛國の隆盛と進歩とに對照すれば安んぞ其後に瞠若たらざるを得んや形而上の文明に於て彼等先進國と相ひ比肩し相ひ駢立するを得はず若し夫れ物質上の文明に於ては暫らく言るには吾人五千萬の國民が更らに長年月の間所謂臥薪嘗膽の苦を忍び具さに崎嶇羊腸の行路難を嘗むるの覺悟なかるべからず而かも此苦難に耐へ將來世界文明の指導者として優に其の目的を達し得るの國民は黃色民族中蓋し獨り大和民族あるのみなるとを銘心せざるべからず乞ふ聊か吾人の懷抱を述べん」

吾人曾て之れを史家に聞く曰く亞細亞は實に世界文明の本源地なるにも拘らず方今の衰廢は殆むど其極點に達したりと謂つべく亞細亞大陸の大半は歐人の領土となりその然らざる邦國と雖も歐洲列國勢力の均衡を僥倖して僅かに其命脈を保つに過ぎずと然るに獨り我が日本帝國は之れと趣きを異にし維新の改革以來は國力文物兩つながら長足の進歩をなし今や人道の爲めに世界强

國中の強國(露國)と戰爭を開始し海に陸に殆ど敵の戰鬪力を全滅せり其最後の必勝を期し得べきは論者の呶々を俟たず

時勢の隆替消長には其原因種々ありて存す亞細亞大陸の諸國が爾かく衰亡せるに反し我が國の斯くも隆盛を致したるの原因は果して何所に在るかそも之れが探究を試むるは興味ある大問題なり

凡そ一國の歷史は其國の地圖によりてそが一半を了解し得べく歷史と地理とは常に密接の關係を有するものにして今亞細亞大陸圖を披き文明の本根が亞細亞の南部に發生したる事實を考察せむか吾人は直ちに此土の風物氣候が人文の啓發に最も適したる理を知るを得べし然るに此地の文明が後世に至り今日見るも淺ましき狀態に陷りしは北部亞細亞に於ける砂漠及び曠野の地理的理由に原因す而して此砂漠及び曠野の地勢たるや西滿洲より長城に沿ふて西方に走り天山葱嶺の左右に於て少しく豐饒の地を形成すと雖もそが大體には何等の變化を現はすなくして露國の南部黑海の北岸に達せり亦た此一帶の土地を北に踰へ西伯利亞の大森林を形成するあるも嚴烈なる寒氣は自然に文化

の發達を阻止せり之れに反して黃河及び楊子江の水域に於ては漢民族の文明發生し恒河及び印度河の水域に於ては印度民族の文明發生しチグラス河及びユーフラート河の流域に於てはカルデア、バビロン、アッシリヤ等のセミチック民族の文明發生しぬ左れば亞細亞は南北の地位に於て豐瘠の兩極端性を帶ぶるが如く南北の民族に於て文野の兩極端性を生ぜり五大洲中亞細亞に於けるが如く地理と民族が劃然として兩分せられし類例は遂に之れを見ることを得ず

此等の砂漠曠野は元より農業の適地にあらざるが故に此間に生活する民族は平素遊獵牧畜を事とし騎馬は實に斯の民族の特技として史上に傳へらる亦た毎に水草を逐ふて轉々移居するが故に其の平生の生活は不知不識の間に行軍的組織を形成せり斯くの如き生活の狀態は之等の民族をして體質を强健ならしむると共に又た剽悍不敵の精神を養はしむ故に若し一朝此間に非凡なる人物の現出せむか多數の衆團を其部下に集合せしめ忽ち强大の國家として南方の文明國を壓倒す固より之等の民族は世界の文明化育に對し何等見るべきも

のなしと雖も其武力の點に至りては中世紀に於て實に世界を震駭せしめたり」亞細亞大陸上下四千年間の歷史則ち之れを概言すれば北方の武力と南方の文化との衝突にして北方の武力が遂に勝利を獲たるが爲め今日の亞細亞大陸は見るも淺ましき衰頽を招致したり其適例として支那の歷史は仔細に之れを證明せり

支那に戎狄の禍の始めて起りしは堯舜時代の當時にして此民族の跳梁跋扈を極めたりしは實に春秋時代に在り管仲齊王の命を奉じ北狄を討伐し孔子春秋の末に現はれて累りに先王の道を唱へ諸侯間に遊說して國性保存を獻策したるが如き畢竟斯れ戎狄の漢土に侵入して漢民族の社會的秩序を打破せむとせし脅迫に對する反動たるに過ぎず秦の始皇帝が六國を滅ぼし支那四百餘州を統一すると同時に戎狄も亦た武力嶄々たる匈奴(トルコ種)の爲めに統合せられ而かも匈奴は始皇帝の武動に對して邊境を脅かし以て南方の釁隙に乘ぜむとなせるが故に漢民族は絕へず萬里の長城を境として彼等の南下を阻止せんと務めたり彼の司馬晉の代に現はれたる五胡の偕傳は第二の春秋時代とも謂つ

べく漢民族は殆むど北狄の併呑に遭遇せむとしたりしも隋唐二代の相ひ繼ひで起りしが爲め幸に其禍害を免れたり殊に唐代は漢民族最盛の時代なると共に衰頽の氣運も亦た此時代に胚胎したり

然り唐代の末世には北狄の强勇として契丹(蒙古種)女眞(ツングース種)相ひ次で支那の北部に割據し連りに漢民族を脅かし遂に蒙古則ち元代に至り彼の漢民族は北狄の厭迫を受け其の支配下に立つに至れり然るに其後一時的反動として漢民族は明朝を建設せしと雖も亦たツングー種に屬する北狄滿洲人(愛親覺羅氏)の爲めに併呑せられて以て方今の清朝に及べり

斯くの如く武力を以て自家の本能となす北方蠻族が比較的文明の發達せる國民を征服し及び之れを支配するの結果は物質的幷に精神的關係に於て種々の弊害を其被征服國民の上に遺すものにして就中弊害の著しきものは愛國心の消滅と保守的傾向なりとす則ち其主權者は文明の何物たるかを解得せざる蠻族なるが故に政治的手段の一に專制に在るは玆に論ずる迄もなく其の愛國心の消滅する元より當然なるのみ